会計情報

Accounting, Tax & Consulting

に関する留意事項

2023年12月期決算の会計処理 企業計基準膨出型業額の企業計基準膨出に対しています。 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等の解説 令和5年12月決算における税務 上の留意事項







Contents

2023年12月期決算の会計処理に関する留意事項 公認会計士 和田 夢斗 公認会計士 木村 寛人 企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適用 19 指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に 関する会計基準の適用指針(案) 1等の解説 公認会計士 木村 寛人 会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理 23 に関する研究報告ー気候変動の課題解決に向けた新たな取 引への対応一」の概要(第1回) 会計・監査 公認会計士 豐岳 光晴 会計上の見積りに関する実務上の諸論点シリーズ 29 第2回 固定資産の減損会計(減損損失の認識・測定) 公認会計士 和田 夢斗 金融庁:「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正す 37 る内閣府令(案)」等の公表について 『会計情報』編集部 金融庁:「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業 38 内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公表 『会計情報』編集部 国際会計基準(IFRS)一つくり手の狙いと監査 39 第38回 IFRS第17号「保険契約」(その7) IFRS -前 国際会計基準審議会 (IASB) 理事 鶯地 隆継 令和5年12月決算における税務上の留意事項 税務 43 デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 長谷川 芳孝 公認会計士・税理士 山形 創一郎 国の会計と関連制度(7回目) 56 ~財政投融資の概要(その3) 財政投融資に関する規律(チ パブリック ェック)の概要~ 公認会計士 長村 彌角 会計基準等開発動向 会計基準等開発動向 『会計情報』編集部 Information 76 新刊書籍のご案内

2023年12月期決算の会計処理に関する 留意事項

公認会計士 夢斗

公認会計士

本稿では、2023年12月期決算の会計処理に関する主 な留意事項について解説を行う。

2023年12月期に適用される新会計基準等には、下記

ⅠからⅢがある。また、2023年12月期において早期適 用が可能な新会計基準等には下記Ⅳがある。

【目次】

【2023年12月期に適用される会計基準等】(※)

- Ⅰ 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)
- Ⅱ 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」
- Ⅲ 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の 取扱い」

【2023年12月期に早期適用が可能な会計基準等】

- Ⅳ 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」
- (※) 執筆時点で公表されている公開草案のうち、2023年12月末までに最終化され、かつ、2023年12月期に最終化された会計基準等が 適用される可能性のあるものとして、以下の公開草案がある。これらの公開草案について最終基準の公表時期に留意する必要がある。
- 実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等
- 企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基 準の適用指針(案)」等

企業会計基準適用指針第31号 「時価の算定に関する会計基準の 適用指針」(2021年改正)

1 公表の経緯・目的

企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)は、 2019年7月4日に公表した企業会計基準適用指針第31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下 「時価算定適用指針」という。)で経過措置を定めていた 投資信託の時価の算定に関する取扱いと、貸借対照表に 持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注 記の取扱いについて審議を行い、2021年6月17日に改 正時価算定適用指針を公表した。

2 投資信託の時価の算定に関する取扱い

改正時価算定適用指針では、投資信託(契約型及び会 社型の双方の形態を含む。以下同じ。)について、投資 信託財産が金融商品であるものと不動産であるものとに 分けて取扱いが定められている。

(1) 投資信託財産が金融商品である投資信託の 取扱い

投資信託財産が金融商品である投資信託について、市 場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請 求(以下合わせて「解約等」という。)に関して市場参 加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が ない場合、基準価額を時価とする(以下「基準価額を時 価とする取扱い」という。)。ただし、会計基準における 時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価 格の利用を妨げるものではない(改正時価算定適用指針 24-2項)。

また、投資信託財産が金融商品である投資信託につい て、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に 関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの 重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するとき は、基準価額を時価とみなすことができる(以下「基準 価額を時価とみなす取扱い」という。)(改正時価算定適 用指針24-3項)。

- ➤ 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準 (IFRS) 又は米国会計基準に従い作成されてい る場合
- ➤ 当該投資信託の財務諸表がIFRS及び米国会計

基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計 基準における時価の算定に関する定めがIFRS 第13号「公正価値測定」又はAccounting Standards Codification (米国財務会計基準 審議会(FASB)による会計基準のコード化体 系)のTopic 820「公正価値測定」と概ね同等 であると判断される場合

➤ 当該投資信託の投資信託財産について、一般社 団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の 評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行 われている場合

ここで、上記の「解約等に関して市場参加者からリス クの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」の 重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基 準価額を調整する際の金額的重要性により行い、例え ば、次のような制限のみがある場合はこれに該当しない (改正時価算定適用指針24-4項)。

- ➤ 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約 制限(金融商品取引所の取引停止などやむを得 ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限 する場合など)
- ➤ 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便 宜のための最低解約額の設定
- ▶ 解約可能日が定期的に設定されており、その間 隔が短い(例えば、1か月程度)もの

(結論の背景)

市場における取引価格が存在せず、一般に基準価 額による解約等が主要な清算手段となっている投資 信託については、投資信託の購入及び解約等の際の 基準となる基準価額を出口価格として取り扱うこと ができると考え、投資信託について、市場における 取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参 加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制 限がない場合、基準価額も時価となることを示した とされている(改正時価算定適用指針49-2項)。

一方、市場における取引価格が存在せず、かつ、 解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求め られるほどの重要な制限がある場合は、投資信託財 産の評価額の合計額を投資信託の総口数で割った一 口当たりの価額である基準価額が時価となるわけで はなく、基準価額を基礎として時価を算定する場合 には何らかの調整が必要になるものと考えられる。

ここで、基準価額に対して調整を行うことを求め た場合、投資信託が業種を問わず広く保有されてい ることを踏まえると、その影響も広範囲にわたるこ とが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想 定される。

そのため、投資信託財産が金融商品である投資信

託の解約等に関して市場参加者からリスクの対価を 求められるほどの重要な制限がある場合、一定の要 件に該当するときは、基準価額を時価とみなすこと ができるとしたとされている(改正時価算定適用指 針49-3項)。

なお、海外の法令に基づいて設定された投資信託に対 して「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する際、 時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い (通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流 動性などの特性も考慮する。)場合に限り、基準価額を 時価とみなすことができる(改正時価算定適用指針 24-5項)。

また、第三者から入手した相場価格の利用(改正時価 算定適用指針18項)については、「基準価額を時価とす る取扱い」を適用する場合、解約等に関して市場参加者 からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がな く、当該基準価額により解約等ができることで、第三者 から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたも のであると判断することができる。さらに、「基準価額 を時価とみなす取扱い」を適用する場合、その適用要件 に該当することで、第三者から入手した相場価格が会計 基準に従って算定されたものであるとみなすことができ る(改正時価算定適用指針24-6項)。

(第三者から入手した相場価格の利用)

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー 等、第三者から入手した相場価格が会計基準に従っ て算定されたものであると判断する場合には、当該 価格を時価の算定に用いることができる。

資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又 は負債に係る通常の市場における活動に比して著し く低下していると判断した場合には、第三者から入 手した相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情 報に基づいているかどうか又は市場参加者の仮定を 反映した評価技法に基づいているかどうかを評価し て、当該価格を時価の算定に考慮する程度について 判断する(改正時価算定適用指針18項)。

(2) 投資信託財産が不動産である投資信託の取 扱い

投資信託財産が不動産である投資信託については、市 場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して 市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な 制限がない場合、基準価額を時価とする(基準価額を時 価とする取扱い)。ただし、会計基準における時価の定 義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用 を妨げるものではない(改正時価算定適用指針24-8項)。

また、投資信託財産が不動産である投資信託につい て、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に 関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの

重要な制限がある場合、基準価額を時価とみなすことができる(基準価額を時価とみなす取扱い)。なお、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用する(改正時価算定適用指針24-9項)。

ここで、上記の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」の重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行い、これに該当しない例は投資信託財産が金融商品である投資信託の場合と同様である(本稿 I. 2. (1)参照)(改正時価算定適用指針24-10項)。

(結論の背景)

投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。

これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)に従い、一律に時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することとしたとされている(改正時価算定適用指針49-10項)。

これを踏まえ、投資信託財産が不動産である投資信託についても市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示したとされている(改正時価算定適用指針49-11項)。

また、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考えられる。この点、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の理由により、基準価額を時価とみなすことができるとしたとされている。

その際、基準価額は時価の算定日に算定されるものを使用することが原則と考えられるが、投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻度が低く、時価の算定日における基準価額がない場合が考えられる。この場合、たとえ時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとは言えないとしても、取得原価より直近の基準価額の方が有用

な情報と考えられるため、投資信託財産が不動産である投資信託については、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとしたとされている(改正時価算定適用指針49-12項)。

なお、第三者から入手した相場価格の利用(改正時価算定適用指針18項)については、「基準価額を時価とする取扱い」を適用する場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額により解約等ができることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる。さらに、「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する場合、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しない(改正時価算定適用指針24-11項)。

(3) 投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、 投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用する かは、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判 断する(改正時価算定適用指針24-13項)。

また、投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合は、信託財産たる不動産そのものが投資信託財産であるのと同様に取り扱う(改正時価算定適用指針24-14項)。 投資信託の解約等を行う際に投資家が負担する信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めない(改正時価算定適用指針24-15項)。

(4)「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用 した投資信託に関する注記

「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)4項に定める事項(金融商品の時価等に関する事項)を他の金融商品と合わせて注記したうえで、「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記する。また、金融商品時価開示適用指針5-2項に定める事項(金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項)を注記しないこととし、その場合、次の事項を注記する(改正時価算定適用指針24-7項、24-12項)。

投資信託財産が金融商 品である投資信託にお ける注記(改正時価算 定適用指針24-7項)

- (1) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する 事項を注記していない旨
- (2) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
- (3) (2)の合計額が重要性に乏しい場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表
- (4) (2)の合計額に重要性に乏しい場合を除き、(2)の時価の算定日における解約等に関する制 限の内容ごとの内訳

投資信託財産が不動産 である投資信託におけ る注記(改正時価算定 適用指針24-12項)

- (1) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する 事項を注記していない旨
- (2) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
- (3) (2)の合計額に重要性に乏しい場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表

3 貸借対照表に持分相当額を純額で計上 する組合等への出資の時価の注記に関 する取扱い

貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等 の出資については、金融商品時価開示適用指針4項(1) に定める事項の注記(金融商品の時価等に関する事項の うち、原則として金融商品の科目ごとに貸借対照表計上 額、貸借対照表日における時価及びその差額の注記)を 要しないこととし、その場合、他の金融商品における金 融商品時価開示適用指針4項(1)の注記に併せて、次の 事項を注記する(改正時価算定適用指針24-16項)。

- (1) 時価の注記を要しないとする取扱い(改正時 価算定適用指針24-16項)を適用しており、 時価の注記を行っていない旨
- (2) 時価の注記を要しないとする取扱い(改正時 価算定適用指針24-16項)を適用した組合等 への出資の貸借対照表計上額の合計額

4 滴用時期

改正時価算定適用指針は2022年4月1日以後開始する 連結会計年度及び事業年度の期首(12月決算会社では 2023年12月期の期首)から適用する(改正時価算定適 用指針25-2項)。

実務対応報告第42号「グループ 通算制度を適用する場合の会計 処理及び開示に関する取扱い」

ASB|は、2021年8月12日に実務対応報告第42号「グ ループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関 する取扱い」(以下「実務対応報告第42号」という。) を公表した。

1 公表の経緯・目的

2020年3月に成立した「所得税法等の一部を改正す る法律」(令和2年法律第8号)により、連結納税制度が 見直されグループ通算制度に移行する。

このため、グループ通算制度を適用する場合における 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び 開示の取扱いを明らかにすることを目的として実務対応 報告第42号が公表された。

2 範囲

実務対応報告第42号は、グループ通算制度を適用す る企業の連結財務諸表及び個別財務諸表並びに連結納税 制度から単体納税制度に移行する企業の連結財務諸表及 び個別財務諸表に適用する。なお、実務対応報告第42 号は、通算税効果額の授受を行うことを前提としてお り、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び 開示については取り扱っていない(実務対応報告第42 号3項)。

(結論の背景)

通算会社が申告納付を行う税額は、通算前所得に 対して通算グループ内の他の通算会社との損益通算 や欠損金の通算を行った後の課税所得を基に算定さ れたものであり、当該通算等による税額の減少額を 通算税効果額として、通算会社間で金銭等の授受が 行われることが想定されている(実務対応報告第 42号37項)。

ただし、通算税効果額の授受は任意であり、実務 上、通算税効果額の授受を行わない場合が生じるか 否かが定かではないが、連結納税制度においては個 別帰属額の授受を行っている場合が多いと考えら れ、グループ通算制度においても一般的には通算税 効果額の授受を行うことが想定される。また、通算 税効果額の授受を行わない場合の取扱いの検討には 一定の困難性があるものと考えられる。

よって、実務対応報告第42号においては通算税 効果額の授受を行うことを前提として会計処理及び 開示を定めており、通算税効果額の授受を行わない 場合の会計処理及び開示については、連結納税制度 における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱って いない。そのため、通算税効果額の授受を行わない 場合の具体的な定めは存在せず、企業会計基準第 24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準」第4-3項に定める「関連す る会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当す ることになると考えられる(実務対応報告第42号 38項)。

3 定義

実務対応報告第42号は企業会計基準第27号「法人税、 住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税 等会計基準」という。)、企業会計基準適用指針第28号 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下「税効果 適用指針」という。)、企業会計基準適用指針第26号「繰 延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回 収可能性適用指針」という。)と同様の用語を用いてい る(実務対応報告第42号4項)。そのうえで、グループ 通算制度に特有の用語について定義を定めている。

(用語の定義)

- ➤ 「通算会社」とは、グループ通算制度を適用す る企業をいう(実務対応報告第42号5項(1))。
- ➤ 「特定繰越欠損金」とは、法人税法第64条の7 第2項に規定する特定欠損金額をいい、グルー プ通算制度を適用する前に生じた税務上の繰越 欠損金であって一定の要件を満たす場合にグル ープ通算制度適用後にも控除可能な税務上の繰 越欠損金等をいう(実務対応報告第42号5項 $(7))_{0}$
- ➤ 「損益通算」とは、法人税法第64条の5に規定 する損益通算をいい、通算グループ内で通算前 欠損金が生じている通算会社(以下「欠損会 社」という。) の通算前欠損金の合計額を、通 算前所得が生じている通算会社(以下「所得会 社」という。)の通算前所得の合計額を限度と して、所得会社の通算前所得の金額の比で配分 し、所得会社において損金に算入するととも に、損金に算入された金額の合計額を欠損会社 の通算前欠損金の金額の比で配分した額を、欠 損会社において益金に算入することをいう(実 務対応報告第42号5項(8))。
- ➤ 「欠損金の通算」とは、法人税法第64条の7に 規定する欠損金の通算をいい、通算グループ全 体の特定繰越欠損金以外の繰越欠損金の合計額 を通算会社の損金算入限度額の比で配分した金 額を、通算会社において損金に算入することな どをいう (実務対応報告第42号5項(9))。
- ➤ 「通算税効果額」とは、法人税法第26条第4項 に規定する通算税効果額をいい、損益通算、欠 損金の通算及びその他のグループ通算制度に関 する法人税法上の規定を適用することにより減 少する法人税及び地方法人税の額に相当する金 額として、通算会社と他の通算会社との間で授

- 受が行われた場合に益金の額又は損金の額に算 入されない金額をいう(実務対応報告第42号5 項(10))。
- ➤ 「投資簿価修正」とは、法人税法施行令第119 条の3第5項等に従って、通算会社が保有する 他の通算会社の株式等の帳簿価額について、当 該他の通算会社が通算会社でなくなる時点にお いて、当該他の通算会社の税務上の簿価純資産 価額(税務上の資産の帳簿価額の合計額から税 務上の負債(新株予約権に係る義務を含む。) の帳簿価額の合計額を減算した金額)との差額 を加算又は減算することをいう(実務対応報告 第42号5項(12))。

4 既存の会計基準等との関係

実務対応報告第42号の開発にあたっては、基本的な 方針として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点 に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度にお ける実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合 の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(以下 「実務対応報告第5号」という。) 及び実務対応報告第7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する 当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第5号と合わせ て「実務対応報告第5号等」という。)等の会計処理及 び開示に関する取扱いが踏襲されている(実務対応報告 第42号40項)。

また、実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、 法人税等会計基準又は「税効果会計に係る会計基準」 (以下「税効果会計基準」という。) 及び同注解、企業会 計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改 正」(以下「企業会計基準第28号」という。)、税効果適 用指針並びに回収可能性適用指針(以下、税効果会計基 準及び同注解、企業会計基準第28号、税効果適用指針 並びに回収可能性適用指針を合わせて「税効果会計基準 等」という。)の定めに従うこととされており、グルー プ通算制度に特有の会計処理及び開示のみが示されてい る(実務対応報告第42号41項)。

(結論の背景)

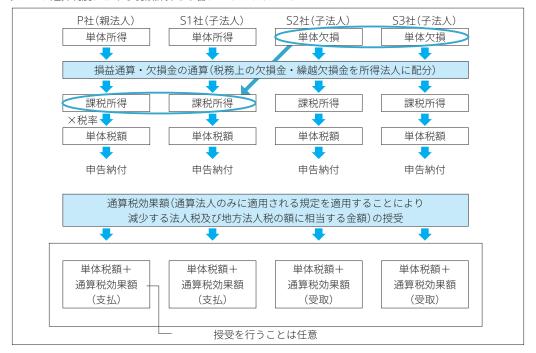
グループ通算制度は、連結納税制度を見直したも のであるが、連結納税制度が企業グループ全体を1 つの納税単位とする制度であるのに対して、グルー プ通算制度は法人格を有する各法人を納税単位とし て、課税所得金額及び法人税額の計算並びに申告は 各法人がそれぞれ行うこと(個別申告方式)が基本 とされている。また、同時に企業グループの一体性 に着目し、課税所得金額及び法人税額の計算上、企 業グループをあたかも1つの法人であるかのように 捉え、損益通算等の調整を行う仕組みとされている (実務対応報告第42号39項)。

このように、連結納税制度とグループ通算制度とでは、全体を合算した所得を基に納税申告を親法人が行うか、各法人の所得を基にそれらを通算した上で納税申告を各法人が行うかなどの申告手続は異なるが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じであることから、グループ通算制度を適用する場合の実務対応報告第42号

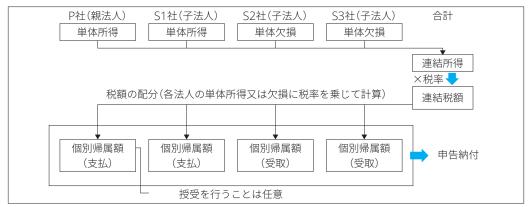
の開発にあたっては、基本的な方針として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第5号等の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲することとしたとされている(実務対応報告第42号40項)。

【図表1 連結納税制度とグループ通算制度の比較】

① グループ通算制度における税額計算と申告プロセスのイメージ



② 連結納税制度における税額計算と申告プロセスのイメージ



上図のように、グループ通算制度と連結納税制度では、申告手続きは異なるが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じである。

(出所: 2021年8月の実務対応報告第42号公表時における「公表にあたって」の「(別紙1) グループ通算制度を適用する場合の税額計算の概要」から一部加工。)

5 会計処理

(1) 法人税及び地方法人税に関する会計処理

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人 税及び地方法人税に関する会計処理は、法人税等会計基 準の定めに従う(実務対応報告第42号6項)。

また、個別財務諸表における損益計算書において、通 算税効果額は当事業年度の所得に対する法人税及び地方 法人税に準ずるものとして取り扱う(実務対応報告第 42号7項)。

(結論の背景)

連結納税制度では、連結納税会社の個別帰属額が 計算され各社に配分されており、実務対応報告第5 号等では、個別帰属額を「法人税、住民税及び事業 税」と同様に取り扱うこととしていた(実務対応報 告第42号43項)。

グループ通算制度における通算税効果額は、グル ープ通算制度を適用したことによる税額の減少額で あり、令和2年度税制改正の財務省による解説にお いて「個別帰属額と同様に法人税に相当する金額で あることから、益金不算入・損金不算入とされてい る」とされている。

そのため、通算税効果額についても、連結納税制 度における個別帰属額の取扱いを踏襲し、個別財務 諸表における損益計算書において、当事業年度の所 得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとし て取り扱うこととしたとされている(実務対応報告 第42号44項)。

(2) 税効果会計に関する会計処理

① 基本的な取扱い

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、税効 果会計基準等の定めに従う(実務対応報告第42号8項)。

グループ通算制度の対象とされていない住民税及び事 業税については、それぞれ法人税及び地方法人税とは区 別して、税効果会計基準等を適用する(実務対応報告第 42号8項)。

また、住民税の税額計算は、グループ通算制度によっ て算定された法人税額からグループ通算制度による影響 を控除して算定するため、これを考慮して繰延税金資産 の回収可能性の判断を行う(実務対応報告第42号8項)。

② 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、繰延 税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は税効果 適用指針45項から49項の定めに従い、利益に関連する 金額を課税標準とする税金の種類ごとに適用する税率を 算定する(実務対応報告第42号9項)。

また、繰延税金資産の回収可能性が法人税及び地方法 人税と事業税とで異なる場合又は繰延税金資産の回収可

能性が住民税と事業税とで異なる場合で、かつ、回収可 能性が異なることによる重要な影響がある場合には、そ の影響を考慮した税率で繰延税金資産の計算を行う(実 務対応報告第42号9項)。

- ③ 法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可 能性の判断
- (a) 個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性 (基本的な考え方)

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、個別 財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠 損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断について は、回収可能性適用指針6項から34項の定めに従う(実 務対応報告第42号10項)。

(結論の背景)

連結納税制度を適用する場合の税効果会計につい て、実務対応報告第5号等では、個別財務諸表にお ける繰延税金資産の回収可能性の判断において個別 帰属額を考慮することとしていた。

この点、グループ通算制度においても、通算税効 果額を法人税及び地方法人税に準ずるものとして取 り扱うこととしていることから、連結納税制度にお ける取扱いを踏襲し、個別財務諸表における繰延税 金資産の回収可能性の判断にあたっては、他の通算 会社からの通算税効果額を考慮することとしたとさ れている (実務対応報告第42号50項)。

(繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順)

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順につい て、回収可能性適用指針11項(5)及び(6)を適用する際 には、通算税効果額の影響を考慮して、次のとおり取り 扱う(実務対応報告第42号11項)。

- ① 回収可能性適用指針11項(1)から(4)により将来 加算一時差異の解消見込額と相殺し切れなかった 将来減算一時差異の解消見込額については、ま ず、通算会社単独の将来の一時差異等加減算前通 算前所得の見積額と解消見込年度ごとに相殺し、 その後、損益通算による益金算入見積額と解消見 込年度ごとに相殺する。
- ② ①で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消 見込額については、解消見込年度の翌年度以降に おいて、特定繰越欠損金以外の繰越欠損金として 取り扱われることから、実務対応報告第42号12 項に従って、税務上の繰越欠損金の控除見込年度 ごとの損金算入のスケジューリングに従って回収 が見込まれる金額と相殺する。

回収可能性適用指針11項また書き(期末に税務上の 繰越欠損金を有する場合の取扱い)を適用する際には、 特定繰越欠損金と特定繰越欠損金以外の繰越欠損金ごと に、その繰越期間にわたって、将来の課税所得の見積額 (税務上の繰越欠損金控除前) に基づき、税務上の繰越 欠損金の控除見込年度ごとに損金算入限度額計算及び翌 期繰越欠損金額の算定手続に従って損金算入のスケジュ ーリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産 として計上する(実務対応報告第42号12項)。

(結論の背景)

グループ通算制度においては、課税所得の計算に おいて、まず、(1)通算前所得が計算され、その後、 (2) 損益通算や(3) 欠損金の通算を行って課税所得 が計算されることから、連結納税制度における当該 取扱いを踏襲し、期末における将来減算一時差異の 解消見込額(将来加算一時差異の解消見込額との相 殺後)を(1)一時差異等加減算前通算前所得の見積 額、(2)損益通算による益金算入見積額の順に相殺 し、相殺し切れなかった額は、(3)特定繰越欠損金 以外の繰越欠損金として損金算入のスケジューリン グに従って回収が見込まれる金額と相殺することと したとされている(実務対応報告第42号51項)。

【図表2 グループ通算制度における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順のイメージ】

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断においても、損益通算及び欠損金の通算の影響を考

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

【将来減算一時差異の税効果】(実務対応報告第42号11項)

- ① 将来減算一時差異の解消見込額
- ② 将来加算一時差異の解消見込額
- ①と②を相殺
- ④ 一時差異等加減算前通算前所得
- ③と4を相殺
- ⑥ 損益通算による益金算入見積額
- (7) ⑤と⑥で相殺しきれなかった額
- 特定繰越欠損金以外の繰越欠損金としての 8 翌期以降の回収見込額(12項に基づき判断)
 - ⑦-⑧回収不能額(評価性引当額)

【税務上の繰越欠損金の税効果】(実務対応報告第42号12項)

- ① 特定繰越欠損金又はそれ以外の繰越欠損金
- ② 繰越期間にわたる税務上の繰越欠損金の控除見込額

①-②回収不能額(評価性引当額)

(企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関す る取扱い)

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判 断を行うにあたっての企業の分類について、回収可能性 適用指針15項から32項を適用する際には、次のとおり 取り扱う(実務対応報告第42号13項)。

- ① 通算グループ全体の分類と通算会社の分類をそれ ぞれ判定する。なお、通算グループ全体の分類 は、実務対応報告第42号17項に従って判定し、 通算会社の分類は、損益通算や欠損金の通算を考 慮せず、自社の通算前所得又は通算前欠損金に基 づいて判定する。
- ② 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能 性の判断については、通算グループ全体の分類 が、通算会社の分類と同じか上位にある場合は、 通算グループ全体の分類に応じた判断を行う。ま た、通算グループ全体の分類が、通算会社の分類 の下位にある場合は、当該通算会社の分類に応じ た判断を行う。
- ③ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可 能性の判断において、特定繰越欠損金以外の繰越 欠損金については通算グループ全体の分類に応じ た判断を行う。

また、特定繰越欠損金については、損金算入限 度額計算における課税所得ごとに、通算グループ 全体の課税所得は通算グループ全体の分類に応じ た判断を行い、通算会社の課税所得は通算会社の 分類に応じた判断を行う。

(結論の背景)

連結納税制度における連結納税会社の分類の判定 について、実務においては各社における個別所得額 のみを用いて判定が行われていたものと考えられる ことから、グループ通算制度における通算会社の分 類は、損益通算や欠損金の通算を考慮せず、自社の 通算前所得又は通算前欠損金に基づいて判定するこ とを明確にした(実務対応報告第42号52項)。

(b) 連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性 (基本的な考え方)

連結財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の 繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性について は、通算グループ全体について回収可能性適用指針6項 から34項に従って判断を行い、個別財務諸表において 計上した繰延税金資産の合計額との差額は、連結上修正 する (実務対応報告第42号14項)。

(繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順)

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判 断に関する手順について、回収可能性適用指針11項を 適用する際は以下の読み替えを行ったうえで、回収可能 性の判断を行う(実務対応報告第42号15項)。

読み替え前	読み替え後
将来減算一時差異	通算グループ全体の将来減算一時 差異の合計
将来加算一時差異	通算グループ全体の将来加算一時 差異の合計
一時差異等加減算前 課税所得の見積額	通算グループ全体の一時差異等加 減算前課税所得の見積額の合計

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判 断に関する手順について、回収可能性適用指針11項(6) 及び同項また書きを適用する際には、実務対応報告第 42号12項(個別財務諸表における回収可能性適用指針 11項また書きの適用に関する取扱い)と同様に取り扱 い、特定繰越欠損金と特定繰越欠損金以外の繰越欠損金 ごとに損金算入のスケジューリングを行い、回収が見込 まれる金額を繰延税金資産として計上する(実務対応報 告第42号16項)。

(企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関す る取扱い)

連結財務諸表における通算グループ全体の企業の分類 の判断においては、回収可能性適用指針15項から32項 における「一時差異等」や「課税所得」、「税務上の欠損 金」、「一時差異等加減算前課税所得」等の通算会社ごと に生じる項目は、その合計が通算グループ全体で生じる ものとして取り扱い、通算グループ全体の分類を判断す る (実務対応報告第42号17項)。

また、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収 可能性の判断については、実務対応報告第42号13項(3) (個別財務諸表における取扱い)と同様に取り扱う (実 務対応報告第42号17項)。

(c) 未実現損益の消去に係る一時差異の取扱

連結財務諸表における未実現損益の消去に係る連結財 務諸表固有の一時差異については、税効果適用指針34 項から37項に従って処理する(実務対応報告第42号18 項)。

ただし、繰延税金資産及び繰延税金負債の計上対象と なる法人税及び地方法人税に係る未実現損益の消去に係 る一時差異の上限について、以下のように読み替えて適 用する (実務対応報告第42号18項)。

読み替え前	読み替え後
売却元の連結会社の売却年 度における課税所得(税効 果適用指針35項)	通算グループ全体の課税年 度における課税所得の合計
売却元の連結会社の売却年度における当該未実現損失に係る税務上の損金を算入する前の課税所得(税効果適用指針36項)	通算グループ全体の課税年度における当該未実現損失 に係る税務上の損金を計上する前の課税所得の合計

(d) 投資簿価修正に関する取扱い

投資簿価修正による期末時点における他の通算会社の 株式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額 は、一時差異と同様に取り扱い、次のように処理する (実務対応報告第42号19項)。

(個別財務諸表上の取扱い)

- ① 税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の 帳簿価額を上回り、投資簿価修正によって、当該帳 簿価額が増額修正される場合(下記③の場合を除 く。)、当該増額修正される部分については、次のい ずれも満たす場合、繰延税金資産を計上する。
 - ➤ 予測可能な将来の期間に、他の通算会社の株式 等の売却等(投資簿価修正が行われる場合に限 る。以下同じ。)を行う意思決定又は実施計画 が存在する場合
 - ➤ 回収可能性適用指針に従って、当該繰延税金資 産の回収可能性があると判断される場合
- ② 税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の 帳簿価額を下回り、投資簿価修正によって、当該帳簿 価額が減額修正される場合(下記③の場合を除く。)、 当該減額修正される部分については、次のいずれも満 たす場合を除き、繰延税金負債を計上する。
 - ▶ 他の通算会社に対する株式等の売却等を、当該 株式等を保有する会社自身で決めることができ る場合
 - ▶ 予測可能な将来の期間に、他の通算会社の株式 等の売却等を行う意思がない場合
- ③ 他の通算会社の株式等について評価損(グループ通 算制度の適用前に当該株式等について行った評価損を 含む。)を計上している場合で、当該評価損に係る繰 延税金資産を計上したときには、他の通算会社の株式 等の評価損計上前の帳簿価額と税務上の簿価純資産価 額との差額について税効果を合わせて認識する。ま た、当該評価損に係る繰延税金資産を計上していない 場合で、税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株 式等の評価損計上前の帳簿価額を下回るとき(当該下 回る部分が評価損に係る将来減算一時差異の範囲内で

ある場合に限る。) は、当該下回る部分に係る繰延税 金負債を認識しない。

(連結財務諸表上の取扱い)

連結財務諸表においては、個別財務諸表における前項 の会計処理によって計上した繰延税金資産及び繰延税金 負債を取り崩した上で、連結貸借対照表における通算子 会社に対する投資の連結貸借対照表上の価額と税務上の 簿価純資産価額との差額を連結財務諸表固有の一時差異 と同様に取り扱い、税効果適用指針20項から23項に従 って処理する(実務対応報告第42号20項)。

(結論の背景)

投資簿価修正は、株式等の売却等を行う時点にお いて税務上の投資簿価を修正するものであり、売却 等を行う時点までの間は税務上の帳簿価額が修正さ れるものではないことから、投資簿価修正による影 響は売却等を行う時点までの間は税効果適用指針4 項(3)における「一時差異」には該当しないものと 考えられる。

しかし、連結納税制度では、実務対応報告第5号 等において、売却等によって解消するときにその年 度の課税所得を増額又は減額する効果を有すること から、一時差異と同様に取り扱うものとしていた。

グループ通算制度においては、投資簿価修正の方 法が税務上の簿価純資産価額との差額を加算又は減 算する方法に変更されているが、売却等によってそ の年度の課税所得を増額又は減額する効果を有する 点は同様であることから、連結納税制度における取 扱いを踏襲し、期末時点における他の通算会社の株 式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額 を、一時差異と同様に取り扱うこととしたとされて いる(実務対応報告第42号55項)。

(e) 適用時、加入時及び離脱時の取扱い (適用時の取扱い)

グループ通算制度を新たに適用する場合には、グルー プ通算制度の適用の承認があった日又は承認があったも のとみなされた日の前日を含む連結会計年度及び事業年 度(四半期会計期間を含む。)の連結財務諸表及び個別 財務諸表から、翌年度よりグループ通算制度を適用する ものとして、税効果会計を適用する(実務対応報告第 42号21項)。

ただし、適用の承認を受けていない場合であっても、 翌年度よりグループ通算制度を適用することが明らかな 場合であって、かつ、グループ通算制度に基づく税効果 会計の会計処理が合理的に行われると認められる場合に は、これらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業 年度(四半期会計期間を含む。)の財務諸表から、翌年 度よりグループ通算制度を適用するものと仮定して、税 効果会計を適用することができる(実務対応報告第42 号21項)。

(加入時の取扱い)

株式の取得等によって、新たに通算子会社となる(以 下「加入」という。)企業がある場合、次のように取り 扱う (実務対応報告第42号22項)。

加入前の時点で連結子 会社である企業が、新 たに通算子会社となる 場合

当該企業を将来、通算子会社とすることについての意思決定がなされ、かつ、実行される可 能性が高いと認められる場合には、これらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業年度(四 半期会計期間を含む。)の連結財務諸表及び個別財務諸表から、その影響を考慮して税効果会計 を適用する。

加入前の時点で連結子 会社でない企業が、新 たに通算子会社となる 場合

通算子会社となった時から、その影響を考慮して税効果会計を適用する。

ただし、通算子会社となることによって、税務上の繰越欠損金の引継制限や特定資産に係る 譲渡等損失額の損金算入制限が課される場合で、通算子会社となる可能性が高く、かつ、当該 企業においてもその事実が明らかになっていると認められる場合には、これらを満たした時点 を含む事業年度(四半期会計期間を含む。)の個別財務諸表から、損金算入が見込まれない税務 上の繰越欠損金及び特定資産に係る将来減算一時差異について繰延税金資産の回収可能性はな いものとする。

(離脱時の取扱い)

株式の売却等によって、通算子会社でなくなる企業が ある場合であって、将来、通算子会社でなくなることに ついての意思決定がなされ、かつ、実行される可能性が 高いと認められる場合には、これらを満たした時点を含 む連結会計年度及び事業年度(四半期会計期間を含む。) の連結財務諸表及び個別財務諸表から、その影響を考慮 して税効果会計を適用する(実務対応報告第42号23 項)。

6 開示

(1) 表示

① 法人税及び地方法人税に関する表示

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人 税及び地方法人税に関する表示は、法人税等会計基準の 定めに従う(実務対応報告第42号24項)。

通算税効果額は、法人税及び地方法人税を示す科目に 含めて、個別財務諸表における損益計算書に表示する。

また、通算税効果額に係る債権及び債務は、未収入金 や未払金などに含めて個別財務諸表における貸借対照表 に表示する(実務対応報告第42号25項)。

② 繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示

個別財務諸表にお ける表示	通算会社で計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の表示は、税効果会計基準等の定めに従う(実 務対応報告第42号26項)。
連結財務諸表にお ける表示	法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、企業会計基準第28号2項の定めによらず、通算グループ全体の繰延税金資産の合計と繰延税金負債の合計を相殺して、連結貸借対照表の投資その他の資産の区分又は固定負債の区分に表示する(実務対応報告第42号27項)。

(2) 注記事項

① 実務対応報告第42号の適用に関する注記

グループ通算制度の適用により、実務対応報告第42 号に従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれら に関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、 その旨を下記②の注記の内容とあわせて注記する(実務 対応報告第42号28項)。

② 税効果会計に関する注記

連結財務諸表及び個別財務諸表における税効果会計基 準第四及び企業会計基準第28号3項に定める注記は、法 人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、 これらの税金全体で注記する(実務対応報告第42号29 項)。

(税効果会計基準第四及び企業会計基準第28号3項 に定める注記)

- 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の 主な内訳
- 2. 税引前当期純利益又は税金等調整前当期純利益 に対する法人税等(法人税等調整額を含む。) の比率と法定実効税率との間に重要な差異があ るときは、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳
- 3. 税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負 債の金額が修正されたときは、その旨及び修正
- 4. 決算日後に税率の変更があった場合には、その 内容及びその影響

③ 連帯納付義務に関する注記

通算会社が負っている連帯納付義務については、偶発 債務としての注記を要しない(実務対応報告第42号30 項)。

7 適用時期等

① 適用時期

実務対応報告第42号は、2022年4月1日以後に開始 する連結会計年度及び事業年度の期首(12月決算会社 では2023年12月期の期首)から適用する。

ただし、税効果会計に関する会計処理及び開示につい ては、2022年3月31日以後に終了する連結会計年度及

び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表(12 月決算会社では2022年12月期の期末)から適用するこ とができる(実務対応報告第42号31項)。

② 経過措置等

連結納税制度を適用している企業がグループ通算制度 に移行する場合、実務対応報告第42号の適用は、会計 基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するが、会計 方針の変更による影響はないものとみなす。また、会計 方針の変更に関する注記は要しない(実務対応報告第 42号32項(1))。

単体納税制度を適用している企業が2022年4月1日以 後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から グループ通算制度に移行する場合の実務対応報告第42 号に基づく税効果会計の適用時期については、21項の 定め(適用時の取扱い)によらず、31項に定める時期 から適用する(実務対応報告第42号32項(2))。

連結納税制度を適用している企業が単体納税制度に移 行する場合、31項の定め(適用時期の定め)にかかわ らず、グループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出 した日の属する会計期間(四半期会計期間を含む。)か ら、2022年4月1日以後最初に開始する事業年度より単 体納税制度を適用するものとして税効果会計を適用する (実務対応報告第42号33項)。

Ⅲ 実務対応報告第44号「グローバ ル・ミニマム課税に対応する法 人税法の改正に係る税効果会計 の適用に関する当面の取扱い」

ASB|は、2023年3月31日に、実務対応報告第44号 「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正 に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」(以下 「実務対応報告第44号」という。)を公表した。

1 公表の経緯・目的

令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム 課税に対応する法人税が創設され、それに係る規定(以 下「グローバル・ミニマム課税制度」という。)を含め た税制改正法(「所得税法等の一部を改正する法律」(令 和5年法律第3号))(以下「改正法人税法」という。)が 2023年3月28日に成立している(以下、改正法人税法 が成立した2023年3月28日を「改正法人税法の成立日」

という。)。

グローバル・ミニマム課税制度では、当該制度に基づ いた基準税率(15%)までの上乗せ税額(以下「上乗 せ税額」という。)は、多国籍企業グループを構成する 事業体等について国別に算定した実効税率が基準税率を 下回る場合、国別に集計された純所得に対する基準税率 に至るまでの税額を、親会社等がその所在地国の税務当 局に支払う(実務対応報告第44号10項)。

改正法人税法の成立により、グローバル・ミニマム課 税制度の施行日以後においてその適用が見込まれる企業 は、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度 及び事業年度の決算(四半期連結決算及び四半期決算を 含む。)において、グローバル・ミニマム課税制度を前 提として税効果会計を適用するか否かを検討する必要が あるが、その対応については実務上困難であるとの意見 が聞かれたことから、ASB|において必要と考えられる 当面の取扱いが検討され、2023年3月31日に実務対応 報告第44号が公表されている。

2 範囲

実務対応報告第44号では、本実務対応報告を税効果 会計基準が適用される連結財務諸表及び個別財務諸表に 適用することとされている(実務対応報告第44号2項)。

(結論の背景)

実務対応報告第44号を適用する範囲について、 改正法人税法では、グローバル・ミニマム課税制度 の適用は2024年4月1日以後開始する事業年度から とされており、その課税の範囲は企業グループ等の うち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のう ち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000 万ユーロ相当額以上であるもの等とされている。そ のため、特例的な取扱いの対象は、決算日におい て、グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後そ の適用が見込まれる企業とすることも考えられた。 しかしながら、審議の過程において、本実務対応報 告は、税効果適用指針の定めにかかわらず、特例的 な取扱いを定めるものであるが、グローバル・ミニ マム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか 否かの判断について、企業が適時にかつ適切に行え るか懸念があるとの意見が聞かれた。こうした意見 を踏まえ、本実務対応報告を適用する範囲について は税効果会計基準が適用される連結財務諸表及び個 別財務諸表に適用することとし、グローバル・ミニ マム課税制度の適用が見込まれるか否かについての 判断を企業に求めないこととしたとされている(実 務対応報告第44号8項)。

会計処理

実務対応報告第44号では、ASB|が実務対応報告第44 号の適用を終了するまでの間、改正法人税法の成立日以 後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算(四半期 (連結) 決算を含む。) における税効果会計の適用にあた っては、税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバ ル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととされて いる (実務対応報告第44号3項)。

なお、実務対応報告第44号の取扱いは、改正法人税 法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の 決算(四半期連結決算及び四半期決算を含む。)におい て、グローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果 会計を適用するという原則的な取扱いに対する特例的な 取扱いであり、企業が原則的な取扱いを適用することを 妨げるものではないことから、特例的な取扱いを選択適 用とすることも検討されていたが、現行の枠組みにおい てグローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果会 計を適用すべきか否かが明らかではないと考えられるこ と等を踏まえると、原則的な取扱いの適用を認めること について懸念があるとの意見が聞かれたことから、特例 的な取扱いを一律に適用することとされている(実務対 応報告第44号14項)。

(結論の背景)

税効果適用指針44項の定めに基づけば、グロー バル・ミニマム課税制度の対象となることが見込ま れる企業においては、改正法人税法の成立日以後に 終了する連結会計年度及び事業年度の決算(四半期 連結決算及び四半期決算を含む。)において、グロ ーバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果会計 を適用すべきか否かを検討する必要がある(実務対 応報告第44号9項)。

また、税効果会計基準第一では、税効果会計は、 利益に関連する金額を課税標準とする税金を対象と して認識するものとされている。

ここで、グローバル・ミニマム課税制度に基づい た上乗せ税額は、多国籍企業グループを構成する事 業体等について国別に算定した実効税率が基準税率 を下回る場合、国別に集計された純所得に対する基 準税率に至るまでの税額を、親会社等がその所在地 国の税務当局に支払うものである。そのため、上乗 せ税額の課税の源泉となる純所得(利益)が生じる 企業と、納税義務が生じる企業が相違することとな り、このような場合、現行の枠組みにおいて税効果 会計を適用すべきか否かが、税効果会計基準及び税 効果適用指針等において明らかではないと考えられ る (実務対応報告第44号10項)。

また、仮に税効果会計を適用する場合、グローバ ル・ミニマム課税制度に基づく税効果会計の会計処 理については、次の点が明らかではないと考えられ る(実務対応報告第44号11項)。

- (1) グローバル・ミニマム課税制度の適用によっ て、企業が、既存の税法の下で認識した繰延税 金資産又は繰延税金負債を見直す必要があるか
- (2) 上乗せ税額を加味すると、税効果会計に使用 する税率がどのような影響を受けるか
- (3) グローバル・ミニマム課税制度に基づき、追 加的な一時差異を認識すべきかどうか

このように、グローバル・ミニマム課税制度に基 づく税効果会計の取扱いについては、その考え方が 必ずしも明らかではないことに加え、実務上の負担 も想定されることから、改正法人税法の成立日以後 に終了する連結会計年度及び事業年度の決算(四半 期(連結)決算を含む。)において、グローバル・ ミニマム課税制度の適用を前提とした税効果会計を 適用することは困難であると考えられる(実務対応 報告第44号12項)。

4 開示

実務対応報告第44号では、特別な開示を求めないこ ととされている。これは、企業がグローバル・ミニマム 課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否かの判 断を適時にかつ適切に行うことについて懸念があるとの 意見が聞かれているためとされている(実務対応報告第 44号16項)。

(結論の背景)

国際会計基準審議会(IASB)が、2023年1月に 公表したIASB公開草案「国際的な税制改革-第2の 柱モデルルール(IAS第12号の修正案)」において は、経済協力開発機構(OECD)が公表した第2の 柱モデルルールの適用から生じる繰延税金資産及び 繰延税金負債の会計処理に関して、国際会計基準 (IAS) 第12号「法人所得税」の要求事項からの一 時的な例外を設け、一定の事項の開示を提案してい るが、本実務対応報告は主として2023年3月期決 算に向けた短期的な対応をその目的としていること から、開示については求めないこととした(実務対 応報告第44号7項)。

5 適用時期

実務対応報告第44号は、公表日(2023年3月31日) 以後適用することとされている(実務対応報告第44号4 項)。

IV 実務対応報告第43号「電子記録 移転有価証券表示権利等の発行 及び保有の会計処理及び開示に 関する取扱い」

ASB|は、2022年8月26日に、実務対応報告第43号 「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会 計処理及び開示に関する取扱い」(以下「実務対応報告 第43号」という。)を公表した。

1 公表の経緯・目的

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う 金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法 律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)に より、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO (Initial Coin Offering。企業等がトークン(電子的な 記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行 為の総称である。) は金融商品取引法の規制対象とされ、 各種規定の整備が行われた。

こうした状況を踏まえ、ASBJは、金融商品取引業等 に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。) に おける電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等 に係る会計上の取扱いについて検討を行い、実務対応報 告第43号を公表した。

2 範囲及び用語の定義

実務対応報告第43号は、株式会社が金商業等府令第1 条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表 示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示 を対象とする(実務対応報告第43号2項)。

ここで、「電子記録移転有価証券表示権利等」とは、 金商業等府令第1条第4項第17号に規定される権利をい い、金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券 とみなされるもの(以下「みなし有価証券」という。) のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができ る財産的価値に表示される場合に該当するものをいう (実務対応報告第43号3項(1))。

金融商品取引法における有価証券と、実務対応報告第 43号の対象となる電子記録移転有価証券表示権利等の 関係の概要は【図表3】を参照されたい。

【図表3 金融商品取引法第2条と実務対応報告第43号の適用対象となる「電子記録移転有価証券表示権利等」の関係】

金融商品取引法第2条		
第1項各号に掲げる 有価証券		国債証券、社債券、 株券等
第2項に基 づくみなし 有価証券	有価証券表示権利	第1項各号に表示されるべき権利であって、有価証券が発行されていないもの
	特定電子記録	電子記録債権のうち、有価 証券とみなすことが必要と 認められるものとして政令 で定めるもの
	第2項各号に 掲げる権利	信託受益権、合同会社等の 社員権、集団投資スキーム 持分等

「電子記録移転有価証券表示権利等」(金融商品取引法第2 条第2項に規定されるみなし有価証券のうちトークン化*1 されたもの)

í				等府令第1条 項第17号
	金融商品第2条		第2項に 基づく みなし	電子記録移転有価証券表示権利等
	第2項各 号に掲げ る権利	電子記録 移転権利 *2	有価証券	1E13/3

- *1 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に 表示されるもの
- *2 第2項各号に掲げる権利がトークン化されたものであっても、流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの(適用除外電子 記録移転権利)は含まれない

(結論の背景)

株式会社以外の信託、持分会社、民法上の任意組 合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合及び 有限責任事業組合(以下合わせて「会社に準ずる事 業体等」という。)による電子記録移転有価証券表 示権利等の発行及び保有の会計処理については、電 子記録移転有価証券表示権利等と従来のみなし有価 証券(電子記録移転有価証券表示権利等に該当しな いみなし有価証券を指す。以下同じ。)の権利の内 容は同一であると考えられることから、会社に準ず る事業体等による電子記録移転有価証券表示権利等 の発行及び保有の会計処理を検討するにあたって は、会社に準ずる事業体等が従来のみなし有価証券 を発行又は保有する場合の会計処理を参考にするこ とが考えられるが、会社に準ずる事業体等の会計処 理は、関係法令又は実務によっており、会計基準 上、必ずしも明らかではない(実務対応報告第43 号25項)。

そのため、会社に準ずる事業体等による電子記録 移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理 を定める場合、会社に準ずる事業体等における従来 のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理を明ら かにする必要があると考えられるが、その場合、電 子記録移転有価証券表示権利等の会計処理を取り扱 うとする本プロジェクトの範囲を超えて基準開発が 行われることとなる。したがって、可能な限り早期 に実務対応報告第43号を公表し利害関係者のニー ズに資するという便益を優先し、実務対応報告第 43号においては株式会社による発行及び保有の会 計処理のみを検討の対象とすることとしたとされて いる (実務対応報告第43号26項)。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後 どのように取引が発展していくかは現時点では予測 することが困難であるため、次の論点については 2022年3月15日に公表された「資金決済法上の暗 号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に 該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処 理に関する論点の整理」の中で関係者から意見を募 集し、そこでの要望に基づき別途の対応を図ること の要否を検討することとされていた。

- (1) 会社に準ずる事業体等における発行及び保有 の会計処理
- (2) 株式又は計債を電子記録移転有価証券表示権 利等として発行する場合に財又はサービスの提 供を受ける権利が付与されるときの会計処理
- (3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利 等の発行の会計処理
- (4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該 当する場合の保有の会計処理

検討の結果、(4)の論点については現時点でその 取引量が少なく市場性の有無が不明確であること、 それ以外の論点に関しても、電子記録移転有価証券 表示権利等に関する取引が今後どのように発展して いくかを予測することが現時点では依然として困難 であると考えられたため、早期に会計基準を開発す ることを優先する観点から、これらの論点について は実務対応報告第43号では取り扱わないこととさ れた(実務対応報告第43号23項)。

3 会計処理

(1) 会計処理の基本的な考え方

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法 において、金融商品取引法第2条第2項に規定されるみ なし有価証券のうち、当該権利に係る記録又は移転の方 法その他の事情等を勘案し、内閣府令で定めるものに限 るとされており、金商業等府令では、電子情報処理組織 を用いて移転することができる財産的価値に表示される 場合に該当するものとされている。

電子記録移転有価証券表示権利等は、その定義上、そ の発行及び保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用 いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券と同様

であり、電子記録移転有価証券表示権利等は従来のみな し有価証券と権利の内容は同一と考えられるため、実務 対応報告第43号では、電子記録移転有価証券表示権利 等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし 有価証券を発行及び保有する場合の会計処理と同様に取 り扱うとされている(実務対応報告第43号27項)。

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の 会計処理

電子記録移転有価証券表示権利等を発行する場合、 【図表4】のとおり、その発行に伴う払込金額を負債、 株主資本又は新株予約権として会計処理を行う(実務対 応報告第43号4項)。

【図表4 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理】

払込金額が負債に区 分される場合(実務 対応報告第43号5項)

金融負債として、金融商品会計基準7項の定めに従って発生の認識を行い、その金額は金融商品会 計基準26項、又は36項、38項(1)及び企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能 性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)

払込金額が株主資本 又は新株予約権に区 分される場合(実務 対応報告第43号6項)

その内訳項目は企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」5項及び 6項の定めに従い、その金額は、会社法第445条及び第446条の規定、又は金融商品会計基準36 項、38項(2)及び複合金融商品適用指針の定めに従う。

なお、有価証券を発行した場合、払込金額が負債とな るのか株主資本となるのかについての明確な会計基準は 存在せず、有価証券の法的形式等を勘案して、実務上の 対応が行われていると考えられる。したがって、電子記 録移転有価証券表示権利等を発行した場合の払込金額の 区分についても、特段の定めを置かないこととしたとさ れている。この場合、現行の実務を参考にすることが考 えられる (実務対応報告第43号30項)。

(結論の背景)

ここで、一部の信託受益権(金融商品取引法第2 条第2項第1号及び第2号に該当するもの)について は、金融商品取引法上の有価証券に該当するもの の、金融商品会計基準及び日本公認会計士協会会計 制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実 務指針」(以下「金融商品実務指針」という。また、 以下、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合 わせて「金融商品会計基準等」という。)上、有価 証券として取り扱われない場合がある。そのため、 電子記録移転有価証券表示権利等に該当するこれら の一部の信託受益権について、受託者による信託の 会計処理が問題となるが、実務対応報告第43号で は株式会社による会計処理のみを定めることとした ため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しな い電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処 理は取り扱っていない(実務対応報告第43号29 項)。

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の 会計処理

金融商品取引法上の有価証券について、金融商品会計 基準等上、有価証券として取り扱われるものと有価証券 として取り扱われないものがある(金融商品実務指針8 項及び58項)。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有においては、 金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない 信託受益権のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に 該当するものを株式会社が保有する場合も想定される。 そのため、上述の発行の場合とは異なり、実務対応報告 第43号において、電子記録移転有価証券表示権利等の 保有の会計処理については、金融商品会計基準等上の有 価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定めら れている(実務対応報告第43号7項及び32項)。

① 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合

実務対応報告第43号では、金融商品会計基準等上の 有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の 保有の会計処理について【図表5】のとおり会計処理す ることが定められている。

【図表5 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の保有の会計処理】

発生及び消滅の認識 (実務対応報告第43 号8項)	金融商品会計基準7項から9項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。 ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点から電子記 録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合、契約を締結した時点 で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権 利等の消滅を認識する。
貸借対照表価額の算 定及び評価差額に係 る会計処理(実務対 応報告第43号9項)	金融商品会計基準15項から22項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。

約定日に相当する時点等の考え方については、以下のように定められている。

約定日に相当する時 点	電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約を締結した時点を金融商品実務指針における約定日に相当する時点とする。なお、約定日が明確である場合には、当該約定日が売買契約を締結した時点に該当すると考えられる(実務対応報告第43号38項)。
受渡日に相当する時点	電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点を金融商品実務指針における受渡日に相当する時点とする。なお、電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点は、個々の権利ごとの根拠法に基づき判断することが考えられるが、受渡日が明確である場合には、当該受渡日を電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点として取り扱うことが考えられる(実務対応報告第43号39項)。
約定日に相当する時 点から受渡日に相当 する時点までの期間	約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間が短期間かどうかは、我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられる(実務対応報告第43号42項)。

(結論の背景)

電子記録移転有価証券表示権利等に該当する金融 商品会計基準等上の有価証券を保有する場合の会計 処理は、従来のみなし有価証券を保有する場合と同 様とすることが考えられるため、発生及び消滅の認 識についても、金融商品会計基準等の定めに従うこ とが考えられる。

しかしながら、電子記録移転有価証券表示権利等 の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえる と、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約に おいても金融商品実務指針22項における約定日基 準の定めに従うこととする場合、約定日及び受渡日 が明確ではない場合も生じ得ると考えられ、また、 実務上、約定日から受渡日までの期間が市場の規則 又は慣行に従った通常の期間であるかどうかの判断 が困難である可能性がある。そのため、電子記録移 転有価証券表示権利等の売買契約において、約定日 に相当する時点、受渡日に相当する時点及び約定日 に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期 間について検討の上、実務対応報告第43号におい て、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約に おける発生及び消滅の認識について別途の定めを置 くこととしたとされている(実務対応報告第43号 37項)。

② 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記

録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理は、金融商 品実務指針及び実務対応報告第23号「信託の会計処理 に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告第23号」 という。)の定めに従って行う (実務対応報告第43号 10項)。

ただし、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しな い電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実 務指針及び実務対応報告第23号の定めに基づき、結果 的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこと とされているものについての発生の認識(信託設定時を 除く。)及び消滅の認識は、金融商品実務指針及び実務 対応報告第23号の定めにかかわらず、実務対応報告第 43号8項の定め (金融商品会計基準等上の有価証券に該 当する場合の定め)に従って行う(実務対応報告第43 号10項)。

(結論の背景)

電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅 の認識については、従来の有価証券の売買契約とは 異なり、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生 じ得ると考えられることなどから、金融商品会計基 準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券 表示権利等について、従来の有価証券の定めとは異 なる定め(実務対応報告第43号8項の定め)が置か れている。

そのため、金融商品会計基準等上の有価証券に該 当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、 金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定め に基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に

準じて取り扱うこととされているものについての発 生の認識(信託設定時を除く。)及び消滅の認識は、 実務対応報告第43号8項の定め(金融商品会計基準 等上の有価証券に該当する場合の定め)に従うこと としたとされている(実務対応報告第43号46項)。

応報告第43号11項及び12項)。

4 開示

5 適用時期

実務対応報告第43号は、2023年4月1日以後開始す る事業年度の期首(12月決算会社では2024年12月期 の期首)から適用する。ただし、実務対応報告第43号 電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から 場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子 適用することができる(実務対応報告第43号13項)。

記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求めら

れる表示方法及び注記事項と同様とされている(実務対

以上

企業会計基準適用指針公開草案第80号 (企業会計基準適用指針第2号の改正案) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関す る会計基準の適用指針(案)」等の解説

公認会計士 木村

1. はじめに

企業会計基準委員会(以下「ASBI」という)は、 2023年10月6日に、企業会計基準適用指針公開草案第 80号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)「自己株 式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針 (案)」(以下「自己株式等会計適用指針案」という)及 び企業会計基準適用指針公開草案第81号(企業会計基 準適用指針第28号の改正案)「税効果会計に係る会計基 準の適用指針(案)」(以下「税効果適用指針案」とい う。また、以下、自己株式等会計適用指針案と合わせて 「本公開草案」という)を公表した¹。

また、日本公認会計士協会(以下「JICPA」という) は、同日に、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表 における資本連結手続に関する実務指針」(以下「資本 連結実務指針」という)の改正案(以下「資本連結実務 指針案」という)を公表した²。

本稿では、本公開草案及び資本連結実務指針案の概要 について解説する。

2. 本公開草案の概要

(1) 本公開草案の公表の経緯

令和5年度税制改正において、完全子会社株式につい て一部の持分を残す株式分配のうち、当該一部の持分が 当該完全子会社の株式の発行済株式総数の20%未満と なる株式分配について、他の一定の要件を満たす場合に は、完全子会社株式のすべてを分配する場合と同様に、 課税の対象外とされる特例措置、いわゆるパーシャルス ピンオフ税制が新たに設けられた。これを受けて、 2023年3月に開催された第497回企業会計基準委員会 において、企業会計基準諮問会議より、事業を分離・独 立させる手段であるスピンオフについて、スピンオフ実 施会社に一部の持分を残すスピンオフの会計処理を検討 することがASB|に提言された。ASB|は、2023年4月よ り審議を開始し、その結果を企業会計基準適用指針第2

号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 の適用指針」(以下「自己株式等会計適用指針」という) の改正案として自己株式等会計適用指針案を公表した (自己株式等会計適用指針案第28-4項)。

また、ASBJは、自己株式等会計適用指針案に併せて、 企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計 基準の適用指針」(以下「税効果適用指針」という)の うちの連結財務諸表固有の一時差異の取扱いに関する事 項についての検討を行い、自己株式等会計適用指針案と 同時に税効果適用指針案を公表した。

(2) 自己株式等会計適用指針案の範囲

ASBJは、基準開発の範囲について、いわゆるパーシ ャルスピンオフ税制において税制適格となるかどうかに かかわらないとした上で、保有する完全子会社株式の一 部を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する ことにより当該株式が子会社株式に該当しなくなる場合 について審議を行った。また、保有する完全子会社以外 の子会社株式の一部を配当する場合についても基準開発 の範囲に含めるべきか審議を行った。

審議の結果、いわゆるパーシャルスピンオフ税制が時 限的なものであり早期に基準開発を完了すべきことか ら、まずは発生する可能性が高いと考えられる、保有す る完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当 (按分型の配当) し子会社株式に該当しなくなった場合 に基準開発の範囲を限定して会計処理を定めることが提 案されている。

なお、本公開草案において基準開発の範囲外(例え ば、完全子会社以外の子会社株式の一部の配当、現物配 当実施会社の株主の会計処理など)としたケースについ ては、今後の子会社株式の配当に関する取引の進展や会 計実務の状況により、他のテーマとの優先順位等を考慮 して、基準開発の範囲を拡大するかどうかASBJにおい て判断することが提案されている(自己株式等会計適用 指針案第28-4項)。

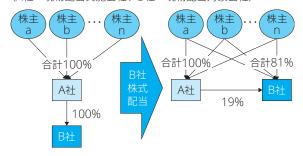
¹ リンク先のASB|のホームページを参照のこと。 (https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-1006.html)

² リンク先のJICPAのホームページを参照のこと。(https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231006ruy.html)

【図表】保有する完全子会社株式の一部を株式数に応 じて比例的に配当(按分型の配当)し子会社株式に該当 しなくなる場合のスキーム図(例)

・A社がA社の株主に対して、完全子会社B社の株式の 81%を比例的に配当

(A社:現物配当実施会社、B社:現物配当対象会社)



(3) 現物配当実施会社の個別財務諸表上の会計 処理

自己株式等会計適用指針案では、現物配当実施会社の 個別財務諸表上、保有する完全子会社株式の一部を株式 数に応じて比例的に配当(按分型の配当)し子会社株式 に該当しなくなった場合、配当の効力発生日における配 当財産の適正な帳簿価額をもってその他資本剰余金又は その他利益剰余金(繰越利益剰余金)を減額する取扱い が提案されている(自己株式等会計適用指針案第10項 $(2-2))_{\circ}$

この点、現行の自己株式等会計適用指針では、現物配 当を行う場合、原則として配当財産の時価と適正な帳簿 価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益と して計上し、配当財産の時価をもってその他資本剰余金 又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)を減額するこ ととされているが、分割型の会社分割(按分型)や保有 する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当 (按分型の配当) する場合、適正な帳簿価額をもって会 計処理する取扱いが設けられている(自己株式等会計適 用指針第10項)。自己株式等会計適用指針案においても、 対象とした保有する完全子会社株式の一部を株式数に応 じて比例的に配当(按分型の配当)し子会社株式に該当 しなくなった場合については次の点を踏まえると、自己 株式等会計適用指針第10項(1)及び(2)と同様の取扱い を行うことが適切と考えられるため、配当財産の適正な 帳簿価額をもって会計処理することが提案されている (自己株式等会計適用指針案第38-2項)。

① 一部の持分を残す按分型の完全子会社株式の配当 が株式数に応じて比例的に行われ、スピンオフと して当該完全子会社の事業を分離・独立させる目 的で行われる場合には、既存の株主以外の第三者 が取引に参加していないことから、取引の趣旨を 踏まえ総体としての株主の観点から取引全体を俯 瞰すると、株式配当の実施会社を通じて保有して いた完全子会社を自ら直接保有することとなる組 織再編であると考えられる。この場合、総体とし

- ての株主にとっては当該完全子会社に対する投資 が継続していると考えられ、共通支配下の取引で ある組織再編に類似した状況と考えられる。
- ② 基準の開発の範囲としたケースについては、スピ ンオフとして子会社の事業を分離・独立させる目 的で行われたものに該当することについて異論は 出なかった。

(4) 現物配当実施会社の税効果会計

税効果適用指針案では、現物配当実施会社の税効果に 関する会計処理については、現行の税効果適用指針の定 めを変更しないことが提案されている。一方、保有する 完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当 (按分型の配当) し子会社に該当しなくなった場合にお いて、連結決算手続の結果として生じる一時差異につい ては、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財 務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるものとして定義 に追加することが提案されている(税効果会計適用指針 案第4項(5))。当該提案の理由は次のとおりである。

(提案の理由)

上記2.(3)及び下記3.(3)に記載のとおり、自己株式 等会計適用指針案と資本連結実務指針案では、個別財務 諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても、現物配当に 係る損益を計上しないことが提案されている。このた め、当該取引について税効果適用指針第4項(5)の定義 に従って検討した場合、連結財務諸表固有の一時差異は 生じているものの、当該一時差異が解消する時に連結財 務諸表における利益が減額又は増額されないことから、 連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表 固有の将来加算一時差異の定義に直接的には該当しない と考えられる。しかしながら、当該一時差異についても 税効果適用指針が定める連結財務諸表固有の将来減算一 時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に係る 定めを適用するのが適切と考えられることから、税効果 適用指針案では、連結財務諸表固有の将来減算一時差異 又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に準ず るものとして同様の取扱いをすることが提案されてい る。

(5)適用時期等

本公開草案では、いわゆるパーシャルスピンオフ税制 が時限措置であることを踏まえて早期に基準開発を完了 させることが開発ニーズとして聞かれており、できるだ け早く適用可能な状態となるよう、公表日以後ただちに 適用することが提案されている(自己株式等会計適用指 針案第23-3項及び税効果会計適用指針案第65-3項)。

また、自己株式等会計適用指針案が対象とする取引を 行う企業は会計上の取扱いを十分に検討した上でスキー ムを構築していると考えられるため、スキーム実行時に 想定していなかった会計処理を過去に遡って求めるべき ではないことやいわゆるパーシャルスピンオフ税制の適 用日である2023年4月1日以後基準公表日までの間に当

該取引が発生する可能性が低いことから、自己株式等会 計適用指針案では、適用日の前に行われた自己株式等会 計適用指針案第10項(2-2)で定められた取引について は、適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理 は行わないことが提案されている(自己株式等会計適用 指針案第23-3項なお書き)。

3. 資本連結実務指針案の概要

(1) 資本連結実務指針案の公表の経緯

ASBIの審議の過程では、株式配当実施会社が連結財 務諸表作成会社である場合、自己株式等会計適用指針案 の対象となる取引を実施すれば、通常連結財務諸表上の 会計処理の検討も要するため、当該取引について連結財 務諸表上の会計処理を明確化することに対する関係者の ニーズが高いことが考えられた。そのため、ASB|から JICPAに対し、資本連結実務指針の改正の検討の依頼が 行われ、JICPAによる検討の結果、JICPAは、ASBJによ る自己株式等会計適用指針案の公表と同時に資本連結実 務指針案を公表した。

(2) 資本連結実務指針案の範囲

資本連結実務指針案では、個別財務諸表における取扱 いと同じ範囲について、連結財務諸表上の取扱いを定め ることが提案されている。その際、現行の資本連結実務 指針では、子会社株式を配当した場合の処理の全般につ いて取扱いが明らかでないことから、保有する完全子会 社株式の全て又は一部を株式数に応じて比例的に配当 (按分型の配当)を行う場合のいずれも対象となるよう

併せて定めることが提案されている(資本連結実務指針 案第66-8項)。

(3) 現物配当実施会社の連結財務諸表上の会計

子会社株式の一部売却により当該会社が子会社に該当 しなくなった場合、売却前の投資の修正額とこのうち売 却後の株式に対応する部分との差額(その他の包括利益 累計額を除く。)について、個別財務諸表で計上した子 会社株式売却損益の修正として処理することになるが (資本連結実務指針第45項及び第46項)、上記2.(3)に 記載のとおり、保有する完全子会社株式を株式数に応じ て比例的に配当(按分型の配当)し子会社株式に該当し なくなった場合には、配当財産の時価ではなく配当財産 の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその 他利益剰余金(繰越利益剰余金)を減額することが提案 されている。この点、資本連結実務指針案では、個別財 務諸表における取扱いを設けたのと同じ理由(上記2. (3)①及び②)から配当財産の時価で配当したとはせず、 個別財務諸表における配当の処理に加えて、連結財務諸 表上、配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に 対応する部分との差額を連結株主資本等変動計算書にお いて処理することが提案されている。

資本連結実務指針案では、保有する完全子会社株式の すべて又は一部を株式数に応じて比例的に配当(按分型 の配当)し子会社に該当しなくなった場合の連結財務諸 表上の具体的な会計処理について、次のとおり提案され ている。

項目	会計処理
配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分との差額(付随費用及び子会社株式の追加取得等によって生じた資本剰余金を除く)	当該差額を連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金とその他の包括利益 累計額の区分に、子会社株式の配当に伴う増減等その内容を示す適当な名 称をもって計上する。 当該処理に伴って減少するその他の包括利益累計額は当期純利益を構成す るものではないため、組替調整額(企業会計基準第25号「包括利益の表 示に関する会計基準」第9項)の対象とはならず、連結株主資本等変動計 算書における当連結会計年度の増減として表示することとなる。
配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分との差額のうち、個別財務諸表上の取得価額に含まれている付随費用及び子会社株式の追加取得等によって生じた資本剰余金のうち配当した部分に対応する額	連結財務諸表上、配当により個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又 はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)の減額を修正する。
支配を喪失して関連会社になった場合の残存する当該関連会社に対する投資	連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表に計上している当該関連会社株式の帳簿価額は、投資の修正額(資本連結実務指針第45項)のうち配当後持分額が加減されることで、持分法による投資評価額に修正される。この場合、当該持分法による投資評価額には支配喪失以前に費用処理した支配獲得時の取得関連費用を含めない(資本連結実務指針第46-2項)。同様にのれんの未償却額の取扱いは、子会社株式を売却し当該会社に対する支配を喪失して関連会社になった場合ののれんの未償却額の取扱い(資本連結実務指針第45-2項)に準じて行う。

項目	会計処理
支配を喪失して関連会社にも該当しなくなっ た場合の残存する当該被投資会社に対する投 資	完全子会社株式の一部を配当し当該被投資会社に対する投資が残る場合、 配当後の投資の修正額は取り崩し、当該取崩額を連結株主資本等変動計算 書の利益剰余金とその他の包括利益累計額の区分に、連結除外に伴う増減 等その内容を示す適当な名称をもって計上する。

4. おわりに

した資本連結実務指針案の提案内容との間で、個別財務 い。

諸表上の会計処理と連結財務諸表上の会計処理との整合 性が図られており、両者は相互に関連している。本公開 ASBJの公表した本公開草案の提案内容とJICPAの公表 草案と併せて資本連結実務指針案を参照していただきた

以上

会計制度委員会研究報告第17号「環境価 値取引の会計処理に関する研究報告ー気 候変動の課題解決に向けた新たな取引へ の対応-」の概要(第1回)

ほうがく みつはる 豐岳 公認会計士 光晴

1. はじめに

日本公認会計士協会(会計制度委員会)は、2023年 9月21日に、会計制度委員会研究報告第17号「環境価 値取引の会計処理に関する研究報告ー気候変動の課題解 決に向けた新たな取引への対応ー」(以下、「本研究報 告」という。)を公表した。

本稿では、本研究報告の概要を2回に分けて紹介する。

第1回	・我が国の会計基準における排出量取引の取扱い ・クレジットを用いた近年の環境価値取引
第2回	・非化石証書を用いた環境価値取引 ・研究内容を踏まえた提言

本研究報告は、5つのパートから構成されている。

「 1. はじめに」では、検討の経緯として種々の環境 関連取引が近年行われていることを挙げており、本研究 報告の検討の対象として環境価値を直接取引対象とする 環境関連取引に限定していることが記載されている。

「川、我が国の会計基準における排出量取引の取扱い」 では、排出量取引に関する会計処理の会計基準における 取扱いとして実務対応報告第15号「排出量取引の会計 処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告第 15号」という。)の概要を紹介したうえで、どのような 取引が実務対応報告第15号の適用対象となるのかの判 断ポイントについて考察が行われている。

「Ⅲ.クレジットを用いた近年の環境価値取引」では、 |-クレジット制度、二国間クレジット制度、ボランタリ ークレジット制度の概要等が紹介されている。また、環 境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引 の例として、カーボンニュートラルガスを取り上げ、検 討が行われている。

「IV. 非化石証書を用いた環境価値取引」では、非化 石証書の制度の概要を紹介したうえで、非化石証書を用

いた取引としてコーポレートPPA (Power Purchase Agreement (電力購入契約)) に関する会計上の論点 について分析が行われている。

「V.全体のまとめ」では、これまでの検討を踏まえ、 非化石証書の会計処理、バーチャルPPAの会計処理につ いての提言が行われている。

第1回の本稿では、上記のうち「Ⅰ. はじめに」、「Ⅱ. 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い」及び 「Ⅲ.クレジットを用いた近年の環境価値取引」の内容 について紹介する¹。

第2回では、「IV. 非化石証書を用いた環境価値取引」、 及び、「V. 全体のまとめ」について紹介することを 予定している。

(1) 検討の経緯

企業のESG課題に対する取り組みの重要性が高まる なか、世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな 社会の実現に向けた動きを踏まえて、種々の環境関連取 引が行われるようになってきている。我が国では、環境 関連取引については、2004年に企業会計基準委員会 (ASBI) より公表された実務対応報告第15号において、 環境関連取引のうち、京都議定書で定められた京都メカ ニズムにおけるクレジット等の会計上の取扱いが定めら れているものの、昨今、幅広い企業に広がりを見せる非 化石証書といった新たな環境関連取引に関し、会計処理 が明らかにされていないものがある。

このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会は、環 境関連取引に関する会計処理の考え方を整理し、本研究 報告を公表することとした。

(2) 検討の対象及び検討の概要

環境関連取引には、例えば温室効果ガス排出削減・吸

¹ 本研究報告は2023年6月に公表された公開草案に寄せられたコメントを踏まえて公表されたものであるが、内容面につい て大幅な見直しは行われておらず、本稿については2023年9月号掲載の公開草案の解説記事(会計制度委員会研究報告 「環境価値取引の会計処理に関する研究報告ー気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応ー」(公開草案)の概要(第 1回) (https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/202309/kaikeijyoho-202309-01.html)) から特段の変更は行っていない。

収という環境の保全に関する付加価値(以下「環境価 (3) 本研究報告の位置付け 値」という。)を直接取引対象とするもののほか、サス 連指標が取引条件に組み込まれた資金調達取引も含まれ ると考えられる。全ての環境関連取引を本研究報告で取 り扱うことは困難であると判断し、環境価値を直接取引 対象とする環境関連取引(以下、「環境価値取引」とい う。)を本研究報告の検討の対象とすることとしたとさ れている。

本研究報告では、クレジットと、非化石証書の性格の 相違に着目し、両者を区分して検討が行われている。本 研究報告で行われている検討の概要は以下の通りであ る。

- ・実務対応報告第15号の公表又は改正時に適用対象と することが想定されていた従来のクレジットと、その 後に広まったクレジット又は非化石証書の性質の類似
- ・新たなクレジット又は非化石証書に実務対応報告第 15号を適用することの可否
- ・新たなクレジット又は非化石証書に実務対応報告第 石証書の資産性の有無

また、クレジットを用いた環境価値取引としてカーボ ンニュートラルガス、非化石証書を用いた環境価値取引 として再生可能エネルギー由来の電力を調達するコーポ レート PPAの会計上の論点について、検討が行われて いる。

本研究報告の対象とされている環境価値取引に係る会 テナビリティ・リンク・ボンド等、サステナビリティ関 計上の取扱い等について、これまでの日本公認会計士協 会における調査・研究の結果及びこれを踏まえた現時点 における考えを取りまとめたものである。

> なお、本研究報告で示されている考察は、現時点にお ける調査・研究の成果を踏まえた考察であり、あくまで も現時点における一つの考え方を示したにすぎないこと から、実務上の指針として位置付けられるものではな く、また、実務を拘束するものでもないとされている。

2. 我が国の会計基準における排出量取引 の取扱い

(1) 実務対応報告第15号の概要

我が国の会計基準における排出量取引の取扱いについ ては、2004年にASB|から実務対応報告第15号が公表 されている。

実務対応報告第15号は、京都メカニズムにおけるク レジットを対象とし、京都メカニズム以外のクレジット 15号が適用されない場合、当該クレジット又は非化 についても、会計上、その性格が類似しているものにつ いては、実務対応報告第15号を参考に会計処理を行う ものとされている。

> 実務対応報告第15号では、京都メカニズムにおける クレジットを専ら第三者に販売する目的で取得する場合 と、将来の自社使用を見込んで取得する場合に分けて会 計処理が定められている。

本研究報告で主に想定している、クレジット等を自社 で利用する場合の会計処理は【図表1】の通りである。

【図表1】将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理の考え方

	会計処理の概要
他者から購 入する場合	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行う。 減価償却は行わず、自社の排出量削減に充てられたときに、費用計上する。
出資を通じ て取得する 場合	個別財務諸表上、出資を企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って会計処理し、京都メカニズムにおけるクレジットが分配された場合は、株主が現金以外の財産の分配(現物の分配)を受けた場合と同様に会計処理を行う。 出資先が子会社又は関連会社に該当する場合には、連結財務諸表上、連結又は持分法により会計処理する。
無償で取得する場合	排出枠の取得時には会計上取引を認識しない。 排出枠を第三者へ売却した場合、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、当該スキームに参 加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える。

(2) 京都メカニズム におけるクレジットとの類 理することを目的として、実務対応報告第15号で排出 似性の評価に関する考察

本研究報告では、実務対応報告第15号が公表又は改 正されて以降に見られる新たな環境価値取引について、 実務対応報告第15号の適用可否の判断のポイントを整りである。

クレジットの性格として挙げられている特徴の整理を行 っている。

本研究報告で示されている整理は、【図表2】のとお

【図表2】実務対応報告第15号で排出クレジットの性格として挙げられている特徴の考察

(1) 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	環境関連の取組に関連して、定量的な数値(二酸化炭素換算量等)で示されるものであるということが特徴の一つとして挙げられると考えられる。 必ずしも「京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するため」のものである必要はないと考えられるものの、排出削減に関する一定の削減目標又は義務を達成するために用いられるものであるかどうかは考慮する必要があるとも考えられる。
(2) 国別登録簿においてのみ存在すること	類似性の検討に当たっては「国別登録簿」そのものによる管理である必要はないものと考えられる。 クレジットの信頼性が確保されている必要はあると考えられることから、クレジットの発行が 適切に行われていること、発行後のクレジットの帰属主体が明確となるように保有、移転、取 得、取消、償却等の管理が適切に行われていることは重要なことと考えられる。
(3) 所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	有体物である場合には会計上も有形の資産としての会計処理の検討が、法定された無体財産権である場合には無形資産としての会計処理の検討が、まず行われるものと考えられることから、それらのいずれにも該当しないことが特徴の一つとして挙げられる。
(4)取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	保有するクレジットについて資産計上を行うことから、類似性の検討に当たっては、有償で取引され、財産的価値を有している必要があるものと考えられる。 「第三者への売却可能性に基づく財産的価値を有していることに着目して資産計上」され、「第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当である。」とされていることから、第三者への売却可能性も考慮すべきポイントになるものと考えられる。

3. クレジットを用いた近年の環境価値取 引

(1) |-クレジット制度

|-クレジット制度²とは、省エネルギー設備導入及び 再生可能エネルギー利用によるCO2等の排出削減量並 びに、森林管理によるCO2等の吸収量をクレジットと 省、農林水産省)が制度管理者となって運営されてい 討は【図表3】のとおりである。 る。

|-クレジットは、地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下、「温対法」という。) やエネルギーの使用の合理 化等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)といっ た国内の法制度への報告及び国際イニシアチブへの報告 (CDP³、RE100⁴等) 並びに企業の自主的な取組など様々 な用途への活用が可能である。

本研究報告で示された|-クレジットと京都メカニズム して国が認証する制度であり、国(経済産業省、環境 におけるクレジットの特徴を踏まえた類似性に関する検

【図表3】京都メカニズムにおけるクレジットの特徴に照らした類似性の検討(J-クレジット)

る国際的な約束を各締 約国が履行するために 用いられる数値である J-クレジットはNDC(国が決定する貢献、Nationally Dete		J-クレジットはNDC(国が決定する貢献、Nationally Determined Contributions)達成に資する可能性のあるカーボン・クレジットと考えられており、国内の法制度への報告(温対法や
	(2)国別登録簿においてのみ存在すること	制度管理者(経済産業省・環境省・農林水産省)によって「J-クレジット登録簿システム」に おいて認証発行されたクレジットの保有、移転、無効化等が電子的に記録されている。

² J-クレジット制度の詳細については、J-クレジット制度ホームページ(https://japancredit.go.jp/)及び「J-クレジット制 度について」(2023年7月J-クレジット制度事務局)(https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf)を参照のこ と。

³ CDPは、2000年に発足した英国の慈善団体が管理する非政府組織(NGO)であり、投資家、企業、国家、地域、都市が 自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営している。CDPジャパンホームページ「CDPにつ いて」(https://japan.cdp.net/)

⁴ RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブであ る。環境省ホームページ「RE100の取組」(https://www.env.go.jp/earth/re100.html)

(3)所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではなく、また、法律上の取扱いは明確ではないため、法定された 無体財産権にも該当しないと考えられる。
(4)取得及び売却した 場合には有償で取引され、財産的価値を有し ていること	J-クレジットは相対取引及び入札販売により有償で売買される。このため、J-クレジットは、取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していると考えられる。

本研究報告では、|-クレジットは京都メカニズムにお けるクレジットとの類似性を一定程度有していると考え られるため、実務対応報告第15号の考え方を斟酌して 会計処理を行う対象として取り扱うことも考えられると されている。

しかしながら、実務対応報告第15号では排出クレジ ットとの類似性の判断基準が示されていないため、実務 上、実務対応報告第15号の適用可否の判断についてば らつきが生じている可能性があると考えられるとの課題 が示されている。

また、|-クレジット制度については、2022年6月公表 の「カーボン・クレジット・レポート」においても記載 されているとおり、「カーボン・クレジット市場」の創 設等、|-クレジットを取り巻く環境の整備が検討されて いるところである。このため、今後更に|-クレジットの 性格について変化が生じる可能性があり、会計処理の検 討に影響を及ぼす可能性があるとの課題が示されてい る。

(2) 二国間クレジット制度

二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism: |CM) ⁵は、日本が途上国と協力して温室効果ガスの削減 に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度である。

具体的には、日本政府が支援する事業の下、日本企業 による投資を通じてパートナー国において優れた脱炭素 技術やインフラ等の普及を促進することにより、パート ナー国の温室効果ガス(GHG)排出削減・吸収や持続 可能な発展に貢献し、その日本の貢献を定量的に評価し てクレジットを獲得するという仕組みである。

JCMクレジットは国家間の取り組みにより発行される クレジットであるが、プロジェクト参加者に限らず、法 人(内国法人・外国法人)はJCM登録簿に口座を開設 し、ICM登録簿に開設された各法人保有口座間でICMク レジットの移転を行うことが可能であるため、実質的に JCMクレジットの売買取引を行うことができる。

本研究報告で示されたJCMクレジットと京都メカニズ ムにおけるクレジットの特徴を踏まえた類似性に関する 検討は【図表4】のとおりである。

【図表4】京都メカニズムにおけるクレジットの特徴に照らした類似性の検討(ICMクレジット)

(1)京都議定書における国際 的な約束を各締約国が履行す るために用いられる数値であ ること	JCMクレジットは、JCMプロジェクトにおける温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジット化したものであり、環境の取組に関連して定量的な数値で示されるものであると言える。 二国間クレジット制度はNDCの達成に活用できる制度であることが明記されている。
(2)国別登録簿においてのみ存在すること	JCM登録簿担当省(環境省、経済産業省)が作成及び運用するJCM登録簿システムにおいて、発行されたクレジットの保有、移転、無効化等が電子的に記録されている。
(3)所有権の対象となる有体 物ではなく、法定された無体 財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではなく、また、法律上の取扱いは明確ではないため、法定された無体財産権にも該当しないと考えられる。
(4)取得及び売却した場合に は有償で取引され、財産的価 値を有していること	JCMクレジットは相対取引及び入札販売により有償で売買される。このため、JCMクレジットは、取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していると考えられる。

本研究報告では、JCMクレジットは京都メカニズムに おけるクレジットとの類似性を一定程度有していると考 えられるため、実務対応報告第15号の考え方を斟酌し て会計処理を行う対象として取り扱うことも考えられる とされている。

しかしながら、実務対応報告第15号では排出クレジ ットとの類似性の判断基準が示されていないため、実務 上、実務対応報告第15号の適用可否の判断についてば らつきが生じている可能性があると考えられるとの課題 が示されている。

⁵ 環境省HP JCM(二国間クレジット制度)について(https://www.env.go.jp/earth/jcm/)及び「カーボン・クレジッ ト・レポート」(2022年6月 経済産業省)(https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/ pdf/20220627_1.pdf) 13ページ及び25ページ参照

また、以下のような論点について、どのように実務対 げ、ガス製造会社の会計処理の検討が示されている。 応報告第15号を適用すべきか明確な定めはないものと 考えられるとの課題が示されている。

- ・出資に付随して取得するICMクレジットの取引は、実 務対応報告第15号で想定される「出資を通じて取得 する場合」に該当するか。
- ・ICMクレジットの全部又は一部を日本政府に引き渡す 約束がある場合に、企業はJCMクレジットの全部を取 得したと考えるべきか。
- ・日本政府からICM制度に関して補助金を受ける場合 に、当該補助金はICMクレジットの会計処理に影響を 及ぼすこととなるのか。
- ・出資のうち「これまで保有していた出資の帳簿価額の うち実質的に引き換えられたものとみなされる額」の 算定について、どのような方法が合理的であると想定 されているのか。

(3) ボランタリークレジット制度

政府が主導するクレジットであるI-クレジット及び JCMクレジットのほか、民間セクターが運営するボラン タリークレジットが国内外に存在しており、今後もこの ような環境関連のクレジットの取引の増加が見込まれて いる。実務上の対応としては、実務対応報告第15号を 参照して会計処理を検討している状況であると思われる が、様々なボランタリークレジット制度に京都メカニズ ムにおけるクレジットの特徴を当てはめて検討すること は難しい可能性があるとの課題が示されている。

また、ボランタリークレジット制度は、政府主導の制 度と比較すると規制や法的な拘束力がない場合や、取引 価格や取引量が不透明である場合も考えられるため、制 度自体の信頼性の程度が低い可能性がある。実務対応報 告第15号を適用した場合は、「第三者への売却可能性に 基づく財産的価値」を根拠に資産計上される可能性があ るが、資産性の有無の判断にばらつきが生じる可能性も あるとの課題が示されている。

(4) 環境価値が組み込まれた財又はサービスが 提供される取引

実務対応報告第15号では、排出クレジットについて、 専ら第三者に売却することを目的として取得するか、将 来の自社使用を見込んで取得する場合を想定していた。 近年では、電気やガスの供給事業者において、自社の排 出量削減に加えて、環境価値を自社の商品の価値に組み 込んで顧客に通常よりも高い価格で売却することを目的 として排出クレジットを使用する取引が見受けられ、そ の際、環境価値の取引手段としてボランタリークレジッ トが用いられることがある。

本研究報告では、ボランタリークレジットを使用した 取引の事例として、カーボンニュートラルガスを取り上

カーボンニュートラルLNG(液化天然ガス)、カーボ ンニュートラルLPG(液化石油ガス)とは、ガスの採 掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガス を、ボランタリークレジット⁶により相殺し、排出量を 実質ゼロとしたガスであり、バリューチェーン全体での 温室効果ガス削減を行ったものである。

ボランタリークレジットの活用に際しては、産ガス国 においてボランタリークレジットの償却によるカーボン オフセット済みの原料を輸入するという方法のほか、国 内のガス製造会社自身がクレジットを取得し、顧客への 販売前の製造段階でクレジットの償却を行う、又は、顧 客への販売後に事後的にクレジットの償却を行うことで カーボンオフセットが行われることがある。

産ガス国においてカーボンオフセットが行われる場 合、国内の事業者は直接クレジット取引に関与しないこ とから、通常よりも高い単価の原料を仕入れているに過 ぎず、会計処理の論点は特に生じないと考えられる。-方、国内のガス製造会社がボランタリークレジットを取 得し、償却する場合、実務対応報告第15号の適用可否 や、具体的な会計処理が明確でないとして、ボランタリ ークレジットについて実務対応報告第15号の適用対象 となる場合とならない場合に分けて、検討が行われてい る。本研究報告で示された検討、及び、示された課題は 次の通りである。

① 実務対応報告第15号の適用対象となる場合

取得したボランタリークレジットを資産に計上した上 で、ボランタリークレジットを償却したときに費用処理 することとなる。

実務対応報告第15号では、売上高に対応する商品等 の仕入又は製造に要する原価については、売上原価又は 製造原価になると考えられるとされていることから、排 出クレジットの使用により環境価値を自社の商品に組み 込んで顧客に通常よりも高い価格で売却することが期待 できる場合、原価として処理を行い顧客に販売するまで は棚卸資産として計上することも考えられるとの検討が 示されている。

また、顧客への販売後に事後的にカーボンオフセット を行った場合、特にクレジットを費用化するタイミング が問題となるが、実務対応報告第15号では、クレジッ トの償却が確実に見込まれる場合や第三者へ売却する可 能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当 であるとされていることから、各企業においてクレジッ トの使用見込み等を判断した上で、クレジットの実際の 償却よりも早いタイミングで費用処理を行うことが適切 な場合もあるものと考えられるとの検討が示されてい

⁶ カーボンニュートラルガスについては、ボランタリークレジットを活用した事例のほか、|-クレジットを活用した事例も 認められるが、本研究報告ではボランタリークレジットを活用した事例を前提に検討が行われている。

② 実務対応報告第15号の適用対象とならない場合

ついて検討を行ったうえで、クレジットを資産計上する 棚卸資産の原価に含める余地があるのか、検討を行う必 ことが適切であると判断される場合には、その後の会計 要があるとの課題が示されている。 処理については実務対応報告第15号を参考に会計処理 これらの検討を行う際の判断基準が明確でないことか を行うことが考えられる。

一方で、資産計上することが適切でないと判断されるるとの課題が示されている。 場合には、クレジットの取得時に費用処理を行うことと

なると考えられるが、その際の費用処理の方法として原 取得したボランタリークレジットの資産計上の可否に 価として処理を行い、顧客への販売までの期間について

ら、会計処理や開示にバラつきが生じている可能性があ

以 上

会計上の見積りに関する実務上の諸論点 シリーズ

第2回 固定資産の減損会計(減損損失 の認識・測定)

公認会計士 和田 夢斗

1. はじめに

務上の諸論点として、第2回となる本稿では、固定資産 の減損のうち、減損損失の認識・測定における将来キャ ッシュ・フロー、正味売却価額および使用価値について

減損損失の認識・測定は、資産または資産グループか ら得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額、正味 売却価額および使用価値の見積りが必要な手続である。 これらの見積りについて、実務上検討が不十分となるこ とが多い事項を中心に解説を行う。

本稿では会計基準等を以下のように略称する。

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」

減損会計基準

「固定資産の減損に係る会計基準」

減損会計基準注解

「固定資産の減損に係る会計基準注解」

減損適用指針

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る 会計基準の適用指針」

2. 減損損失の認識・測定の概要

(1) 減損損失の認識

減損の兆候がある資産または資産グループについて、 減損損失の認識の判定を行う。当該資産または資産グル ープから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額 がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識 する (減損会計基準二2.(1))。

(2) 減損損失の測定

資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで 減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする (減損会計基準二3)。

資産または資産グループの回収可能価額は、売却によ

る回収額である正味売却価額(本稿4.参照)と、使用に よる回収額である使用価値(本稿5.参照)のいずれか高 企業会計の基準における、会計上の見積りに関する実 い方の金額となる (減損意見書四2.(3))。なお、回収 可能価額、正味売却価額および使用価値の定義は以下の とおりである(減損会計基準注解(注1))。

回収可能 価額	資産または資産グループの正味売却価額と使用 価値のいずれか高い方の金額
正味売却 価額	資産または資産グループの時価から処分費用見 込額を控除して算定される金額
使用価値	資産または資産グループの継続的使用と使用後 の処分によって生ずると見込まれる将来キャッ シュ・フローの現在価値

(3) 主要な見積項目およびその相互関連

減損損失の認識・測定における主要な見積項目は以下 の3点である。

- ① 資産または資産グループから得られる割引前将来キ ャッシュ・フローの総額
- ② 正味売却価額
- ③ 使用価値

上記のうち、①の見積りには②が含まれ、③の見積り には①が含まれる。

以下では、この3点の見積りについての留意点を順に 解説する。

3. 資産または資産グループから得られる 割引前将来キャッシュ・フローの総額

(1) 資産グループ中の主要な資産およびその経 済的残存使用年数

資産または資産グループから得られる割引前将来キャ ッシュ・フローは、資産または資産グループの残存使用 年数での使用により獲得されるキャッシュ・フローに、 減損損失を認識すべきであると判定された資産または 残存使用年数経過後の処分により獲得されるキャッシ ュ・フローを加味して見積ることになる。その見積りを 行うにあたって、①資産グループ中の主要な資産および ②経済的残存使用年数を決定する。

① 資産グループ中の主要な資産

って最も重要な構成資産である、主要な資産を決定する 第100項)。 (減損適用指針第22項)。

② 経済的残存使用年数

資産または資産グループ中の主要な資産が今後、経済 的に使用可能と予測される年数を見積る(減損適用指針 第21項)。経済的残存使用年数は、耐用年数を見積る際 の要素(資産の物理的な要因、使用上の環境、陳腐化の 危険の程度、その他当該企業の特殊的条件)を考慮して 決定される (減損適用指針第21項および第99項)。

なお、経済的残存使用年数と減価償却計算に用いられ

ている残存耐用年数との乖離が明らかになったときに 資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にと は、耐用年数を変更しなければならない(減損適用指針

(2) 中長期計画等に基づく将来キャッシュ・フ ローの見積り

将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映 した合理的で説明可能な仮定および予測に基づいて見積 ることになる (減損会計基準二4.(1))。

減損適用指針においては、企業が中長期計画を作成し ている場合と作成していない場合に分けて、次のように 見積りにあたっての留意点を示している。

0 10 (1427) (273) (273) (273) (273) (273) (273)			
中長期計画を作成している場合		① 取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を以下の情報と整合的に修正する。 ・企業の外部要因に関する情報(経営環境など) ・企業内部の情報(予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込みなど) ② ①に基づき、資産または資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを見積る。	
	中長期計画の見積期間を超える 期間 (減損適用指針第36項(3))	企業の外部要因に関する情報や内部情報等と整合的に修正した中 長期計画の前提となった数値に、それまでの計画に基づく趨勢を 踏まえた一定または逓減する成長率(ゼロやマイナスになる場合 もある。)の仮定をおいて見積る。	
中長期計画を作成していない場合	資産グループの現在の使用状況や に見積る。これには、過去の一定	の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、各資産または)使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを合理的 過去の一定期間における実際のキャッシュ・フローの平均値に、これまでの趨 をは逓減する成長率(ゼロやマイナスになる場合もある。)の仮定をおいて見積 適用指針第36項(2))。	

企業が作成している中期経営計画や予算等に基づく将 来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、中期経営 計画等の数値をそのまま利用できるわけではなく、その 前提となった数値を企業の外部要因に関する情報や企業 が用いている内部の情報と整合的に修正することが求め られている点に留意する。例えば、中期経営計画の売上 高が、企業の過去の実績等と比較して挑戦的な目標値と なっている場合などは、将来キャッシュ・フローの見積 継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシ りにあたっては、市場成長率や過去の実績等から合理的 に説明可能と考えられる水準に修正することが必要な場る(減損適用指針第38項)。 合もある。

(3) 将来の設備投資等に係るキャッシュ・フロ

将来キャッシュ・フローは、資産または資産グループ の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれ る将来キャッシュ・イン・フローから、継続的使用と使 用後の処分のために生ずると見込まれる将来キャッシ ュ・アウト・フローを控除して見積る。資産グループの ュ・フローの見積りに含められる範囲は以下のようにな

見積りに含めるもの	・ 計画されている設備の増強や事業の再編に関連する将来キャッシュ・フロー ・ (計画されていないが) 現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フロー
見積りに含めないもの	・ 計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フロー

(4) その他の留意事項

将来キャッシュ・フローの見積り方法に関するその他 の留意事項は以下のとおりである。

① 見積手法(減損適用指針第39項)

将来キャッシュ・フローは、以下のいずれかの方法に より見積る。

最頻値法	生起する可能性の最も高い単一の金額を見積 る方法
期待値法	生起しうる複数の将来キャッシュ・フローを それぞれの確率で加重平均した金額を見積る 方法

② 間接的に生ずる支出(減損適用指針第40項)

資産または資産グループが将来キャッシュ・フローを 生み出すために必要な本社費等の間接的に生ずる支出 は、現金基準、発生基準のいずれかの方法により、将来 資産である場合にも、現在の状況に基づき将来キャッシ キャッシュ・フローの見積りに際して控除する。

ただし、発生基準に基づいて見積る場合、共用資産の 減価償却費は間接的に生ずる支出には含まれない。

なお、間接的に生ずる支出を関連する各資産または資 産グループに配分するための合理的な方法には、予定操 業度を基礎とする予定配賦率を用いる方法など原価計算 基準33に準ずる方法が含まれる。

③ 法人税等(減損適用指針第41項)

法人税等の支払額および還付額は将来キャッシュ・フ ローの見積りに含めない。

④ 利息(減損適用指針第41および第42項)

利息の支払額および利息の受取額は将来キャッシュ・ <。

支払利息	固定資産の建設に要する支払利息で稼動前の 期間において取得原価に算入されている場合 は、完成時まで算入されると考えられる利息 の支払額を、将来キャッシュ・アウト・フロ ーの見積りに含める。
受取利息	賃貸不動産の預り保証金の運用益相当額のように、固定資産の使用に伴って直接的に生ずると考えられる利息等の受取額は、将来キャッシュ・フローの見積りに含めることができる。

⑤ 遊休資産(減損適用指針第38項(3))

将来の用途が定まっていない遊休資産については、現 在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る。な お、資産グループについては、資産グループ全体につい て将来の用途が定まっていない遊休状態である場合のみ ならず、主要な資産が将来の用途が定まっていない遊休 ュ・フローを見積る。

⑥ 建設仮勘定(減損適用指針第38項(4))

建設仮勘定の将来キャッシュ・フローは、合理的な建 設計画や使用計画等を考慮して、完成後に生ずると見込 まれる将来キャッシュ・イン・フローから、完成までお よび完成後に生ずると見込まれる将来キャッシュ・アウ ト・フローを控除して見積る。

(5) 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見 積り

前述の将来キャッシュ・フローの見積方法に基づき、 主要な資産の残存使用年数にわたってキャッシュ・フロ ーを見積ることになる。減損損失を認識するかどうかを フローの見積りに含めない。ただし、以下の場合を除 判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る 期間は、資産または資産グループ中の主要な資産の経済 的残存使用年数と20年のいずれか短い方となる(減損 会計基準二2.(2)および減損適用指針第96項)。

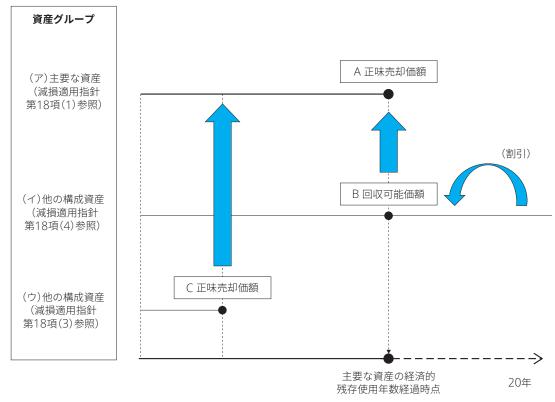
① 資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数 が20年を超えない場合(減損適用指針第97項)

以下の合計として見積る。

主要な	資産	 経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュ・フロー 経済的残存使用年数経過時点における主要な資産の正味売却価額(図表1-1のA)(減損適用計計 針第18項(1)参照) 	
主要な対構成資産	資産以外の 産	経済的残存使用年数が、主要な資産の それを超える場合(図表1-1のB)	当該主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当 該構成資産の回収可能価額(減損適用指針第18項(2)参照)
		経済的残存使用年数が、主要な資産の それを超えない場合(図表1-1のC)	当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該 構成資産の正味売却価額(減損適用指針第18項(3)参照)

これらのイメージは図表1-1のとおりである(横軸 フローに加算する金額を示す。 は経済的残存使用年数、矢印は割引前将来キャッシュ・

【図表1-1】 主要な資産の経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する額のイメージ(主要な資産の 経済的残存使用年数が20年を超えない場合)



出典:減損適用指針第97項の図を参考に筆者作成

以下の合計として見積る。結果として、21年目以降 る(減損適用指針第18項(2)参照)。

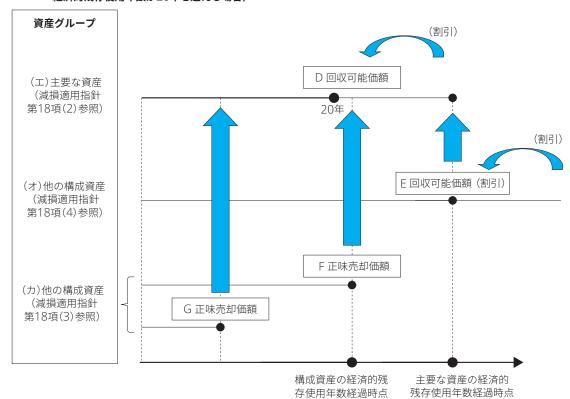
② 資産または資産グループ中の主要な資産の経済的残 に見込まれる将来キャッシュ・フローも、その割り引か 存使用年数が20年を超える場合(減損適用指針第98 れた金額が減損損失を認識するかどうかを判定するため に見積られる割引前の将来キャッシュ・フローに含まれ

主要な資産	(ア) 20年目までの割引前将来キャッシュ・フロー (イ) 20年経過時点の回収可能価額(図表1ー2のD)(減損適用指針第18項(2))		
主要な資産以 外の構成資産	経済的残存使用年 数20年超	上記(イ)の算定において、21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローとし て以下を加算する。	
	主要な資産の経済的残存 使用年数を超える場合 (図表1-2のE)	主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当 該構成資産の回収可能価額(減損適用指針第18項(4) 参照)	
		主要な資産の経済的残存 使用年数を超えない場合 (図表1-2のF)	当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における 当該構成資産の正味売却価額(減損適用指針第18項(3) 参照)
	経済的残存使用年 数20年以内(図 表1-2のG)		産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産 (減損適用指針第18項(3)参照)。

これらのイメージは図1-2のとおりである(横軸は ローに加算する金額を示す。

経済的残存使用年数、矢印は割引前将来キャッシュ・フ

【図表1-2】 主要な資産の経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する額のイメージ(主要な資産の 経済的残存使用年数が20年を超える場合)



出典:減損適用指針第98項の図を参考に筆者作成

③ 将来時点における正味売却価額

売却価額は、以下のように算定する(減損適用指針第 上述の①および②における将来の各時点における正味 29項)。

原則的な方法	当該時点以後の一期間の収益見込額をその後の収益に影響を与える要因の変動予測や予測に伴う不確 実性を含む当該時点の収益率(最終還元利回り)で割り戻した価額から、処分費用見込額の当該時点 における現在価値を控除して算定する。		
例外的な方法(原 則的な方法による	現在の時価が入手できる場合	現在の正味売却価額(償却資産の場合には、現在の正味売却価額 から適切な減価額を控除した金額)を用いることができる。	
算定が困難な場 合)	現在の時価を容易に入手するこ とができない場合	現在における一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を利用して、現在の正味売却価額を算定することができる。	
	資産の減価償却計算に用いられ ている税法規定等に基づく残存 価額に重要性が乏しい場合	税法規定等に基づく残存価額を当該資産の経済的残存使用年数経 過時点における正味売却価額とみなすことができる。	
主要な資産以外の 構成資産が償却資 産の時の特例	減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積る場合、将来時点の正売却価額に代えて、現在の当該構成資産の帳簿価額から主要な資産の経済的残存使用年数までの適な減価額を控除した金額を用いることができる。		

4. 正味売却価額

正味売却価額は、資産または資産グループの時価から 処分費用見込額を控除して算定する(減損適用指針第 28項)。

時価とは公正な評価額をいい、通常、それは観察可能 な市場価格をいう。このような市場価格が存在する場合

には、原則として、市場価格に基づく価額を時価とし、 市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された 価額を時価とする (減損適用指針第28項(1)、(2))。

合理的に算定された価額は、市場価格に準ずるものと して、不動産とその他の固定資産に分けて次のような方 法で算定される(減損適用指針第28項(2))。

	合理的に算定された価額の算定方法		
不動産	「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に基づいて算定する。 自社における合理的な見積りが困難な場合には、不動産鑑定士から鑑定評価額を入手し、それを合理的に算定された価額とすることができる(重要性が乏しい不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を、合理的に算定された価額とみなすことができる。)。このため、重要性のある不動産の場合、不動産鑑定評価額を入手する必要があることに留意する。 「不動産鑑定評価基準」において、不動産の鑑定評価によって求める価格のうち、減損処理を行うにあたって時価に対応するものは正常価格である(減損適用指針第110項)。 		
その他の固定資産	資産の特性等により、コスト・アプローチやマーケット・アプローチ、インカム・アプローチによる 見積方法を、併用または選択して算定する。		
	コスト・アプローチ (積算価格)	同等の資産を取得するのに要するコスト(再調達原価)をもって 評価する方法	
	マーケット・アプローチ (比準価格)	同等の資産が市場で実際に取引される価格をもって評価する方法	
	インカム・アプローチ (収益価格)	同等の資産を利用して将来において期待される収益をもって評価 する方法	

5. 使用価値

(1) 算定方法

使用価値は、資産または資産グループの継続的使用と 使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシ ュ・フローの現在価値として、以下のように算定される (減損適用指針第31項)。

- (ア) 資産または資産グループの継続的使用によって 生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローは、 本稿3.(2)に基づいて算定する。なお、使用価値 の算定においては、将来キャッシュ・フローが見 積値から乖離するリスクについて、将来キャッシ ュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映さ せる必要がある(減損会計基準注解(注6)およ び減損適用指針第39項)。
- (イ) 資産または資産グループの使用後の処分によっ て生ずると見込まれる将来キャッシュ・フロー は、将来時点の正味売却価額となるため、本稿4 に基づいて算定する。
- (ウ) (ア) および (イ) により算定された資産また は資産グループの継続的使用と使用後の処分によ って生ずると見込まれる将来キャッシュ・フロー を、減損適用指針に基づいて算定された割引率に よって、現在価値に割り引く。

(2) 割引率

使用価値の算定に際して用いられる割引率は、以下の ように算定される。

① 将来キャッシュ・フローが見積りから乖離するリス クを割引率に反映させる場合(減損適用指針第45項) 次のものまたはこれらを総合的に勘案したものを用い る。

- 当該企業における当該資産または資産グループに固 有のリスクを反映した収益率
- ・ 当該企業に要求される資本コスト
- 当該資産または資産グループに類似した資産または 資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考 えられる合理的な収益率
- ・ 当該資産または資産グループのみを裏付け(いわゆ るノンリコース)として大部分の資金調達を行ったと きに適用されると合理的に見積られる利率
- ② 将来キャッシュ・フローが見積りから乖離するリス クを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる場 合(減損適用指針第46項)

将来キャッシュ・フローが得られるまでの期間に対応 した国債の利回り(貨幣の時間価値だけを反映した無リ スクの割引率)を用いる。

- ③ 割引率の算定に関するその他の留意事項(減損適用 指針第43項、第44項および第47項)。
 - ・ 減損損失の測定時点の割引率を用いる。
- 原則として毎期同一の方法により算定する。
 - ・ 税引前の数値を用いる。
 - ・ 原則として単一の割引率を用いる。ただし、将来キ ャッシュ・フローの見積り期間のうち、異なる期間に ついて合理的で説明可能な仮定および予測に基づき将 来キャッシュ・フローの見積りからの乖離リスクや貨 幣の時間価値が相違するため、異なる割引率を見積る 場合は、当該割引率を用いることができる。
 - ・ 連結財務諸表において、個別財務諸表における資産 のグルーピングの単位が見直された場合、割引率も資 産のグルーピングに応じて見直す。

6. 減損損失の認識・測定に関する実務上 の論点

これまで述べたように、減損損失の認識・測定は、将 来キャッシュ・フローの見積りが必要であり、見積方法 についての理解の不足や、事業の将来性に関する楽観的 な偏向などから、見積りに関する検討が不十分、もしく は適切でないとされる事例が多くみられる。

この点、公認会計士・監査審査会が毎年公表している 「監査事務所検査結果事例集」¹においても、次のような 減損損失の認識・測定に関しては複数年度で様々な指摘 事例が紹介されている。

以下で紹介する事例は、(A)見積りに用いる中長期計 画の実現可能性の検討が不十分と考えられる事例、(B) 正味売却価額の算定における時価の算定方法が不適切と 考えられる事例、に大別される。

(中長期計画の実現可能性の検討が不十分と考えられる 事例)

- 被監査会社が減損損失の認識の判定において使 用している各店舗の予算は、販促活動による売上 の増加や人員体制の見直しによる経費の削減等に より、売上高及び営業利益が増加する見込みとな っている。(中略)しかしながら、監査チームは、 販促活動や人員体制の見直し等の計画があること を確かめるのみで、予算の合理性について具体的 な裏付けとなる監査証拠を入手していない。ま た、監査チームは、全社的な営業利益の予算達成 率が約70%と、実績が予算を大幅に下回ってい る状況であり、繰延税金資産の回収可能性の検討 において使用した予算には予算達成率を加味して いるにもかかわらず、各店舗の予算に対しては予 算達成率を加味していないなど、各店舗の予算の 実行可能性について十分に検討していない。(令 和2年事務年度版)
- 被監査会社は、減損の兆候がある固定資産に関 して、5年間の事業計画に基づく割引前将来キャ ッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を 上回ったため、減損損失の認識は不要と判断して おり、監査チームも、当該判断を妥当としてい る。しかしながら、監査チームは、営業利益が年 間1.7倍のペースで増加していく事業計画につい て、被監査会社から、1年目の達成可能性と成長 市場で拡販が期待できるという説明を受けるのみ で、2年目以降の事業計画に合理性があると判断 しており、事業計画の実現可能性等を十分に検討 していない。(令和4年事務年度版)

(正味売却価額の算定における時価の算定方法が不適切 と考えられる事例)

• 被監査会社は、固定資産の減損の検討におい て、本社費負担後営業利益が2期連続赤字である 事業所の資産グループに減損の兆候を識別してい る。また、割引前将来キャッシュ・フローがマイ ナスであることから、減損損失の測定を実施して いる。さらに、減損損失の測定において、土地に ついては、固定資産税評価額に基づく簡便的な評 価額が土地の帳簿価額を上回っていることから、 減損損失を計上しない一方で、建物等償却資産に ついては、帳簿価額の全額を減損損失として計上 している。なお、監査チームは、被監査会社によ る上記の固定資産の減損損失の計上方法及び計上 額を妥当なものと判断している。しかしながら、 監査チームは、土地の減損損失の測定に関し、固 定資産税評価額に基づく評価額を正味売却価額と みなす経営者の仮定の合理性について検討してい ない。また、監査チームは、建物等償却資産に対 する減損損失の測定に関し、正味売却価額をゼロ とみなし、帳簿価額の全額を減損するという経営 者の仮定の合理性について検討していない。(令 和5年事務年度版)

(A) 見積りに用いる中長期計画の実現可能性の検討が 不十分と考えられる事例

紹介されている事例は、いずれも将来キャッシュ・フ ローの見積りの基礎となっている中長期計画について、 その前提となる数値の企業内外の情報との整合的な修正 が必要か否かの検討が不十分な事例と考えられる。

将来キャッシュ・フローの見積りを行うにあたって は、会社が作成する中長期計画や翌年度の予算等を基礎 に見積りを行うことが一般的である。しかし、減損適用 指針では、将来キャッシュ・フローの見積りを、取締役 会等の承認を得た中長期計画等を基礎に行う場合も、中 長期計画をそのまま利用するのではなく、経営環境など の企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部 の情報(例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎 データ、売上見込みなど。以下同じ。)と整合的に修正 することを求めている(減損適用指針第36項(1))。こ のため、例えば、中長期計画の中で、難易度の高い経営 課題の達成を織り込み、過去の自社の実績や市場成長率 等と比較して高い業績の伸びを見込む場合や、過年度か ら計画に対して実績の達成率が継続して下回っている場 合は、将来キャッシュ・フローの見積りを行うにあた

^{1 「}監査事務所検査結果事例集」は、公認会計士・監査審査会が、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る観点から、 監査事務所の検査で確認された指摘事例等について、年次で取りまとめ、公表しているものである。本資料で紹介する指 摘は監査人の監査手続についてのものであるが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作 成する責任は経営者にあるため、企業において検討が必要なポイントの確認としても有用である。

り、中長期計画の数値を過去の実績や市場成長率等と整ている。 合的に修正するなど、合理的で説明可能な仮定に基づい たものとする必要がある。

また、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎とした 中長期計画等の期間を超える期間のキャッシュ・フロー を算定する場合、合理的な反証がない限り、それまでの 計画に基づく趨勢を踏まえた一定または逓減する成長率 (ゼロやマイナスになる場合もある。) の仮定をおいて見 積る (減損適用指針第36項(3))。この点、実務的には、 過去の自社の売上の趨勢や市場成長率の実績、外部機関 等から入手した市場予測等の情報を参考に成長率を見積 ることが多いが、過去の実績や将来の市場予測等によっ ては、ゼロ成長、あるいは、マイナス成長を前提とする ことが合理的とされる場合もあるため、留意が必要であ

適切と考えられる事例

紹介されている事例は、不動産の正味売却価額の測定 に際し、固定資産税評価額を用いて評価を行うことにつ いて、十分な妥当性の検討がなされていない事例とされ

正味売却価額の算定にあたって、時価を求める際に、 観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定され た価額を時価とするが、対象が不動産である場合には、 重要性が乏しい場合を除き、不動産鑑定評価基準に基づ いて合理的に算定された価額を求めることになる(減損 適用指針第28項)。この点、実務的には不動産の場合に は不動産鑑定士の鑑定評価額を入手することが一般的で ある。なお、将来時点における正味売却価額を算定する 際に、原則的な方法による算定が困難な場合には、現在 の正味売却価額を用いることができ、この場合に現在の 時価を容易に入手することができない時には、現在の時 価に代えて、現在における一定の評価額や適切に市場価 格を反映していると考えられる指標を利用することがで きるとされている(減損適用指針第29項)。しかし、不 (B) 正味売却価額の算定における時価の算定方法が不 動産に関しては合理的に算定された価格として不動産鑑 定士による鑑定評価額を利用することができることか ら、時価を容易に入手することができない時は稀である と考えられる。

金融庁:「投資信託財産の計算に関する 規則の一部を改正する内閣府令(案)」 等の公表について

『会計情報』編集部

金融庁は、2023年10月18日に「投資信託財産 の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令 (案)」等を以下のとおり取りまとめ、公表した。

1. 主な改正内容

投資信託及び投資法人に係る一単位(口)当たり の純資産額と基準価額において差異が生じた場合 に、貸借対照表等において当該基準価額及び当該差 異の理由が注記されるよう所要の改正を行うとされ ている。

2. 施行日

パブリックコメント終了後、所定の手続きを経て

公布、施行の予定である。

また、意見募集期間は2023年11月17日(金) までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただ きたい。

「投資信託財産の計算に関する規則の一部改正す る内閣府令(案)」等の公表について:金融庁 (fsa. go.jp)

「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正 する内閣府令(案)」等の公表について | e-Govパ ブリック・コメント

金融庁:「企業内容等の開示に関する留 意事項について(企業内容等開示ガイド ライン)」の改正(案)の公表

『会計情報』編集部

金融庁は、2023年11月6日に「企業内容等の開 示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイ ドライン)」の改正(案)を以下のとおり取りまと め、公表した。

1. 改正の概要

総額1億円以上の有価証券の募集又は売出しを行 う際には、有価証券届出書の提出が必要とされてい る。他方で、株式報酬として交付される株式が譲渡 制限付である場合(※)については、有価証券届出 書の提出を不要とし、臨時報告書の提出で足りると する特例が設けられている。

本改正は、当該株式報酬について発行会社が定め る株式報酬規程等に、

- ・ 取締役等の死亡その他正当な理由による退任又 は退職
- 発行会社の組織再編成等

といった事由が生じた際、当該株式の譲渡が禁止 される旨の制限を解除する旨の定めが設けられてい る場合であっても、当該特例の譲渡制限期間の要件 を満たし、有価証券届出書の提出が不要であること を、企業内容等開示ガイドラインにおいて明確化す

る改正を行うものとされている。

※ いわゆる譲渡制限付株式 (RS: Restricted Stock)

2. 適用日

パブリックコメント終了後、速やかに適用する予 定とされている。

また、意見募集期間は、2023年12月5日(火) までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただ

「企業内容等の開示に関する留意事項について (企業内容等開示ガイドライン)」の改正 (案) の公 表について:金融庁 (fsa.go.jp)

「企業内容等の開示に関する留意事項について (企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公 表について | e-Govパブリック・コメント

国際会計基準 (IFRS) 一つくり手の狙いと監査

IFRS第17号「保険契約」(その7) 第38回

国際会計基準審議会 (IASB) 理事 管地 降緋

事後測定による影響

前稿(第37回)では、金利変動やその他の基礎率の 変動が一切ないという非常に特殊なモデルに基づいて試 算を行い、日本の伝統的な保険会計とIFRS第17号との 数値比較を行った。その結果、IFRS第17号は見積りに 基づき利益を前倒しに認識し、日本の伝統的な会計は確 定したものだけを利益として認識しているので、全体と して日本基準の方が保守的であるかのように見えるよう な数値結果となった。しかしながら、現実の世界では、 保険のような超長期の契約において、金利変動やその他 の基礎率の変動が一切ないということはあり得ず、むし ろ、そちらの変動の方が企業の業績に与える影響は大き い。IFRS第17号の特徴は、この金利変動や基礎率の変 動の扱い方、すなわち保険負債の事後測定の方法にあ る。この点が日本の伝統的な保険会計と大きく異なる。

日本の伝統的な保険会計の場合は、当初に想定した死 亡率などや、金利の変動(基礎率の変動)があったとし ても、それに応じて保険負債を再測定することはない。 各種基礎率を固定して評価するので、このような手法を となることをご了解いただきたい。

「ロックイン評価」と呼んでいる。これに対してIFRS第 17号では毎期基礎率を見直して、保険負債を再測定(事 後測定)し、その差額を主に純損益に反映させる。この ため、毎期の損益は基礎率の変動に応じて変動する。こ のような手法を「アンロック評価」と呼んでいる。

IFRS第17号を適用することによる最大の影響は、保 険負債の評価が、ロックイン評価からアンロック評価に 変わることである。将来の基礎率の変動は誰も正確には 予測できないので、ロックイン評価からアンロック評価 に変えることに伴う金額的な影響額は予測することがで きない。この為、日本の伝統的会計からIFRS第17号に 変更することに伴う影響額を予測することも困難であ る。ただ、一つ重要な点は、これまで日本の保険会社が 伝統的な保険会計に基づいて経営をしていたとするなら ば、IFRS第17号を適用することによって、経営の在り 方そのものに大きく影響を与える可能性があるというこ とである。

以下、その影響がどのように表れるのかを見ていく が、事後測定の影響に関しては数値例を用いたモデル分 そのため、保険負債を、保険期間を通じて契約獲得時の 析は複雑になり過ぎる為、概念的なイメージ図での説明

事後測定(すべて想定どおりの場合)

【図1】

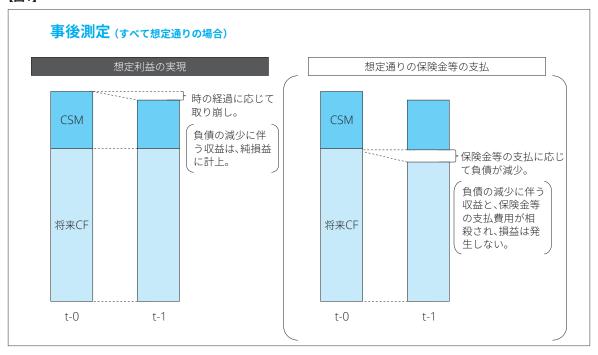


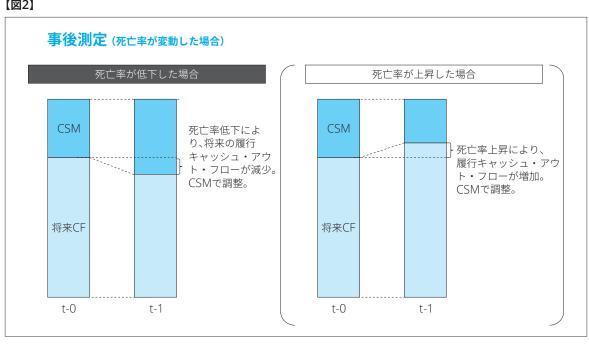
図1のグラフは、金利変動や基礎率の変動が一切なく、 また、保険金の支払いなどもすべて契約時の想定どおり 推移した場合の保険負債の概念図である。

まず、保険契約負債(CSM)は、保険会社によるサ ービスの提供に応じて取り崩される。保険会社の提供す るサービスとは、保険事故があればいつでも保険金を支 払える状態で待機(stand ready)していることによっ て、保険契約者に安心を提供することであり、通常は時

の経過に応じて定額で償却されていく。償却の相手科目 は保険収益となる。また保険金の支払いがあった場合 で、かつ、それが契約時に想定したものと同じであれ ば、将来CFの負債が保険金の支払金額と同額減少し、 保険収益(グロス)と保険金等の支払費用が同額計上さ れ、損益は生じない。したがって、純損益のレベルで は、CSMの償却額だけが認識される。

事後測定(死亡率が変動した場合)

【図2】



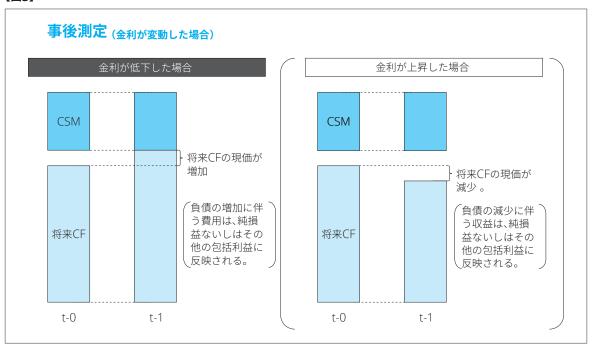
現実の世界では、図1のような状況は考えられず、死 亡率などや金利が契約時に想定していたものから変動し ていく。IFRS第17号では、それらの変動に基づいて保 険負債を再測定し、主に損益として認識する。この点 が、日本の伝統的な保険会計と大きく異なる点である。

図2のグラフは死亡率が変動した場合のイメージ図で ある。IFRS第17号では、最新の死亡率に基づいて将来 キャッシュ・フロー (将来CF) を測定するので、死亡 率の変動に伴い保険負債の金額が変動する。死亡率が契 約獲得時に想定していたものよりも低下した場合は、図

2の左側のように、将来CFの見積り額が低下する。この ことに伴い、差額として計上されるCSMの金額が増加 する。すなわちCSMが調整機能を果たし、新たなCSM の残高に基づいて、翌期以降の償却が決まる。このよう なメカニズムによって、死亡率の変動は、翌期以降の損 益に平準化して反映される。同様に、死亡率が上昇した 場合でもCSMが調整弁として働き、死亡率の変動が一 会計期間に反映されることなく、保険期間の残存年数に 応じて平準化されて反映される。

事後測定(金利が変動した場合)

【図3】



次に契約獲得時から金利の変化があった場合、IFRS 第17号による会計処理がどうなるかを見てみると、死 亡率の変化があった場合とは少し異なる会計処理とな る。具体的には、金利の変動に伴って変化した将来CF については、CSMで調整することは行われずに、会計 方針の選択によって、純損益、ないしはその他の包括利 益に反映される。

金利が低下した場合は、図3の左側にあるように、 CSMへ影響させずに、負債の総額が増加する形となる。 負債総額が増額することになるので、その増加分は純損 益、ないしは包括損益に反映させなければならず、金利 低下が起こった期に一気に損失として認識されることに なる。また、逆に金利が上昇した場合は、図3の右側に あるように、上昇が起こった期に一気に利益として認識 される。このように、金利変動に伴って、損益は大きな 影響を受ける。保険負債の場合は超長期の負債であり、 かつ、保険会社のバランスシートの貸方に占める比率が 大きいので、わずかな金利変動によって、損益が大きく 動くことになる。

IFRS第17号の意義

このように見ていくと、IFRS第17号が保険会社に与 える影響は非常に大きいことが分かる。特に金利変動の 保険負債に与える影響を毎期の損益として認識すること は、経営上大きな影響がある。ただし、このような会計 処理は、IFRS会計基準においては、保険会社固有のも のではない。通常の一般企業においても、保険負債のよ うな将来CFが確定していない、すなわちキャッシュ・ アウト・フローの時期も金額も確定していないような負 債があった場合には、負債金額は、基本、毎期公正価値 により評価され、その差額は損益に反映される。ただ、 一般企業の場合は、保険会社のような将来CFが確定し ていない超長期の負債を、バランスシートの貸方の大部 分を占める比率で保有することはまずありえない。重要 なことは、IFRS第17号が特別に無理なことを要求して いる訳ではなく、普通の企業と同じ会計処理を要求して いるに過ぎない。むしろ、保険会社の負債の構造が、通 常の一般企業とは大きく異なっているということであ てより有用な情報を提供するものである。

はない特殊な基準であるということは指摘しておかなけ ればならない。保険取引が持つ二面性とは、金融商品と しての側面と、サービス契約としての側面である。 IFRS第17号は保険取引の持つ2つの側面を、できるだ け両立するように工夫をして作られたものである。した を当てた、いわゆる、経済価値ベースの規制会計とは、 似ている部分もあるものの、その趣旨は大きく異なる。 して、他の産業との比較可能性を向上させるという目的 はない。IFRS第17号は、まず、保険会社の期間業績を 適切に表現し、その上で、保険契約の金融商品的側面を ものである。

特に、長い年月をかけたIASBにおける審議の中で、 最も時間を費やしたのは、保険会社が保有する金融資産 の評価とのバランスをいかにして適切に反映させるかと

る。IFRS第17号は、その点を明確にし、利用者に対しいう点であった。この点は、保険会社のビジネスモデル によっても実態が大きく異なり、これといった一つの正 IFRS第17号は、しかし、保険という取引が持つ2つ 解にたどり着くことは出来なかった。しかしながら、本 の側面(二面性)を扱っているという点で、他の基準に 稿では紹介できないが、企業の資産運用の状況に応じて 金融資産と保険負債との評価の一貫性を保つようなさま ざまな工夫が盛り込まれた。

このような工夫をこらしたIFRS第17号は、保険ビジ ネスのゲームチェンジャーとなる可能性がある。業績の 考え方がこれまでと大きく異なると同時に、一般の投資 がって、保険契約の経済価値を把握することだけに焦点 者などの利用者への透明性が高まり、保険ビジネスへの 投資が、他のビジネス分野への投資と比較されるように なる。また、国際的な資本移動も促進され、国際的な企 経済価値ベースの規制会計には期間の業績を適切に表現 業再編を促進する可能性もある。一方で、IFRS第17号 には、あまりにたくさんの工夫が盛り込まれたため、結 果的にはかなり複雑な基準となり、扱い方ひとつで、全 く結果が異なるというような危険性も孕んでいるので、 見失われないようにするために、さまざまな工夫をした 実務がこなれるまでには、まだ時間がかかるかもしれな い。じっくりと今後の経緯を観察していきたい。

令和5年12月決算における税務上の留意 事項

デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 長谷川 芳孝

公認会計士・税理士 山形 創一郎

令和5年12月決算においては、主に令和4年度税制改 正の内容が初めての適用を迎える。本稿では、令和4年 度税制改正のうち初めて適用を迎えると考えられる項目 や、令和5年度税制改正のうち、令和5年12月決算に影 響を及ぼす可能性があるもの、税効果会計などにおいて 考慮されるであろう主要項目について解説を行う。

法人課税

1. 給与等の支給額が増加した場合の税額 控除制度(賃上げ促進税制)の改組 (令和4年度税制改正)

(1) 賃上げ促進税制の適用関係

賃上げ促進税制による特別控除制度は、2つの措置に より構成されており、それぞれの措置に係る適用関係、 対象法人、税額控除限度額は、以下のとおりである。

(2) 大企業向け賃上げ促進税制(旧人材確保等 促進税制)

賃上げ促進税制の適用要件について、継続雇用者に対

する給与等支給額の増加に着目した措置に改正された。 また、賃上げや教育訓練に積極的な企業については、税 額控除率が上乗せされた。

具体的には、令和4年4月1日から令和6年3月31日ま での間に開始する各事業年度において、青色申告書提出 法人が国内雇用者に対して給与等を支給する場合に、継 続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に 対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用 者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる措置に 改正された。また、継続雇用者給与等支給額の前期継続 雇用者給与等支給額に対する増加割合が4%以上である ときは、税額控除率に10%を上乗せし(25%の税額控 除率)、教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する 増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%が 上乗せされた(20%又は30%の税額控除率)(措法42の $1205(1)_{0}$

なお、一定規模以上の大企業についてはマルチステー クホルダー方針を公表し、経済産業大臣から発出される 公表に関する通知書の写しを申告書に添付する必要があ る。

150	内容			
項目	大企業向け	中小企業向け		
適用関係	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度			
	全ての青色申告法人 (設立事業年度は対象外)			
対象法人	資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の引上げ方針等をインターネット経由で公表したことを経済産業大臣に届け出ていること	青色申告書を提出する中小企業者等 (設立事業年度は対象外)		
税額控除限度額	当期の法人税額の20%			

	項目		改正前		
	①賃上げ要件		雇用者給与等支給額>前期の雇用者給与等支給額		
			新規雇用者給与等支給額≥前期の 新規雇用者給与等支給額×102%	継続雇用者給与等支給額 ^{*1} ≥前期の継続雇用者給 与等支給額×103%	
	②賃上げ要件 (上乗せ要件)		無し	継続雇用者給与等支給額≥前期の継続雇用者給与 等支給額×104%	
適用要件	③教育訓練要件 (上乗せ要件)		教育訓練費*	² ≧前期の教育訓練費×120%	
IT	1年 マルチステークホルダー 方針の公表		無し	事業年度終了の日における、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人は、経済産業省の告示に従って、①マルチステークホルダー方針をホームページに公表し、②公表した旨を経済産業大臣へ届出て、③経済産業大臣から発出される届出の受理通知書の写しを申告書に添付する必要がある。*3	
	適用要件① (賃上げ要件) を満たす場合		控除対象新規雇用者給与等支給額 ×15%	控除対象雇用者給与等支給増加額*4×15%	
	適用要件② (上乗せ要件) を満たす場合		無し	控除対象雇用者給与等支給増加額*4×25%	
税額控除	適用要件①(賃上げ要件) と③(教育訓練要件)を 満たす場合		控除対象新規雇用者給与等支給額 ×20%	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} ×20%	
	適用要件②(上乗せ要件) と③(教育訓練要件)を 満たす場合		無し	控除対象雇用者給与等支給増加額*4×30%	
	限度額		当期の法人税額の20%		
	対象法人 青色申告法人(設立事業年度は対象外)			人(設立事業年度は対象外)	

- *1 継続雇用者給与等支給額とは、国内の継続雇用者(適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給があ る雇用保険の一般被保険者で、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていないものをいう) に対する給与等の支給額をいう。ただし、出向負担金等の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 (雇用安定助成金額を除く)がある場合には、当該金額を控除する。
 - 例えば、新規雇用者、退職者、無給の休職者、雇用保険の一般被保険者ではないパートやアルバイトは、継続 雇用者に該当しない。
- *2 教育訓練費は、具体的に政令で定められており、例えば、外部講師報酬、外部施設使用料、委託研修費、外部 研修参加費等を指す。
 - 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存 (改正前:確定申告書等への添付)をしなければならない。
- *3 マルチステークホルダー方針の公表とは、経済産業省の告示に従い、従業員や取引先等、事業上の関係者との 関係構築の方針として、給与等の支給額の引上げや取引先との適切な関係構築等の方針を自社のホームページ に公表する手続をいう。また、経済産業大臣へ公表した旨を届け出る手続は、経済産業省の申請ウェブサイト から行う必要がある。
- *4 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額 を控除した金額をいう(出向負担金等を除いて計算)。ただし、適用年度の雇用安定助成金額を控除した後の 雇用者給与等支給額から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額を控除した金額 を上限とする。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場 合には、所要の調整を行う。

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制(旧所得拡大 ■ 雇用者給与等支給額の前期雇用者給与等支給額に対 促進税制)

中小企業における賃上げ促進税制について、令和4年 4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業 ■ 教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加 年度において、税額控除率の上乗せ措置が次のように見 直された上、適用期限が1年延長された(措法42の12 の5②)。

- する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控 除率に15%を加算する(30%の税額控除率)
- 割合が10%以上である場合、税額控除率に10%を 加算する(25%又は40%の税額控除率)

項目			改正前		
	①賃上げ要件		雇用者給与等支給額≥前期の雇用者給与等支給額×101.5%		
	①賃上げ要件 (上乗せ要件)		無し	雇用者給与等支給額≥前期の雇用者給与 等支給額×102.5%	
適		А	雇用者給与等支給額 ≧ 前期の雇用者給与 等支給額×102.5%		
適用要件	③教育訓練要件 (上乗せ要件)		以下のいずれかの要件を満たす A) 教育訓練費 ≧ 前期の教育訓練費 の年平均額×110% B) 期末日までに中小企業等経営強化法 の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明されたものであること	教育訓練費 *1≥ 前期の教育訓練費× 110%	
	適用要件①(賃上げ要件)を満たす場合		控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} ×15%		
	適用要件②(上乗せ賃上 げ要件)を満たす場合		無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} × 30%	
税額控除	適用要件① (賃上げ要件) と③ (教育訓練要件)を 満たす場合		控除対象雇用者給与	等支給増加額×25%	
	適用要件②(上乗せ賃上 げ要件)と③(教育訓練 要件)を満たす場合		無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} × 40%	
	限度額		当期の法人税額の20%		
対象法人			青色申告法人(設立事業年度は対象外)		

- *1 大企業向け賃上げ促進税制(2)の*2を参照
- *2 大企業向け賃上げ促進税制(2)の*4を参照

2. 大企業についての一定の租税特別措置 の停止措置の見直し(令和4年度税制 改正)

平成30年度税制改正により導入され、令和3年度税制 改正により適用期限の延長、停止対象の税額控除が拡大 された大企業についての一定の租税特別措置の停止措置 について、以下のいずれにも該当する場合には、継続雇 用者給与等支給額に係る要件を、現行の「継続雇用者給 与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えるこ と」から、「継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較 もかかわらず、賃上げ要件及び設備投資要件(国内設備 給与等支給額に対する増加割合が1%以上(令和4年4月 投資額が当期償却費総額の30%相当額を超えること)

1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 にあっては、0.5%以上)」と強化された(措法42の13 (5)(7))

- 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使 用する従業員数が1,000人以上である
- 前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合 この一定の租税特別措置の停止は「ムチ税制」とも呼 ばれ、一定の要件を満たさない大企業について、対象と なる租税特別措置が適用できないとされるものである。

具体的には、大企業が前期比で所得が増加しているに

のどちらも満たさない場合には、その事業年度について は、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できな いとされている。この見直しでは、所得が拡大している にもかかわらず、賃上げにも投資にも、特に消極的な一 定規模以上の大企業に対し、停止措置が更に強化される こととなった。

停止措置の対象制度は、以下のとおりである。

- ▶ 研究開発税制
- ▶ 地域未来投資促進税制
- ▶ 5G投資促進税制
- ▶ DX投資促進税制
- ▶ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

3. 交際費等の損金不算入制度等の期限延 長(令和4年度税制改正)

交際費等の損金不算入制度についてその適用期限が2 年延長されたとともに、接待飲食費に係る損金算入の特 例期限が2年延長された。中小法人に係る損金算入の特 例の適用期限についても、2年延長された(措法61の 4)。

資本金の額等に応じた各種制度の適用関係は、次の表 のとおりである。

項目	資本金の額等>100億円	100億円≧資本金の額等> 1億円	資本金の額等≦1億円
接待飲食費に係る特例	適用なし	適用あり	適用あり
中小法人の特例	適用なし	適用なし	選択適用

4. 少額の減価償却資産の取得価額の損金 算入制度等(令和4年度税制改正)

次の制度について、次の表のとおり対象資産が見直さ

れ、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金 算入の特例については適用期限が2年延長された(法令 133、133の2、措法67の5)。

項目	改正後
少額の減価償却資産の取得価 額の損金算入制度	■ 対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供したものが除外された
一括償却資産の損金算入制度	■ 対象資産から、貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が 除外された
中小企業者等の少額減価償却 資産の取得価額の損金算入の 特例	■ 対象資産から、貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が 除外された ■ 適用期限2年延長

5. 大法人に対する法人事業税所得割の税 率の見直し(令和4年度税制改正)

(1) 概要

法人事業税の所得割の標準税率について、改正前では 3未満の都道府県において事務所又は事業所を設けて事

業を行う場合に、所得金額に応じた軽減税率が適用され ていた。しかし、本改正により、資本金が1億円超の大 法人である外形標準課税適用法人について、以下のとお り軽減税率の適用が廃止された(地法72の24の7①-/\)。

	年400万円以下の所得	年400万円超800万円 以下の所得	年800万円超の所得
改正前	0.4% (1.44%)	0.7% (2.52%)	1.0% (3.6%)
改正後	<u>1.0% (3.6%)</u>		

(*) 上記括弧書は、法人事業税の所得割の標準税率に特別法人事業税(所得割標準税率×260%)を加味した税率

(2) 適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業 年度から適用される。

6. 特別新事業開拓事業者に対し特定事業 活動として出資をした場合の課税の特 例(オープンイノベーション促進税制) (令和5年度税制改正)

青色申告書を提出する法人が、令和6年3月31日まで の期間内にスタートアップ企業(特別新事業開拓事業

者)とのオープンイノベーションに向け、スタートアッ プ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、取得 株式の取得価額の25%相当額を課税所得から控除でき る課税の特例(オープンイノベーション促進税制)につ いて、次の見直しが行われた。

(1) 課税の特例の対象となる特定株式の追加及 び払込みにより取得した特定株式の取得価額 上限の引下げ

課税の特例の対象となる特定株式について、次の見直 しが行われた。

取得方法	改正前	改正後
払込み (出資) による取得	■ 対象 ▶ 1件当たり取得価額の上限は100億円 ▶ 所得控除上限額は、1件当たり25億円以下、1年度当たり125億円以下 ▶ 特定株式の要件は、特定事業継続期間を3年以上、取得価額要件を1件当たり1,000万円~5億円以上(大企業、中小企業、海外法人への出資で異なる)、オープンイノベーションに向けた取組を伴う出資であること等、とされている	■ 対象 以下の改正が行われ、その他の要件については改正前と 同じ ■ 1件当たり取得価額の上限を50億円へ引下げ(措 法66の13①) ■ 所得控除上限額は1件当たり12.5億円以下、1年 度当たり125億円以下(購入による取得と合わせ て判定)(措法66の13①)
購入による取得	対象外	■ 発行法人以外の者からの購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式で、その取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものが追加される(措法66の13①) ▶ 取得価額の上限は200億円(措法66の13①) ▶ 所得控除上限額は1件当たり50億円、1年度当たり125億円(払い込みによる取得と合わせて判定)(措法66の13①) ▶ 特定株式の要件は、特定事業継続期間を5年、取得価額要件を5億円以上、特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する等、となる(措令39の24の2①) ▶ 継続証明の要件に、株式の取得の際に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件が加えられる(共同化基準5) ▶ 特別勘定の取崩し事由についても一部見直しが行われる。例えば、特定株式の取得から5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する必要があるものの、その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度において売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当すれば、特別勘定の取崩し事由には該当しない(措法66の13-⑩) ● 和5年度以降に本税制の適用を受けて払い込みによる出資を行った特別新事業開拓事業者の株式の取得は対象外(措規22の13③)

このように、スタートアップ企業の出口戦略として 投資規模等の要件を満たした場合にはその後も減税メリ IPO以外の選択肢を拡充するために、ニューマネー(払 ットを継続させる仕組みが設けられた。これらにより、 込み)を伴わない既存株式(発行法人以外の者からの購 スタートアップの成長を強力に促すものとする改正内容 入) の取得も対象とされた。また、スタートアップの成 長に真につながるよう、M&Aから5年以内に成長率や

となっている。

(2) その他

次の除外・限定が行われた。

- ① 既にその総株主の議決権の過半数を有している特別 新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外(措 規22の13③)
- ② 既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過 半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事 業者に対する出資について、その対象を総株主の議 決権の過半数を有することとなる場合に限定(措規 22の13③)

7. デジタルトランスフォーメーション投 資促進税制(DX投資促進税制)の見 直しと適用期限の延長(令和5年度税 制改正)

青色申告書を提出する法人が、認定事業適応計画に従 って情報技術事業適応設備の取得等を行った場合、当該 設備等の取得価額等の30%相当額の特別償却又は3%若 しくは5%相当額の税額控除を適用できる課税の特例 (DX投資促進税制)について、次の見直しが行われた上、 その適用期限が2年延長(令和7年3月31日までの期間 内) された(所得税についても同様)。

	項目	改正前	改正後
デジタル (D) 要件	「DX認定」取 得の要件	■ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」 の取得	■ DX認定制度において、人材育成・確保等に関連する事項の要件が追加(DX認定基準「デジタルガバナンス・コード2.0」(令和4年9月13日改訂)) 令和4年12月1日以降に取得した認定であること(産業競争力強化法第21条の28の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準(以下「基準」という)5)
	その他の要件	■ データ連携■ クラウド技術の活用	改正なし
企業変革 (X) 要件	生産性の向上 又は新需要の 開拓に関する 要件	■ 生産性向上又は売上上昇が見込まれること ▶ ROAが平成26~30年平均から1.5%ポイント向上 ▶ 売上高伸び率≧過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント	■ 計画に係る事業により、おおよそコロナ 前5事業年度の平均売上高の10%以上の 新規売上高を獲得すること(基準1)
	取組類型に関する要件	■ 情報技術事業適応の内容が、次のいずれ かの類型に該当すること ▶ 投資額に対する新商品等の収益の割合 が10倍以上 ▶ 商品等1単位当たりの製造原価等又は 販売費等を8.8%以上削減	■ 上記により増加した売上高のうち25~50%分が海外売上高によるものとなること(主務大臣が定める基準2)
	その他の要件	■ 全社の意思決定に基づくもの	改正なし

なお、計画の実施期間は最長で10年とされた(従前 は5年間) (産業競争力強化法施行規則11の2⑤)。

また、令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応 制度は適用されない (措法42の12の79)。

8. 指定寄附金(令和5年度税制改正)

企業の経営資源を活用して学校教育に積極的に関与 計画に従って同日以後に取得等する資産については、本し、人材への投資を後押しすることを目的に、学校法人 の設立費用としての寄附金について、個別の審査を受け なくても損金算入可能とするため、以下が指定寄附金に 追加された(令和5年財務省告示第96号)。

項目	改正内容
指定寄附金の追加	法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人(学校法人設立準備法人)に対して支出する寄附金のうち一定のもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの。

9. 地域経済牽引事業の促進区域内におい て特定事業用機械等を取得した場合の 特別償却又は税額控除制度(地域未来 投資促進税制)の拡充及び適用期限の 延長(令和5年度税制改正)

青色申告書を提出する法人が、承認地域経済牽引事業 計画に従って、特定事業用機械等を取得した場合、機械 装置・器具備品につき取得価額等の40%相当額の特別 償却又は4%相当額の税額控除(上乗せ要件を満たす場

合は、50%相当額の特別償却又は5%相当額の税額控 除)、また、建物・附属設備・構築物につき20%相当額 の特別償却又は2%相当額の税額控除を適用できる課税 の特例(地域未来投資促進税制)について、次の見直し が行われた上、その適用期限が2年延長(令和7年3月 31日までの期間内) された(所得税についても同様)。

(1) 要件等の見直し及び追加

次の見直しが行われた。

項目	要件		改正前	改正後
承認地域経 済牽引事業 の確認要件	売上高	り、か	業の売上高伸び率が、ゼロを上回って、過去5年度の対象事業に係る 関模の伸び率より5%以上高いこと	改正なし
(課税特例 の要件)	取得予定 価額	■ 設備対	象額が2,000万円以上であること	改正なし
		通常類型	■ 労働生産性の伸び率が4%以 上又は投資収益率が5%以上	改正なし
	先進性を 有するこ と	サプライ チェーン 類型	■ 次の要件の全てを満たす場合:海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造、事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上、等 ■ ただし、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の採択を受けた事業については対象外	以下を除き改正なし ■ 経済施策を一体的に講ずることによる 安全保障の確保の推進に関する法律の 規定により特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業については、 サプライチェーンの強じん化に資する 類型に該当しないものとして取り扱う こととされる(地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイド ライン(以下「ガイドライン」という。)第5・1(1)イ②)
		事業の実施場所	■ 特定非常災害で被災した区域内である場合等に先進性に係る要件を満たすこととする特例あり	■ 左記特例により主務大臣の確認を受ける場合が除外される(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示(以下「告示」という)①5二)
	減価償却 費の比率		投資額が前事業年度の減価償却費の 以上であること	■ 設備投資額が前事業年度の減価償却費の20%以上であること(連結会社は連結全体の前事業年度の減価償却費の20%以上の投資を単体で行うことが必要)(告示①四)
特別償却率 及び税額引き 上げる措置 (上乗 件)	付加価値 額増加率 等	値額か してい ■ 労働生	業者の前事業年度における付加価が前々事業年度に比べ8%以上増加ること 産産性の伸び率の平均値が4%上昇 資収益率の平均値が5%上昇	■ 次の要件の全てを満たす場合が追加される(告示①五イ) ▶ 主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度及び前々事業年度における平均付加価値額が50億円以上であること ▶ その承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること ▶ 労働生産性の伸び率の平均値が5%上昇

(2) 主務大臣の確認要件に関する運用の改善

課税特例の要件に関する運用については、次の2つの も同様)(措法42の6)。 改善が行われた。

- ① 要件の判定において売上高を計算する場合には、需 要の変動等による影響を勘案した計算方法が用いら れた (ガイドライン第5・1(1)イ $\mathbb{O}(2)$ i)。
- ② 先進性に係る要件について、評価委員の評価精度の ② 対象資産について、総トン数500 トン以上の船舶 向上に向けた措置がとられた(ガイドライン第5・ 1(1)1)。

10. 中小企業者関連等(令和5年度税制改 IF)

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の 適用期限の2年延長

万円以下の部分について19%とされているが、改正前 においては、時限立法として、租税特別措置法によりさ らに15%に引き下げられている。その適用期限が2年延 長された(措法42の3の2)。

(2) 中小企業投資促進税制の見直しと適用期限 の2年延長

中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われ

た上、その適用期限が2年延長された(所得税について

- ① 対象資産から、コインランドリー業(主要な事業で あるものを除く)の用に供する機械装置でその管理 のおおむね全部を他の者に委託するものが除外され
- にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設 置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定され

(3) 中小企業経営強化税制の見直しと適用期限 の2年延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合 の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制) 中小企業者等の法人税の軽減税率として、所得年800 について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備 等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニ ング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する資 産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが 除外された上、その適用期限が2年延長された(所得税 についても同様) (措法42の12の4)。

項目	改正前			
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等(適用除外事業者(前3期の平均所得が年15億円超の中小企業者)を除く)の中で、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けたもの			
適用要件	■ 生産等設備を構成する設備で、特定経営力向上設備等に該当する以下の資産のうち、一定の規模以上のものの取得等をして、a)機械装置、b)ソフトウェア、c)工具、d)器具備品、e)建物附属設備、f)計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画(経営資源集約化措置が記載されたものに限る)を実施するために必要不可欠な設備	■ 変更なしただし、以下の設備が除外される ▶ コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの		
	■ その特定経営力向上設備等を国内にあるその法 人の指定事業の用に供した場合	■ 変更なし		
措置内容	以下の選択適用 その特定経営力向上設備等の普通償却限度額との行動である。 その取得価額の7%(特定中小企業者等にあってり期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額	は10%)の税額控除(税額控除における控除税額は当		
適用期限	令和5年3月31日までに取得・事業供用について 適用	2年延長		

(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 次の表のとおり見直しが行われた上で、適用期限が3年 の見直しと期限延長

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、

延長された。主な見直しの内容は次のとおりである。

項目	改正内容
既成市街地等の内から 外への買換え	適用対象から除外
長期所有の土地、建物 等から国内にある土 地、建物等への買換え	■ 東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が90%(現行:80%)に引き上げられた 同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が60%(現行:70%)に引き下げられた
適用要件の追加	 ■ 先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間(※1)の末日の翌日以後2月以内に、以下の項目を記載した届出書の提出が適用要件に加えられた ▶ 本特例の適用を受ける旨 ▶ 適用を受けようとする措置の別 ▶ 取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等 ■ 先行取得の場合の届出書について、その記載事項が上記と同様とされた ● 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用される (※1)上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。

11. 暗号資産の評価方法等の見直し(令 和5年度税制改正)

暗号資産の評価方法等について、次の見直しが行われ、その他所要の措置が講じられた。

項目	内容	
期末時価評価の対 象とする暗号資産 の範囲の変更	法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産(特定自己発行暗号資産)が除外された(法法61②~④)。 ■ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること(法令118の7②) ■ 他の者に移転することができないようにする技術的措置で、一定の要件に該当するものがとられていること。 ■ 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。	
自己発行暗号資産 の取得価額	自己が発行した暗号資産について、その取得価額が発行に要した費用の額とされた(法令1180二)。	
特定自己発行暗号 資産に該当しない こととなった場合 の取扱い	省しない 号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった時	
暗号資産信用取引 の範囲	暗号資産信用取引の範囲について、他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいうこととされた(法法61®)。改正後は、暗号資産交換業を行う者以外の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買も暗号資産信用取引に該当することとされた。	

12. グループ法人税制(令和2年度税制改 正)

令和2年度税制改正により連結納税制度はグループ通 算制度に改組されたが、それに伴い、通常の単体申告を 行っている法人にも影響のある改正(グループ法人税制 についての改正)が行われ、令和4年4月1日以後開始事

業年度について適用が開始される。

本改正は、グループ通算制度を適用している場合のみ ならず、通常の単体申告を行っている場合でも適用され るため注意が必要である。

本改正は原則として、令和4年4月1日以後開始事業年 度について適用される。

具体的な改正内容は次のとおりである。

項目	改正内容	
受取配当等の益 金不算入制度	■ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、完全支配関係のあるグループ内(改正前:連結グループ内)の法人全体の保有株式数等により行う ■ 関連法人株式等に係る負債利子控除額が、関連法人株式等に係る配当等の額の4%相当額(その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限)に変更される	
寄附金の損金不 算入制度	■ 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額とされる	
貸倒引当金	■ 完全支配関係のあるグループ内(改正前:連結グループ内)の法人間の金銭債権が貸倒引当金の 対象となる金銭債権から除外される	
資産の譲渡に係 る特別控除額	■ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、完全支配関係のあるグループ内(改正前:連結グループ内)の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額(年5,000万円)を超える場合には、その超える部分の金額が損金不算入とされる	

組織再編

1. スピンオフ税制の拡充(パーシャルス ピンオフ)(令和5年度税制改正)

(1) 概要

改正前においては、株式を現物分配する形でのスピン オフのうち、法人に持分の一部を残すもの(いわゆるパ ーシャルスピンオフ)については、「株式分配」に該当 せず、課税の繰り延べが認められていなかった。

改正後においては、令和5年4月1日から令和6年3月 31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認 定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物 分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に 該当することとされ、次の要件に該当するものは、適格 株式分配に該当することとされた(措法68の2の2、措 令39の34の3①、令和5年3月30日経済産業省告示第50 号、事業再編の実施に関する指針)。

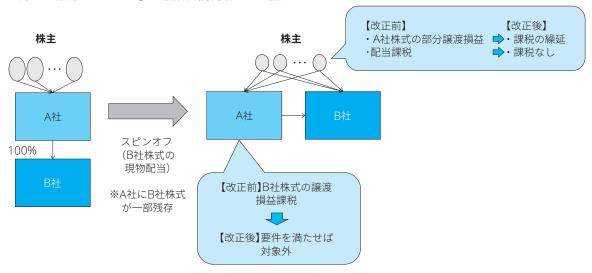
- その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式 のみを交付するものであること
- その現物分配の直後にその法人(現物分配法人)が 有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の

20%未満となること

- 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業 務に引き続き従事することが見込まれていること
- 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要 件及び特定役員継続要件を満たすこと
- 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ▶ 完全子法人の特定役員に対し、ストックオプショ ン(新株予約権)が付与されている又は付与され る見込みがあること
 - ▶ 完全子法人の主要な事業が、事業開始から事業計 画認定の申請の日までの期間が10年以内である
 - ▶ 完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれ ることについて金融商品取引業者が確認したこと

(2) 改正による効果

本改正により、いわゆるパーシャルスピンオフであっ ても、一定の要件を満たす場合には、適格株式分配に該 当するものとして現物分配法人において譲渡損益課税が 繰り延べられることとなった。また、株主側にあって も、配当課税が行われないとともに、株式の(部分)譲 渡損益については課税が繰り延べられる。

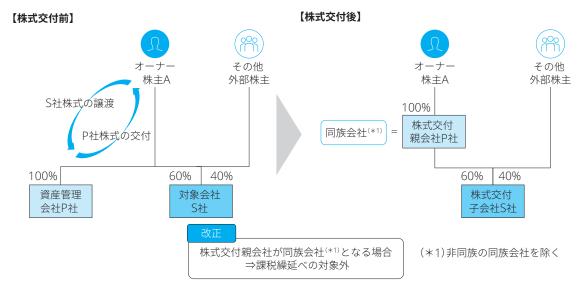


2. 株式交付についての特例の見直し(令 和5年度税制改正)

(1) 概要

会社法の株式交付のうち一定のものにより子会社化し た場合、株主における譲渡損益は、令和3年度税制改正 により課税を繰り延べられることとされている(株式等 を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)。株 式交付制度の創設後、当該措置の制度趣旨(株式対価 M&Aの促進)とは必ずしもそぐわない活用事例が確認

されていたことを背景として、今般の改正において課税 繰延べ要件について一定の厳格化が行われ、当該措置の 対象から、株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非 同族の同族会社を除く) に該当する場合が除外されてい る (措法66の2①、措令39の10の2④) (所得税につい ても同様)。例えば、次の図のように、株式交付後に株 式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に 該当する場合には、株式交付による課税の繰延べから除 外されることになる。



(2) 適用関係

上記の改正は、令和5年10月1日以後に行われる株式 交付について適用される(改正法附則47、改正措令附 則11)。

国際課税

1. グローバル・ミニマム課税への対応 (令和5年度税制改正)

(1) 納税義務者

内国法人(公共法人を除く)は、各対象会計年度の国 際最低課税額に対する法人税を納める義務があることと される(法法4、6の2、82の2①)。

(2) 課税の範囲

内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額に 会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7 ついて、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人 億5,000万ユーロ相当額以上であるものとされる(法法 税を課することとされる(法法6の2、82の4)。

(3) 特定多国籍企業グループ等の範囲

特定多国籍企業グループ等は、企業グループ等(次に 掲げるものをいい、多国籍企業グループ等※1に該当す 特定多国籍企業グループ等(下記(3)参照)に属する るものに限る)のうち、各対象会計年度の直前の4対象 82四)。

- 連結財務諸表等に財産及び損益の状況が連結して記載される会社等及び連結の範囲から除外される一定の会社等に係 る企業集団のうち、最終親会社※2に係るもの
- 会社等(上記①に掲げる企業集団に属する会社等を除く)のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社 2 等の所在地国以外の国又は地域であるもの
- ※1 「多国籍企業グループ等」とは、上記①に掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地国(その会社等の恒 久的施設等がある場合には、その恒久的施設等の所在地国を含む)が2以上ある場合のその企業グループ等そ の他これに準ずるもの及び上記②に掲げる企業グループ等をいう。
- ※2 「最終親会社」とは、他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等(他の会社等がその支配持分を直 接又は間接に有しないものに限る)をいう。

(4) 所在地国の判定

に定める国又は地域とされる(法法82七)。

所在地国は、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次

区分	国又は地域	
①会社等(導管 会社等を除く)	次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域 (i) 国又は地域の法人税又は法人税に相当する税に関する法令において課税上の居住者とされる会社等・・・その国又は地域 (ii) (i)に掲げる会社等以外の会社等・・・その会社等が設立された国又は地域	
②導管会社等※	その設立された国又は地域	
③恒久的施設等	的施設等 恒久的施設等の類型に応じて定める他方の国	

※ 最終親会社等(上記(3)①の最終親会社及び上記(3)②に掲げる会社等をいう)であるもの又は国若しくは地域 の租税に関する法令において国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされるものに限ら れる。これらの導管会社等以外の導管会社等については、その所在地国はないものとされ、その結果、無国籍 会社等に該当することになる。

(5) 構成会社等の範囲

構成会社等は、次に掲げるものとされる(法法82十三)。

1	上記(3)の①に掲げる企業グループ等に属する会社等(政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く)		
2	①に掲げる会社等の恒久的施設等		
3	上記(3)の②に掲げる会社等(政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く)		
4	③に掲げる会社等の恒久的施設等		

(6) 対象会計年度

対象会計年度は、多国籍企業グループ等の最終親会社 15の2)。

(7) 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額 等の連結等財務諸表の作成に係る期間とされる(法法 は、各対象会計年度の国際最低課税額(課税標準)に 100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とされる(法 法82の5)。

(8) 申告及び納付等

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象 会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納 (10) 適用関係 付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一 定の場合には、1年6月)以内に行うものとされる(法 度から適用される。 法82の6)。

ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額(課税標 準)がない場合は、当該申告を要しないこととされる。 なお、電子申告の特例等については、各事業年度の所 得に対する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講 じられる。

(9) その他

する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられ ほか、所要の措置が講じられた。

る (法法160)。

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年

2. 外国子会社合算税制等の見直し(令和 5年度税制改正)

(1) 概要

グローバル・ミニマム課税への対応に伴い導入される 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税による 企業の追加的な事務負担の軽減を図るため、内国法人に 質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対係る外国子会社合算税制について、次の改正が行われた

項目	改正内容
特定外国関係会社に対する会社単位の 合算課税適用判定に係る租税負担割合 (措法66の6⑤一)	特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上(現行:30%以上)である場合には、会社単位の合算課税を適用しないこととされた。
申告書添付要件 (措法66の6⑪、⑫)	 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から、次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類につき保存義務を課すこととされた ● 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社 ● 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類(株主等に関する事項を記載するものに限る)の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとされた

(2) 適用関係

上記の改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始 する事業年度について適用される。

国の会計と関連制度(7回目) ~財政投融資の概要(その3) 財政投融 資に関する規律(チェック)の概要~

長村 彌角 公認会計十

財政投融資は、有償資金を原資とするため財政投融資 対象事業の受益者の負担により回収されることが原則で あるが、受益者負担を軽減する政策的観点から国(一般 会計等)の補助金等が投入される場合がある。この補助 金等の投入対象事業に対しては、政策コスト分析と情報 公開を通じて、制度的規律(チェック)を設けている。 同時に、財政投融資の実施主体である国は、財政投融資 対象機関である独立行政法人等や地方公共団体(事務組 合や公営企業含む)が適切に事業を実施しているか、事 業費の付替えなどが生じていないか、そもそも債務償還 できる財務体質であるかなどを実地監査や財務状況の把 握を通じて検証している。本稿では、財政投融資対象事 業の適正な執行と財務の健全性や償還確実性維持のため の規律(チェック)機能である実地監査や財務状況把握 について触れていく。

1. 財政投融資対する規律(チェック)に ついて

(1)「財政構造改革の推進について(平成9年6 月3日)」(閣議決定)(https://www.ipss. go.jp/publication/j/shiryou/no.13/ data/shiryou/syakaifukushi/626.pdf)

少子高齢化の進展、冷戦構造の崩壊、大競争時代の到 来、生産年齢人口の減少などから、日本の財政は主要先 進国中最悪の危機的状況に陥っており、2003年度まで に財政健全化目標の達成を目指し、歳出の改革と縮減を 進めることを決定している。財政構造改革に関しては、 官と民、国と地方の役割分担の見直し、財政資金の効率 的配分等の理念を踏まえた大胆な構造改革を実現すると され、国民の理解を得るために、一般会計、特別会計な ど財政に関する情報開示を積極的に進めること、一般会 計の歳出削減、特別会計の見直し・改革に加え、財政投 融資に関しては、民業補完や償還確実性の徹底等やスリ ム化を目指した見直しが不可欠とされた。

(2)「財政投融資の改革に向けて(10年度財政 投融資編成と今後の検討課題に関する所見) (座長談話)(平成9年7月23日)」(資金運用 審議会懇談会)(https://warp.ndl.go.jp/ info:ndljp/pid/1022127/www.mof. go.jp/singikai/unyosin/top.htm) _

資金運用審議会懇談会は、財政投融資について改革を 推進するという基本方針の下、その制度、運営のあり方 について本格的な検討を進めるために平成9年2月に設 けられ、同年7月に、平成10年度の財政投融資要求に当 たっての座長談話を公表している。

この中では、上記(1)の閣議決定「財政構造改革の推 進について」に基づき、財政投融資について民業補完や 償還確実性の徹底を図り、その対象分野や事業を思い切 って見直し、一般財投の一層のスリム化を推進する必要 性に言及している。また、大蔵省においては、分野・事 業別審査体制を充実し、複数機関にわたる類似業務を統 一的に審査することも必要としている。

(3)「財政投融資の抜本的改革に係る議論の整 理(資金運用審議会懇談会検討会)(平成11 年8月30日)」(資金運用審議会)(https:// warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/ www.mof.go.jp/singikai/unyosin/top.

資金運用審議会懇談会検討会は、財政投融資制度の抜 本的改革に係る議論を10点に整理し公表した。その中 で、「10. 財政投融資の持続的改革に向けて」として次 の点を挙げている。

① 特殊法人等の規律確保

- ・平成9年に成立した「特殊法人の財務諸表等の作成及 び公開の推進に関する法律」に基づく情報開示を今後 も一層充実させる
- ・特殊法人等の会計制度を、今後も出来る限り「企業会 計原則」に沿って会計処理の一層の適正化などを推進 する
- ・客観的な評価・監視の仕組みの確立に向け、今後とも 財務内容の透明性を一層向上させるために外部監査等 を積極的に活用していくことに加え、中央省庁等改革

における政策評価の枠組みを積極的に活用していく (総務省においては、「政策評価・独立行政法人評価委 員会(仮称)」を設置し、政策評価の計画、実施状況 などを審議)

② 財政投融資全体の規律の確保

- ・国会に対する予算添付資料に加え、「財政金融統計月 報(https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_ geppo/)」「資金運用部月報」「財政投融資リポート (https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/ filp report/index.html)」「財政投融資ブックレット」 などのディスクロージャーをさらに推進する。
- (参考) 2019年度分から「財政投融資の概要 (https:// www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp overview/index.html)」が公表されている)。
- ・現金主義から発生主義への変更による財務の透明性・ 明瞭性の一層の向上など経理基準の改善等。

(4)「財政投融資改革の総点検について(平成 16年12月10日)」(財政制度等審議会財政投 融資分科会)(https://www.mof.go.jp/ policy/filp/reference/reform_report/ zaitoa161210a.pdf)

平成13年度の財政投融資改革から3年経過し、平成 16年7月の財政制度等審議会財政投融資分科会の審議に おいて財政投融資の実施状況が改革の趣旨を反映したも のであるかの総点検の必要性について指摘があり、平成 16年9月、小泉総理大臣より財務大臣に対して「財政投 融資については、民業補完の原則のもと、総額の抑制、 事業の重点化・効率化に努めるとともに、対象事業の内 容を民間準拠の会計基準の下で不断に見直すなどの改革 を引き続き進められたい」との指示があった。これを受 け、財政制度等審議会財政投融資分科会において財政投 融資改革の現状と課題の審議を行っている。

当総点検では、財政投融資対象事業(以下、財投事業 という。) の総点検として、住宅、中小零細企業・農林 漁業、福祉・教育、社会資本、環境、産業・研究開発、 国際協力といった分野別への総括に加え、住宅金融公 庫、都市再生機構、国民生活金融公庫、中小企業金融公 庫、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(船舶勘定)、農 林漁業金融公庫、福祉医療機構、日本私立学校振興・共 済事業団、日本学生支援機構(有利子貸与事業)、道路 関係4公団(日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高 速道路公団、本州四国連絡橋公団)、環境再生保全機構、 日本政策投資銀行、国際協力銀行、地方公共団体・公営 企業金融公庫について、個別に、政策的必要性、事業見 直し状況、財務の健全性、今後の課題が整理されてい る。このうち、公認会計士が関与すること以外の財投事 業の総点検の手法充実として、次の事項が取りまとめら れている。なお、この総点検では、実地監査機能への期 待が明確にされている。

① 実地監査の充実

財投事業の政策的必要性や財務の健全性については、 財政投融資要求時審査で確認している一方で、事業内容 の実態等の実地での体系的なチェック(実地監査)は、 実施事業に関する適債性の非違確認を中心とした地方公 共団体に対する監査のみである。また、財政投融資機関 の財務健全性に加え、実施事業の必要性を入念にチェッ クするために、毎年度の財政投融資編成時作業における 審査以外にも実地で確認作業が必要である。実地監査対 象範囲は、財投事業全体とすべく、財政融資資金の貸付 対象以外にも政府保証債や産業投資による資金調達を行 っている機関も含め、実地監査においては、公的資金の 貸し手、高い信用力の供給者としての視点から、財務の 健全性や国が有償資金を用いて支援するにふさわしい事 業であるか等を内部監査との相互補完によりチェックし ていくことが適当であるとされた。さらに、想定外の国 民負担を生じることのないよう、事業継続を前提とした 政策コスト分析の導入及び実地監査によるオンサイトで の十分なチェックを実行に移していくべきとされた。

② 地方公共団体

地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地 方公共団体の資金調達は市場公募等による民間資金を基 本とし、公的資金はこれを補完することが適当であり、 赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機 能としての財政投融資としてはふさわしくない面がある ため、地方公共団体向け公的資金貸付けにおいては、貸 付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックする ことが求められるとされた。

(5)「財政投融資改革の総点検フォローアップ (平成17年12月12日)」(財政制度等審議会財 政投融資分科会)(https://www.mof.go. jp/about_mof/councils/fiscal_system_ council/sub-of_filp/report/zaitoa 171212 a.pdf)

平成18年度財政投融資編成において、平成16年度に 実施した総点検と同じ視点で、財政投融資計画の量的縮 減及びディスクロージャーの進展を確認している。実地 監査においては、次のように指摘された。

① 総点検での指摘事項

特殊法人等が実施する財投事業について、実地監査の できる体制を早急に整備することが必要である。

② 指摘の実施状況

地方公共団体については全団体に対し定期的な実地監 査を実施してきたが、特殊法人等についても平成17年7 月1日に実地監査体制が発足し、実地監査手順の確認や 財政投融資対象資機関(以下、財投機関という。)の情 報の整理・分析等を経て、平成17年度中に監査を開始 している。

(参考)「法人等実地監査の進め方について(平成17 年7月28日)」(財政制度等審議会財政投融資分科会) (https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/ www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/ zaitoa/zaitoa170728_a.pdf) では、上記の実地監 査体制として、財政融資監査官1名、財政融資実地監 查官4名、財政融資実地監查官(併任)21名、公認会 計士(非常勤職員)2名という体制で発足したとある。

③ 今後の留意事項

財政投融資において特殊法人等へ実施する有償資金の 長期貸付は、政策的に長期事業を推進する財政政策であ る。したがって、借手である特殊法人等に対して、貸付 けた資金が公共の利益のために使用され事業を適切に推 進しているかに関し、貸付けた資金の返済まで、「編成 →貸付執行→事後チェック→新規の編成」という事務サ イクルを的確に運営しガバナンスを効かせることが必要 である。

実地監査は、このうち事後チェックを行うための有効 かつ不可欠な手段であり、手法充実とともに内部監査と の相互補完により実施していくことが重要である。

これらの貸付金の譲渡・売却については、貸付けが国 の財政政策の一環としての性格に加え、市場から要求さ れる信用コストや流動性プレミアムなどにより国民負担 が生じることに留意が必要である。

地方公共団体向け貸付けに係る実地監査については、 貸付対象事業の適債性に係る非違チェックから、今後は 公営企業経営状況の確認等にシフトすることが望まし U10

(6)「今後の財政投融資の在り方について(平成 20年6月)」(財政投融資に関する基本問題検 討会)(https://www.mof.go.jp/about_ mof/councils/fiscal_system_council/ sub-of_filp/report/zaitoa200610/ zaitouhoukokusyo.pdf)

財政投融資改革以降の取組みを踏まえ、今後の財政投 融資の在り方について本格的な議論をするために、財政 制度等審議会財政投融資分科会に財政投融資に関する基 本問題検討会が設置された。平成19年12月の中間報告 を経て、財投機関に対するチェック機能の充実、地方公 共団体に対するチェックに関して、次のように取りまと められた。

① 実地監査

(法人等実地監査)

従来から実施している地方公共団体に対する監査に加 え、平成17年度から法人等実地監査が開始された。公 的資金の貸し手としての視点から、財投事業にふさわし い政策的意義、財務の健全性・償還確実性、資金の適正 な執行実態などが監査されている。監査事項や監査手続 が安定してきていることから、監査に関する事項の標準 化を進め監査の透明性を図るため、実施監査細則及び実 地監査実施要領が定められた。

(地方公共団体実地監査)

地方公共団体については、平成20年度から適債性の 非違確認については簡素化し、地方公営企業については 貸付金の償還確実性を図る観点から、経営状況の実態把 握及び評価を実施し、必要に応じて経営改善のための取 組みを含めた償還確実性について報告を求めることとし た。

② 地方公共団体の財務状況の把握

平成19年度に実施した財務状況把握(平成17年度決 算)では、悪化傾向にあった債務償還可能年数の長期化 に歯止めがかかった一方で、大規模建設投資などで債務 の高水準化、積立金の低水準化などで収支が悪化してい る団体が多くみられ、地方公共団体の財務状況に関する 情報開示については、住民の理解が得られるように内容 を充実し、迅速に実施することの必要性が指摘された。

③ 今後の地方公共団体への貸付けの在り方

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、 地方財政健全化法という。)に基づく早期健全化措置 (アーリー・ウォーニング) などによる自己規律の進展 を踏まえつつ、貸し手である国は、地方公共団体の財務 状況を的確に把握し、事業の採算性等をチェックするこ とが必要であり、以下の3点が具体的な取組みとして示 された。

▶ 地方公共団体に対する実地監査における監査手法の

平成20年度から、適債性の非違事項確認は簡素化を 図り、公営企業について、貸付金の償還確実性の確保の 観点から経営状況の実態把握及び評価に努める。この実 態把握等を踏まえ、地方公共団体に対し公営企業の経営 状況改善のための取組みを含め、償還確実性の確保につ いて報告を求める等、監査手法の充実を図る。

▶ 補償金免除繰上償還の審査と財政健全化計画等のフ ォローアップ

地方公共団体の厳しい財政事情を踏まえ、平成19年 度から平成21年度までの臨時措置として、徹底した行 政改革や経営改革の実施を条件とし、高金利(5%以上) のもの3.3兆円程度に、補償金を免除した繰上償還を実 施。今後5年間の財政健全化計画等の間、毎年度、計画 の執行状況のフォローアップを実施し、早期の財政健全 化を図る。

▶ 地方公共団体の財務状況把握の更なる充実・活用

財務状況把握がスタートし3年が経過したが、更なる 充実を検討した上で、分析結果に基づく財務状況の厳し い地方公共団体に対する財務改善のための助言を含め、 財務状況の早期改善のために財務状況の把握の活用を図 る。

(7)「地方公共団体向け財政融資に関する報告 書(平成21年7月)」(財政投融資に関する基 本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に 関するワーキングチーム)(https://www. mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_ system_council/sub-of_filp/report/ zaitoa210731b2.pdf)

「今後の財政投融資の在り方について(平成20年6月)」 (財政投融資に関する基本問題検討会) における、地方 公共団体向け財政融資の在り方、財務状況把握の更なる 充実と活用について議論を行い、次のように取りまとめ られた。

① 財務状況把握の充実について

これまでの4つの財務指標の有用性を維持しつつ、地 方財政健全化法における指標との整合を図り充実させる べきである。

- ・決算統計ベースで捉えられない将来負担額の構成要素 を「実質債務」に反映する
- ・地方財政健全化法の4指標をヒアリング対象団体選定 指標として活用する

(公営企業会計における財務状況把握の充実)

- ・公営企業の財務状況把握を充実させ、公営企業を含む 地方公共団体全体の債務償還能力への影響も把握する
- ・上水道事業、下水道事業、病院事業は財政融資資金の 貸付けが多額であり、相当数の地方公共団体が経営し ていることから、財務分析や比較可能性があるため、 当面の主要な対象とする
- ・公営企業経営の具体的な視点も踏まえて、オンサイト でのヒアリングを実施する

(財務状況把握のタイムラグの短縮化)

例えば、平成17年度決算に基づく財務状況把握結果 の公表は平成20年6月に行われている。財務状況把握結 果をタイムリーに活用できるように、結果公表を1年前 倒しすべきである。

(分析手法の充実)

ベンチマークを示すことが財務状況把握においては重 要であり、人口規模別に類似団体との比較を行うなどの 分析手法を充実させるべきである。

(基礎的財務収支(プライマリー・バランス)の活用)

プライマリー・バランスは財政健全化の一里塚であ り、参考指標として活用すべきである。

(公社・第三セクターなどの外郭団体の問題)

公社や第三セクターの経営悪化による地方公共団体の 潜在的リスクが大きくなっていることから、外郭団体の 財務状況把握についても、今後の課題として検討すべき である。

② 財務状況把握の活用について

地方公共団体の財務状況把握の活用にあたっては、財

務状況把握の結果を財政融資の貸付け姿勢に反映させた り、財務状況把握の内容を金融機関等に利用させること で市場の規律を活用するという方向性が考えられる。た だし、国の財政融資を活用した政策遂行に支障が生じる 惧れや、資金調達能力の低い地方公共団体の資金調達に 更に過重な負担を生じさせる惧れ、民間市場などの過剰 反応により想定外の混乱の生じる惧れがあり、これらの 副作用が生じないように十分に留意したうえで、次の3 つの活用策を実施すべきである。

(地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス)

地方公共団体の財務状況に関して、アーリー・ウォー ニング機能を果たすため、ヒアリングを実施した全ての 地方公共団体に対して結果文書(「診断表」)を作成し、 情報提供を含めた助言をすべきである。また、各地方公 共団体が当「診断表」を地方議会や住民への説明に活用 しうることとすべきである。

(財務状況把握の手法の開示)

財務省職員向けに財務状況把握の分析手法などを解説 する文書を作成し活用しているが、これを「財務状況把 握ハンドブック」として公表すべきである。これによ り、地方公共団体の健全な財政運営の指標とすることが できるとともに、金融機関の審査等を通じた市場規律が 高まることも期待される。財務指標の算出結果について は、将来的に開示することも含めて検討が望まれる。

(財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融 資審査の厳格化)

財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共 団体については、財務の早期健全化を促すために、民間 資金よりも有利な条件での財政融資資金を充当すること が必要であるかについて融資審査を厳格化すべきであ る。地方財政健全化法に基づく財政健全化団体に陥らな いように各地方公共団体ではインセンティブが働くた め、財政健全化に関するアドバイスと相まってアーリ ー・ウォーニング機能が高まることが期待される。

(8)「財政投融資を巡る課題と今後の在り方に ついて (平成26年6月17日)」 (財政制度等審 議会財政投融資分科会)(https://www. mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_ fu report/houkokusyo zenbun.pdf)

財政制度等審議会財政投融資分科会では、上記(6)「今 後の財政投融資の在り方について」から5年以上経過す る中で、リーマン・ショック後の経済・金融危機や東日 本大震災への対応状況を確認したうえで、財投改革後の 財政投融資を巡る著しい環境変化等をフォローアップし

そのうち、財政投融資に対するガバナンスとして、次 の点が整理されている。

(貸し手として)

財政投融資のうち財政融資は、融資を通じて移転した 資金を回収する金融スキームであり、国の信用力を用い た公的資金が財源であることから、償還確実性の確保が 重視される。したがって、株主による「資本の論理」の 強調の結果、経営の短期主義を避けることが重要とな る。財政投融資特別会計国債(財投債)を原資とする財 政融資のガバナンスは、メインバンクの貸出によるガバ ナンス手法(不完備契約(暗黙の契約))により様々な リスクをヘッジし、長期的関係が、それを守らせるメカ ニズムであり、財投機関の発行する政府保証債や財投機 関債は、社債のように先に借手の信用状況を見る「格付 け」のメカニズムである。

法律により設立された財投機関は、倒産やデフォルト といった信用リスクの判断が構造的に困難であるため、 政府保証債や財投機関債発行時の格付けといったガバナ ンスの効果は限定的であり、外部ガバナンス(主務省 庁、会計検査院、独法評価委、財務省、公認会計士監 査)を高めることが不可欠になる。

(出資者として)

財政投融資のうちリスクマネーを供給する産業投資の 原資は特殊法人等に対する政府出資に係る配当等であっ て、出資者である国は、政策目的の実現と出資毀損の回 避の観点から、出資者としてのガバナンスを行使する。

出資先が株式会社である場合には、会社法の枠組みの 下、株主総会での議決権行使を通じた経営への規律付け を行うことになる。これに加えて、株式会社のうち官民 ファンドについては、「官民ファンドの運営に係るガイ ドライン」(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund_ kkk/pdf/guideline.pdf) に基づいて、各ファンドによ

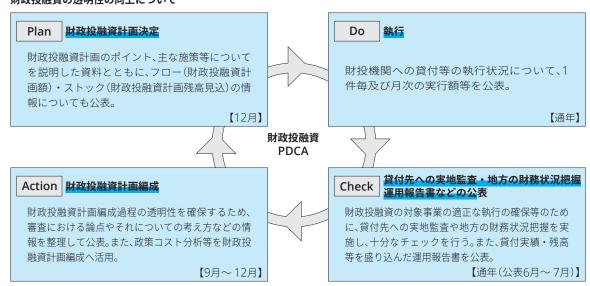
る投資内容及び投資実行後の適時適切な報告を求め、投 資の適切な評価や情報開示を継続的に実施することで国 民への説明責任を果たすことになる。独立行政法人の場 合には、中期目標(主務大臣設定)、中期計画(主務大 臣認可)の下での運営に加え、各府省の独立行政法人評 価委員会及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員 会(現在の独立行政法人評価制度委員会)が業務実績全 体を評価するガバナンスとなる。さらに、産業投資機関 の事業内容が官民ファンドを通じた長期でリスクのある 投資にシフトしてきており、組織形態や投資内容に応じ たガバナンスを行使する必要がある。

なお、チェック機能の充実に関しては、「実地監査、 スポット監査」及び「地方公共団体の財務状況把握」の 2点が整理されている。

2. 財投機関に対するチェック機能と位置 付け

財投事業の適正な執行の確保と財務の健全性や償還確 実性を維持していくために必要とされた財投機関に対す るチェック機能として、実地監査(法人等実地監査、地 方公共団体実地監査)と地方公共団体の財務状況の把握 がある。これらは、財政投融資のPDCAサイクルにおい て、財投事業の執行状況(Do)を受けたチェック機能 と(Check)して、次年度の財政投融資計画編成 (Action) に役立てることが期待されている。

(図表1:財政投融資のPDCA) 財政投融資の透明性の向上について



(出所:「財政投融資リポート2022」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp report/zaito2022/FILP Report2022 HP.pdf))

3. 実地監査の目的、関係法令、手続等

(1) 実地監査の目的

財務省の資料(https://www.mof.go.jp/policy/filp/ plan/filp_audit/mokuteki.pdf) では、実地監査の目的 を、「資金の使用状況及び経理に関する事項、財政投融

資を活用した事業の成果等に関する事項並びにその他財 務に関する事項を調査することにより、資金の使用の適 正化を図り、もって財政融資資金及び財政投融資特別会 計の投資勘定の資金の効率的運用並びに政府保証契約の 適格な管理に資すること」としている。すなわち、財政 投融資の3類型である、財政融資、産業投資、政府保証

監査実務指針」では、実地監査の役割として、政策的意 効率的な運用に資すること」とされている。 義や事業の成果、財務の健全性・償還確実性、資金の適 正な執行・使用状況の実態などを財務省本省、財務局職 (2) 実地監査の概要 員が実地に確認し、必要に応じて改善のための取組みを 求めることとされている。

また、財政融資資金融通先等実地監査規程第1条では、 を確認している。 「貸付金の使用状況及び経理に関する事項、事業の成果

の全てについての適格な管理が視野に入っている。 に関する事項並びにその他財務に関する事項を調査する なお、財務省理財局が平成26年6月に公表した「実地 ことにより、資金の使用の適正化を図り、もって資金の

実地監査には、法人等に対する実地監査と地方公共団 体に対する実地監査があり、それぞれ次の事項等の実態

区分	法人等に対する実地監査	地方公共団体に対する実地監査	
実施者	<財務省理財局> 財政投融資監査官 財政投融資実地監査官等	<財務省財務局・財務事務所等> 資金実地監査官等	
対象	独立行政法人等	地方公共団体(事務組合含む)	
内容	① 財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義 ② 財務の健全性・償還確実性 ③ 資金の適正な執行等	 貸付資金の使用状況 事業の成果 財務状況(償還確実性) 貸付対象外事業の費用が混入していないか等 	
その他	結果は、毎年度の財政投融資編成における審査や事業 見直し等に活用	特に公営企業の経営状況に実態把握及び評価を実施 し、必要に応じて公営企業の経営状況を改善するため の取組みを含め、公営企業に対して償還確実性につい て報告を求める。	

(3) 関係法令

① 財政投融資に対する実地監査の関係法令

法令	内容	
財政融資資金法第1条	(目的) この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は 令の規定により財政融資資金に預託されたもの、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の積立金 び余裕金並びに当該勘定からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別 法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益 増進に寄与することを目的とする	
財政融資資金法 第3条第1項	(財政融資資金の管理及び運用並びに区分経理) 財政融資資金は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理及び運用する	
財務省設置法第 4条第39号	(所掌事務) 財政投融資計画の作成並びに財政融資資金の管理及び運用に関すること	
財務省組織令第 50条第3号	(第1章本省第2節第3款第5目 理財局) (財政投融資総括課の所掌事務) 財政融資資金の管理及び運用に関すること(管理課及び計画官の所掌に属するものを除く)	
財務省組織令第 54条第3号	(第1章本省第2節第3款第5目 理財局) (管理課の所掌事務) 財政融資資金の融通先、財政投融資特別会計の投資勘定の投資先並びに債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約の保証先(以下この号において「保証先」という。)における資金の使用状況の調査及び実地監査に関すること(保証先にあっては、財政投融資計画の執行に関するものに限る。)	
財務省組織令第 55条第2号	(第1章第2節第3款第5目 理財局) (計画官の職務) 国の特別会計、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対する財政融資資金の運用及び 財政投融資特別会計の投資勘定の投資に関すること	

法令	内容
財務省組織規則第222条第4項	(第1章第4節第1款 財務局及び福岡財務支局) (融資課の所掌事務) 財政融資資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること
財務省組織規則 第257条第8項	(第1章第4節第1款 財務局及び福岡財務支局) (財務課の所掌事務) 財政融資資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること

以上より、実地監査は本省では管理課、財務局では融 また、地方公共団体については、特に次の規定があ 資課と財務課が所掌していることが分かる。 る。

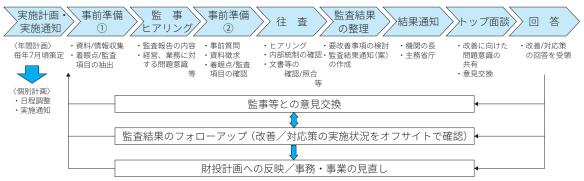
法令	内 容	
財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第14条	(借入の要件) 地方公共団体は、次の各号に掲げる要件を具備していなければ地方資金の貸付けを受けることができない。 一 償還の見込みが確実であること 二 事業の計画が適切であること 三 財務の経理が明確であること 四 地方資金の償還について延滞がないこと	
財政融資資金の管理及び運用の手続きに関する規則の 規定に基づき財務大臣が定める書式等(令和元年財務 省告示第48号)(注)	(別紙 第17号様式:財政融資資金地方長期資金等借用証書 特約事項) (調査及び報告) 第11条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、または報告を求められても異存はないものとする。	

(注) 甲は財務大臣、乙は地方公共団体名

(4) 法人等実地監査の流れ

法人等実地監査は、次のフローで実施される。

(図表2:法人等実地監査の流れ)



(出所:財務省資料 (https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/filp_audit/flow.pdf))

公認会計士による会計監査における計画立案段階に相 当する「事前準備」の段階で、法人等のガバナンスを担 う監事(監査役)に対して、監事(監査役)監査報告の 内容と業務に対する問題意識などをヒアリングし、実地 監査における着眼点(監査重点領域)を策定している。 また、実地監査の結果、発見された事項は「要改善事 項」として法人等の長、監事(監査役)らに説明され、 フォローアップするとともに、次年度の財政投融資計画

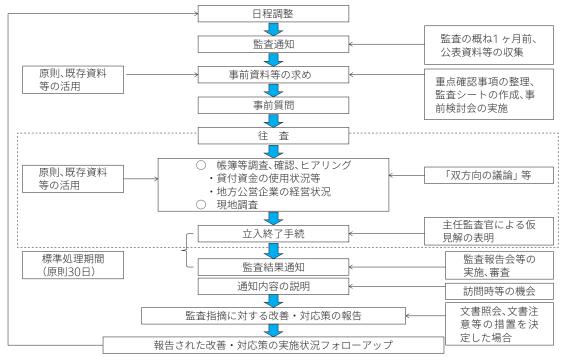
編成に反映されている。この点で、公認会計士による会 計監査機能のうち指導的機能の性格が強いと考えられ る。

(5) 地方公共団体実地監査実地監査の流れ

地方公共団体に対する実地監査は、次のフローで実施 される。

(図表3:地方公共団体実地監査の流れ)

実地監査の実施手続(基本的な流れ)



次回監査までの間、毎年度、決算確定時に決算資料等を入手し、実施状況をフォローアップ。 次回監査実施時期の検討を行う。

(出所:「実地監査実務指針」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/filp_audit/jichikansasisin.pdf))

法人等実地監査と大きな相違はないが、地方公共団体 の監事(監査役)に相当すると考えられる監査委員への 事前ヒアリングがない点が、相違として挙げられる。

(6)「実地監査実務指針」

財務省理財局では、実地監査に関して、「実地監査実務 指針(地方公共団体に対する財政融資資金貸付先実地監 查)(平成26年6月)」((https://www.mof.go.jp/policy/ filp/plan/filp_audit/jichikansasisin.pdf)) を公表してい る。

当指針は、財務省・財務局の実地監査官が財政融資資 金の貸付先である地方公共団体の実地監査を行う際の手 引書として位置付けられており、実地監査先である地方 公共団体に対して監査での着眼点や問題意識等の共有を 通じて、自主的に財政融資資金の適正な使用及び財務の 健全性の確保が図られることを期待して、公表されてい る。なお、法人等実地監査については、同様の指針の公 表はされていない。

(実地監査における主な確認事項とポイント)

実地監査実務指針における実地監査時の確認と検証の ポイントは次のとおりである。なお、実地監査は、主に ヒアリング及び現物資料の確認により、外形面のみでは なく実態判断が行われる。

① 貸付資金の使用状況、経理に関する事項

<検証ポイント>

貸付資金について、地方債同意等基準等に定める 適債事業に対して適正な額が使用されているかに着 日

➤ 「起債対象外事業費等に関する確認調書」について

実地監査先自らが、貸付対象事業費の管理及び借入に 係る事務処理について、確実な内部検証を行う体制を整 備し、有効に機能していることを確認する。

<主な確認項目>

- 貸付対象事業費について、実施事業費の管理、実施事 業費のうち貸付対象事業費の算出、貸付対象事業費に 決算済事業費が混入していないことなどの確認とその 検証状況の確認
- ・控除財源について、国庫補助金等の管理とその検証状 況を確認
- ・寄附金、負担金、分担金等の管理とその検証状況を確

➤ 貸付対象事業費について

貸付対象事業が地方債同意等基準等に定める適債事業 でなかった場合、実施事業費が借入申込時申告額よりも 減少していた場合、事業の全部または一部が未実施であ

いた場合には、貸付限度額超過につながり公的資金の適来見通しを重視する。 正な運用の観点から問題となるため、事業内容や貸付額 の適切性について確認する。

<主な確認項目>

- ・貸付対象事業以外の事業の事業費の混入の有無と貸付 限度額などへの影響の確認
- ・地方債同意等基準等に照らして貸付対象事業費となら ない事業費などの混入の有無と貸付限度額への影響の
- ・貸付対象事業費が減少している場合の貸付限度額への 影響の確認
- ・貸付対象事業費の全部または一部の未実施などが認め られた場合、貸付対象事業費への影響の有無を確認 し、貸付対象事業費が減少した場合には貸付限度額へ の影響を確認
- ・控除財源等が増加していた場合には、貸付限度額への 影響を確認
- ・貸付対象事業の完成日が翌年度になっている場合の繰 越手続の適正性と決算済事業費による貸付限度額への 影響を確認

② 事業の成果に関する事項

<検証ポイント>

貸付資金により取得した財産等が適正に管理され 当初の政策目的に鑑み十分に活用されているかに着

<主な確認項目>

- ・現地確認などにより、取得財産の管理の適正性と使用 の目的適合性を確認
- ・管理日誌などから施設等の稼働状況を調べ、予定より も著しく稼働が低い場合には適切な措置の有無を確認
- ③ 貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務 に関する事項

<検証ポイント>

公的資金である財政融資資金の債権管理の観点か ら、実地監査先が償還等を適切に行う態勢となって いるかに着目

<主な確認項目>

(貸付資金の償還状況等)

- ・関係書類の確認などにより、貸付資金の償還に延滞が 生じる惧れがないかを確認
- ・資金が転貸されている場合、転貸目的の適正性、転貸 先からの繰上償還の有無と財政融資資金の繰上償還の 有無を確認

(公営企業の経営状況)

主に、上水道事業、下水道事業、病院事業が想定され

った場合、控除財源が借入申込時申告額よりも増加してている。なお、監査においては、特に収支計画による将

- 地方公営企業の経営環境の背景、収支構造、損益推 移、償還キャッシュの獲得状況、経営に対する取組み などから、施設稼働率、収益の状況、費用の状況、収 支が確保される経営になっているかなどに着眼し、現 状及び将来における経営上の問題点やリスクの有無を 確認
 - ・実質債務残高を償還キャッシュで除した企業債債務償 還可能年数から、公営企業単体の債務償還能力を確認
- ・償還確実性の観点から、繰入後企業債債務償還可能年 数により、一般会計からの支援も含む債務償還能力を 確認
- ・将来の償還原資確保の前提となる収益見通し(変動費 の整合性含む)、投資見通し(支払利息、減価償却費 の整合性含む)、他会計繰入金を確認

④ 実地監査結果の審査及び通知 (貸付資金の使用状況等)

<検証ポイント>

公的資金である財政融資資金の適債性の観点か ら、問題が認められた場合に是正を図ることなどを 目的に実施。実地監査先自らが、貸付対象事業費の 管理及び借入にかかる事務処理について確実な内部 検証を行う体制を整備し、その体制の機能を評価 し、不適切事案発生原因の所在を究明することが重

次のいずれかに該当する場合には、軽微でない限り処 理を要する事案(不適切事案)とする。

- ・貸付対象事業費とならない事業費が含まれている
- ・貸付対象事業費が減少
- ・貸付対象事業の全部または一部が未実施
- ・貸付対象事業以外の事業を実施
- ・借入申込書添付の起債対象外事業費等に関する確認調 書の記載内容が事実と異なる
- ・借入申込書に計上された控除財源以外の控除財源があ
- ・貸付限度額を超えている
- ・取得財産等の処分承認手続き等を行わず処分している
- ・取得財産等が有効に活用されていないなど管理運営に 適切さが欠けている
- ・行政評価で改善等を求められたが、適切な措置が講じ られていない
- ・貸付資金の償還元利金について延滞があり、必要な公 債費予算化がないなどにより新たに延滞の惧れがある
- ・転貸先から繰上償還があったが、財政融資資金の繰上 償還をしていない

(公営企業の経営状況)

<検証ポイント>

公的資金である財政融資資金の償還確実性の観点 から、経営状況において一定の基準に該当する事象 が認められた場合等に、経営改善策の策定等の対応 を求めることを目的に実施。実地監査先自らが、経 営上対応すべき問題を認識・対応し、将来にわたっ て財務の健全性の確保を図ることが重要

企業債債務償還可能年数が30年を超えている場合に は、原則として次の対応を取ることとされている。な お、一時的要因による損益悪化や大規模災害などのよう に一時的に増加していると認められる場合には、その影 響を考慮する。

- ・文書照会(具体的な改善策、及び収支計画の策定また は見直しの報告を求める)
- ・文書注意(通知により直ちに改善に着手することを求 め、経営改善計画及び当経営改善計画を前提とした収 支計画について報告を求める)
- ・貸付制限(前回監査で文書注意し、経営改善計画が特 段の理由なく実施されず、経営状況が著しく悪化して いるとき、または事実と著しく異なる報告がされてい た場合には、貸付制限を実施し、直ちに改善を求め
- ・繰上償還(前回監査で貸付制限を実行したが、経営改 善計画が特段の理由なく実施されず、経営状況が著し く悪化している場合、繰上償還を求める)

4. 地方公共団体の財務状況把握

実地監査は、独立行政法人や特殊法人などの財投機関 に対して実施される法人等実地監査と、地方公共団体の うち地方公営企業を中心に実施している実地監査に加 え、地方公共団体については財務状況の把握という形で チェックが行われている。

財務省財務局が実施する実地監査は、平成20年度か ら個別の公営企業の財政状況把握に加え、貸付資金の使 用状況、経理事項、事業成果事項に重点を置き、プロジ ェクトファイナンス的視点から実施されている。一方 で、地方公共団体の財政状況把握は財政融資資金の償還 確実性の観点から個別の地方公共団体全体の債務償還能 力と資金繰りの把握をコーポレートファイナンス的視点 から行っている点に違いがあり、結果の概要を「診断 書」として交付することで財務健全化に関する助言をす る機能に加え、財務状況悪化に対するアーリー・ウォー ニング機能を果たしている。なお、地方公共団体の財務 状況把握は平成17年度より実施されている。

(1) 関係法令

「地方公共団体向け財政融資における財務状況把握につ いて」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/ filp_local/handbookgaiyou_2023.pdf) では、根拠法 令として、財政融資資金法に加え、次の法令が示されて いる。

法令	内 容
財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第16条	(事業計画等に関する書類の提出) 地方公共団体は、地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、借入れの目的である 事業ごとに、事業計画に関する書類を毎年度財務大臣に提出するものとする。 2 財務大臣は、地方公共団体から前項に規定する書類のほか、予算及び決算に関する書類 その他必要と認める書類の提出を求めることができる。
財政融資資金の管理及び運用の手続きに関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等(令和元年財務省告示第48号)(注)	(別紙 第17号様式:財政融資資金地方長期資金等借用証書 特約事項) (調査及び報告) 第11条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、または報告を求められても異存はないものとする。

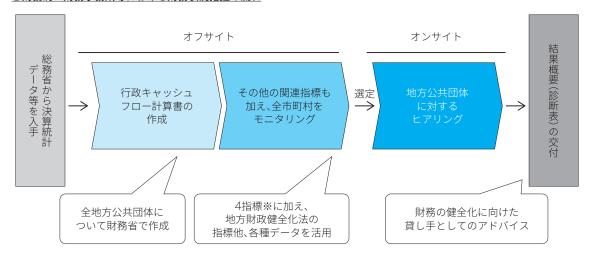
(注) 甲は財務大臣、乙は地方公共団体名

(2) 財務状況把握の流れ

財務局、財務事務所等において、財務状況把握は以下 のフローで実施されている。

(図表4:地方公共団体の財務状況把握の流れ)

○財務局・財務事務所等における財務状況把握の流れ



※注 ①債務償還可能年数、②実質債務月収倍率、③積立金等月収倍率、④行政経常収支率

(出所:「地方公共団体向け財政融資における財務状況把握について(令和5年7月)」(財務省)(https://www.mof.go.jp/policy/filp/ summary/filp_local/handbookgaiyou_2023.pdf))

(3) 地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハ ンドブック

財務省理財局では、「地方公共団体向け財政融資に関 する報告書」を受け、「地方公共団体向け財政融資財務 状況把握ハンドブック(令和5年7月改訂)」(https:// www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/ handbook 2023.pdf) を公表している。

地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック (以下、ハンドブックという。) では、地方公共団体の債 務償還の確実性を確認する観点から、財務状況把握の方 法について整理されている。地方公共団体のみならず広 く国民に開示することで、財務状況把握の手法を介し て、地方公共団体と財務局との間の円滑な意思疎通が図 られることに加え、金融機関や投資家の行動(市場規 律)を通じた財務規律が間接的に高まることも期待して いる。

財務状況把握の方法は次のとおりである。

① 行政キャッシュ・フロー計算書

地方公共団体の債務償還能力と資金繰り把握にはキャ ッシュの動きが重要であることから、地方財政状況調査 表(決算統計)を用いて、行政キャッシュ・フロー計算 書を作成する。歳入歳出決算書と異なり、地方公共団体 の「行政活動」「投資活動」「財務活動」の区分でキャッ シュの増減が把握できる。

(行政キャッシュ・フロー計算書の体系)

行政活動の部		
	行政経常収入	XXXX
	行政経常支出	XXXX

	行政経常収支	XXXX	
	行政特別収入	XXXX	
	行政特別支出	XXXX	
	行政収支(A)	XXXX	
投	資活動の部		
	投資収入	XXXX	
	投資支出	XXXX	
	投資収支	XXXX	
財務活動の部			
	財務収入	XXXX	
	財務支出(B)	XXXX	
	財務収支	XXXX	
収支合計		XXXX	
償還後行政収支(A-B) XXX			

② 主要な財務指標

行政キャッシュ・フロー計算書を利用し、次の4指標 を算出する。

(債務償還可能年数)

- 債務償還可能年数(年)=実質債務÷行政経常収支
- 債務償還能力を表す指標で、実質債務(地方債現在高 及び有利子負債相当額の合計から積立金等を控除)が 償還原資となる行政経常収支(キャッシュ・フロー) の何年分あるかを示したもの。債務償還可能年数が短 いほど債務償還能力は高いと言える。

(実質債務月収倍率)

- ・実質債務月収倍率(月)=実質債務÷(行政経常収入 $\div 12)$
- ・実質債務月収倍率は実質債務の大きさを表す指標。実 質債務が行政経常月収の何ヶ月分に相当するかを示 し、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比 べて実質債務が大きいことになる。

(積立金等月収倍率)

- ・積立金等月収倍率(月)=積立金等÷(行政経常収入 $\div 12)$
- ・積立金等月収倍率は、積立金等(現金預金及びその他 特定目的基金)が行政経常月収の何ヶ月分あるかを示 し、資金繰りに係るリスクに対する備えとしての耐久 余力を示す。

(行政経常収支率)

・行政経常収支率(%)=行政経常収支÷行政経常収入 た、債務の償還確実性の関連が示されている。

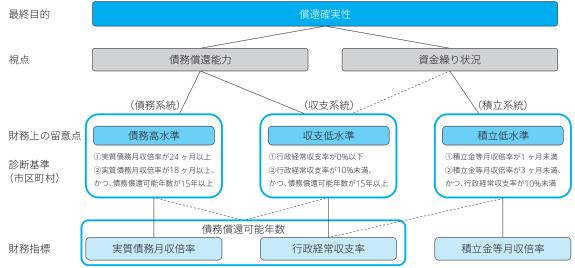
・行政経常収入に対する行政経常収支の割合。行政経常 収支率は、行政経常収入からどの程度の償還原資を生 み出しているかという償還原資の獲得能力と、経常的 な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な 資金繰り状況を表す。一般的に、行政経常収支率が高 ければ債務償還能力は高い。

③ 財務状況把握

財務状況把握は、団体が公表している各種の財務資料 等を利用して実施する財務状況のモニタリング(全ての 地方公共団体で実施)、オンサイトで実施するヒアリン グ(必要と認められる地方公共団体)、「診断表」の交付 から構成される。

ハンドブックでは、財務状況把握モニタリングの基本 的な考え方や財務上の留意点などに加え、これら通じ

(図表5:財務状況把握における債務償還確実性に向けた考え方)



(出所:ハンドブック(https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/handbook_2023.pdf))

5. 具体的な実地監査結果の公表

平成18年7月26日開催の財政制度等審議会財政投融 資分科会から、法人等実地監査の実施状況が議題に挙が っている。また、平成20年7月24日開催の資料では、 地方公共団体実地監査について、平成20年度より「適 債性の非違事項の指摘中心から公営企業の経営状況把握 を中心にした実地監査への転換」を進める旨が記載され ている。現在公表されている直近の実地監査結果(令和 3年6月16日開催の財政制度等審議会財政投融資分科会 資料)(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/

fiscal system council/sub-of filp/proceedings/ material/zaitoa030616.html) の概要は以下のとおり である。なお、法人等実地監査は、通常の年度(4月か ら翌年3月)とは異なり、事務年度(7月から翌年6月) という考え方を取入れて実施している。

(1) 法人等実地監査

令和2事務年度は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構、独立行政法人都市再生機構の2先に対し て監査を実施している。それぞれに監査結果概要は次の とおりである。

(図表6:法人等実地監査に関する公表内容)

- ① 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成17、23事務年度に続き3回目の監査)
 - 整備新幹線整備事業、民鉄線事業等が財政 投融資対象。

事業規模	財政投融資	財政投融資残高
(令和2年度計画)	(令和2年度計画)	(令和元年度末)
3,951億円	1,602億円	42,338億円

検証項目	改善・検討等を求めた事項
・政策的意義について・財務の健全性・ 償還確実性について	・整備新幹線整備事業のうち、北陸新幹線(金沢・敦賀間)整備事業については、工期の遅延と事業費の増高が見込まれることが明らかになったため、国土交通省は、「北陸新幹線の工程・事業費管理に関する検証委員会」の検証結果を踏まえ、機構に対し、令和2年12月に業務改善命令を発出、機構は組織改革に取り組むこととしている。 ・民鉄線事業については、平成30年度に建設事業を完了しており、鉄道施設の譲渡に係る譲渡対価の回収等の業務を行っている。
	 ○ 上記のとおり、整備新幹線整備事業については、政策的意義を達成するための業務の適正な執行が必要であることから、実態確認を行ったところ課題が認められたため、以下のとおり改善・検討を求めた。 ⇒ 業務改善命令を受けての改善措置を着実に実施、その取組を通じて、理事会等における具体的な指示や意思決定に至る経緯を記録・保存 ⇒ 改善措置を着実に実施する前提で資金計画等を検証 ○ 民鉄線事業については、財務の健全性・償還確実性を確保するために、適切な債権管理が必要であることから、実態確認を行ったところ課題が認められたため、鉄道事業者の経営状況の調査・検証の態勢整備について改善・検討を求めた。

- ② 独立行政法人 都市再生機構(平成18、25事務年度に続き3回目の監査)
 - 賃貸住宅事業、都市再生事業等が財政投融 資対象。

事業規模	財政投融資	財政投融資残高
(令和2年度計画)	(令和2年度計画)	(令和元年度末)
13,579億円	4,339億円	

検証項目	改善・検討等を求めた事項	
・財務の健全性・ 償還確実性につ いて	・機構は、平成26年3月に経営改善計画を策定し、将来の経営環境の変化に対応可能な経営基盤を確立するため、経営改善に取り組んでおり、平成30年度に繰越欠損金を解消している。 ・令和15年度末までに法人全体で有利子負債を平成25年度末比3兆円以上削減する目標を設定し、有利子負債の削減に努めている。	
	 ○ 上記のとおり、財投対象事業の財務の健全性を維持していくためには、将来にわたり安定的な収益の確保が必要であることから、実態確認を行ったところ課題等が認められたため、以下のとおり改善・検討を求めた。 > 機構収益の大宗を占める賃貸住宅事業は、UR賃貸住宅のストック活用・再生を着実に推進できるよう、引き続き、適切な事業の進行管理を実施 > 経営改善計画の進捗管理にあたって作成した将来見通しについては、金利動向や事業別の収支見込を勘案するなど長期的な視点で引き続き検証 > 都市再生事業及び賃貸住宅事業の個別プロジェクトの執行について、適正な管理態勢を確保するため、事業リスク管理の指針の改訂 	

(出所:「財政融資資金等の実地監査について」(令和3年6月16日)) (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_ council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa030616/zaito030616_04.pdf)

(2) スポット監査

実地監査に加え財政投融資のPDCA強化の観点から、 時々の重要テーマや政策効果の検討に絞って実施されて、同機構の投資案件に対するモニタリング・リスク管 る。なお、直近でのスポット監査は、平成29事務年度 として、平成30年6月22日開催の財政制度等審議会財 政投融資分科会で審議されている(https://www.mof. go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/ sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa300622/ 公表されていない。また、新型コロナウイルス感染症対 zaito300622_3.pdf)。テーマは、(独) 石油天然ガス・ 策のため、令和2年度は病院事業への実地監査は見送ら

金属鉱物資源機構が資産買収出資事業として実施した投 スポット監査は、平成22年度から導入され、従来の 資案件の一部について、事業の遅れなどによる損失発生 を踏まえて、投資回収の実現性及び収益性確保に向け 理に関する取組状況となっている。

(3) 地方公共団体実地監査

地方公共団体実地監査は、具体的な地方公共団体名は

れている。

(図表7:地方公共団体実地監査に関する公表内容(その1))

地方公共団体に対する実地監査の概要及び実施状況

- 全国の財務局・財務事務所等の資金実地監査官等が、貸付先である地方公共団体に赴き、①貸付資金の使用状 況及び事業の成果、②地方公営企業の経営状況などを実地でチェック。
- 監査で把握した経営課題や団体の課題解決に向けた取組を支援するため、アドバイス等を実施。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の状況を勘案し、実施可能な団体を対象に監査を実施。なお、病 院事業については実施を見送り。

《令和2年度 実施状況》

① 貸付資金の使用状況等監査

団体数	財政融資資金残高	監査実施団体数(割合)	監査先残高	改善報告を 求めた先(割合)
2,376	442,232億円	135(5.7%)	25,702億円	7 (5.2%)

② 公営企業の経営状況監査

区分	企業数	財政融資資金残高	監査実施企業数(割合)	監査先残高	改善報告を 求めた先 (割合)
上水道	1,224	33,235億円	79 (6.5%)	1,777億円	_
下水道	2,801	78,611億円	132 (4.7%)	7,336億円	1 (0.8%)
合計	4,025	111,846億円	211 (5.2%)	9,113億円	1 (0.5%)

【注】本表は、全公営企業8,222先のうち、令和元年度末に財政融資貸付残高を有する上水道事業及び下水道事業(公共下水道、 特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設)について掲載(総務省「地方公営企業年鑑」令和元年度決算値)

※上記の他、監査計画先のうち、監査が実施できなかった一部の公営企業については、Webを活用し、経営課題の把 握や先進事例の紹介等を実施。

(出所:「財政融資資金等の実地監査について」(令和3年6月16日)) (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_ council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa030616/zaito030616_04.pdf)

なお、令和3年6月の実施状況では、公営企業の経営が分析されている。

状況(上水道事業、下水道事業)に関して、主に次の点

上水道、下水道事業 の修正・費用の構造	▶ 上・下水道を単価ベースで比較すると、上水道は比較的黒字に分布している。▶ 下水道は施設区分により異なり、公共下水道の一部は黒字に分布するものの、特定環境保全及びの医業集落排水のほとんどは、赤字に分布している。
下水道事業の施設区 分・地方公営企業法 適用別の経営状況	➤ 下水道事業は管渠整備や処理施設などに多額の投資を要する一方で、見合いの収益が回収できない企業が過半数を占めている。▶ 特定環境保全や農業集落排水は処理区域内人口に制限があり、人口規模の小さな事業であるため、独立採算が難しい経営環境にある。
上水道、下水道事業 への今後の実地監査	 ➤ 下水道事業のうち、特定環境保全及び農業集落排水は小規模事業者であり、事業の性質上、団体の一般会計繰入に依存する経営が多い状況にある。 ➢ 公共下水道については、広域化や官民連携の取組などで経営改善事例がある。 → 今後の実地監査では、上水道事業及び公共下水道事業のうち、収支均衡ラインよりも若干の下位(赤字)にある企業を中心に選定し、効果的なアドバイス等をすることで、黒字に移行することを地道に継続的に支援する。

(4) 財政状況の把握

は、以下のとおりである。なお、令和4年度は、都道府

公表資料では、直近の市区町村ヒアリング実施団体数 県との意見交換を10団体実施している。

(単位:団体)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
272	194	164	162	164

(出所:財務省HP (https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm))

(図表8:地方公共団体の財務状況把握に関する公表内容)

2022年度財務状況把握の結果の概要(市区町村)

- 財務局において、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、毎年度、地方公共団体の財務状況把握を実 施。2022年度は2020年度決算をベースに、全市区町村1,741団体のうち164団体に対しヒアリングを行った (2021年度162団体)。
- 地方公共団体の財務状況について、①「債務高水準」、②「積立低水準」及び③「収支低水準」の診断基準への該当 状況を確認したところ、以下のとおり。

<ヒアリング実施団体における診断基準への該当状況>

ヒアリング	診断基準に該当する団体数			診断基準に	
団体数		債務高水準	積立低水準	収支低水準	該当していない団体数
164	16(%)	1	13	6	148

※複数の診断基準に該当する団体があることから、計において一致しない。

診断基準に該当した地方公共団体について、その要因を把握したところ、以下の事例が認められた。

財務上の留意点	主な事例	
①債務高水準	・地下鉄事業の財源として起債した企業債の償還のために地方債を発行した。	
②積立低水準	・新型コロナウイルス感染症対策事業等の事業費に充当するため、基金の取り崩しを行った ・道路や学校施設の整備に係る事業費に充当するため、基金の取り崩しを行った。	
③収支低水準	・児童福祉費・社会福祉費等の扶助費が増加したことにより、収支が悪化した。 ・高齢化の進展に伴い後期高齢者医療特別会計等への繰出金が増加し、収支が悪化した。	

(出所:「令和4年度の地方公共団体の財務状況把握の結果について」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/2022_ kekka.pdf))

財務省HP (https://www.mof.go.jp/policy/filp/ summary/filp local/21zaimujoukyouhaaku.htm) では、財務状況把握に伴う地方公共団体の収支改善取組 事例等も公表している。

また、自治体によっては、財務省による財務状況把握 の結果概要をホームページで公表している。例えば、福 岡県大川市では、令和4年10月に財務省福岡財務支局に よりヒアリングが実施され、同年12月にその結果が交 付されたとして、概要と診断表を公表している(https:// www.city.okawa.lg.jp/s004/010/010/zaimujoukyou/ 20230216134749.html)。

6. 最後に

財政投融資に関する規律(チェック)としての実地監 査や地方公共団体の財務状況把握は、毎年度、財務省に より実施されている。公表資料では具体的な手続や内容 は確認できないものの、公認会計士といった専門家を活 用し財政投融資に対するPDCAの一環を担っていること が分かる。法人等実地監査の手続指針の公表や、実地監 査等による財投事業実施の適正性、個別の法人等の債務 償還能力に関する現状での判断結果を公表することで、 財政投融資の規律(チェック)機能は、客観的にも一層 担保されると思われる。

会計基準等開発動向

2023年11月7日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計 基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理(リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。)について検討が行われている。	2023年5月2日に、企業会計基準公開草案第73 号「リースに関する会計基準(案)」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応 が検討されている。
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2023年5月31日に、実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されており、2023年11月に最終化することが目標とされている。
パーシャルスピンオ フの会計処理	2023年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、事業を分離・独立させる手段であるスピンオフに関して、スピンオフ実施会社に一部の持分を残すスピンオフの会計処理について、検討が行われている。	2023年10月6日に企業会計基準適用指針公開草 案第80号(企業会計基準適用指針第2号の改正 案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する 会計基準の適用指針(案)」等(コメント期限: 2023年12月6日)が公表されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル(CECLモデル)と米国会計基準におけるモデル(CECLモデル)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直し への対応として、金融商品取引法等の一部を改 正する法律案が成立した場合を想定し、改正後 の金融商品取引法上の半期報告書制度に対応す る会計基準等について検討が行われている。	2023年10月より検討が開始されている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」 又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの 発行・保有等に係る 会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において

項目	内容	ステータス
		審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙(https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf)が公表された。
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の 改正への対応については、企業会計基準第27号 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計 に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の 改正の要否の検討が行われている。	2023年7月より検討が開始され、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等(当期税金)の会計処理及び開示について、公開草案の公表に向け審議が進められている。 2023年11月に公開草案を公表することが目標とされている。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会 計処理及び開示の取 扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議(2021年11月29日開催)においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。第44回基準諮問会議(2022年3月2日開催)では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。第45回基準諮問会議(2022年7月20日)では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
1人私募投信の会計 処理の明確化	昨今、いわゆる1人私募投信として、受益者単数 の投資信託が散見されるが、会計基準等では、 投資信託は受益者複数を前提とした会計処理し か示されていないため、1人私募投信の会計処理 の明確化を検討するもの。	第47回基準諮問会議(2023年3月1日開催)において、実務対応レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。第48回基準諮問会議(2023年7月3日開催)では、テーマ評価の内容を踏まえて、テーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱うこと、提案された内容については、今後予定されている金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項の1つとして取り扱うこととされた。
「繰延資産の会計処 理に関する当面の取 扱い」の改正	「当面の取扱い」であるにもかかわらず、15年以上抜本的な検討がなされていないため、一部の繰延資産についての取扱いの見直しを検討するもの。	第48回基準諮問会議(2023年7月3日開催)に おいて、会計基準レベル/実務対応レベルとし て、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼す るとされた。
上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	(1)上場企業等のVCファンドへの投資について、 時価をもって貸借対照表価額とすることを検 討すること。(2)上場企業等が投資するVC ファンドの構成資 産である市場価格のない株式について、時価 で評価することを検討すること。	第48回基準諮問会議(2023年7月3日開催)において、会計基準レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
日本公認会計士協会 (JICPA) が公表した 実務指針等の移管	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するに当たり、移管のアプローチ等について検討を行う。あわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととされている。	JICPAが公表した実務指針等の移管に着手する前の段階において、移管のアプローチ等に関する意見募集が2023年6月20日に公表され、2023年8月25日にコメントが締め切られた。現在、意見募集に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続(デュー・プロセス)は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S1号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)の公開草案の公表を目標として審議が行われる予定である。 なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。
日本版S2プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S2号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)の公開草案の公表を目標として、審議が行われる予定である。なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、規範性がない(基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない)ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSB の産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び 手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草 案第73号「リース に関する会計基準 (案)」等の公表に伴 う実務指針等の改正 及び廃止	ASBJから2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等に対応するため、会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の実務指針等について見直しを行うもの。	2023年5月2日付で、左記実務指針等の改廃に関する公開草案が公表され、2023年8月4日まで意見募集が行われていた。
会計制度委員会報告 第8号「連結財務諸 表等におけるキャッ シュ・フロー計算書 の作成に関する実務 指針」の改正	ASBJから2023年5月31日に公表された実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」及び企業会計基準公開草案第79号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(そのX)(案)」に対応するため、左記実務指針について見直しを行うもの。	2023年5月31日付で、左記実務指針改正に関する公開草案が公表され、2023年8月4日まで意見募集が行われていた。
会計制度委員会報告 第7号「連結財務諸 表における資本連結 手続に関する実務指 針」の改正	ASBJから2023年10月6日に公表された企業会計 基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適 用指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の 額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」 及び企業会計基準適用指針公開草案第81号(企 業会計基準適用指針第28号の改正案)「税効果会 計に係る会計基準の適用指針(案)」に対応する ため、左記実務指針について見直しを行うもの。	2023年10月6日付で、左記実務指針の改正に関する公開草案が公表され、2023年12月6日まで意見募集が行われている。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
四半期報告書制度の	・四半期報告書制度廃止	2023年3月14日に左記内容を含む「金融商品取
廃止を含む金融庁関	(1)上場会社に対する期中の業績等の開示につい	引法等の一部を改正する法律案」が第211回国会
連法律案等	て、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの	に提出され、現在第212回国会(臨時会)におい
	開示に頻度を落とし(四半期報告書制度の廃	て参議院で審議されている。
	止)、上場会社に対して、四半期報告書に代	施行期日は、原則として、公布の日から起算し
	わり半期報告書の提出を義務付けることと	て1年を超えない範囲内において政令で定める日
	し、四半期報告書の提出に関する規定を削除	から施行することとされている。
	する。	ただし、四半期報告書制度の廃止に関連する規
	(2)参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登	定は、2024年4月1日から施行し(附則第1条第
	録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確	3号)、この施行の日より前に開始した四半期に
	認書並びに臨時報告書(これらの訂正書類も	ついては従前の例による(附則第2条第1号)と
	含む。)の公衆縦覧期間を5年に延長する。	されている。

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示 に関する内閣府令」 等の改正(案) (「重要な契約」の開 示にかかる改正)	2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられるとされたことを踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書(以下「有価証券報告書等」)及び臨時報告書の記載事項について、以下の改正を行うものである。 【1】企業・株主間のガバナンスに関する合意 【2】企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 【3】ローン契約と社債に付される財務上の特約(1)臨時報告書の提出 (2)有価証券報告書等への記載	2023年6月30日付で左記改正案が公表され、2023年8月10日まで意見募集が行われていた。改正後の規定は公布の日から施行される予定である。なお、改正後の規定は、以下の適用が予定されている。 ①「重要な契約」の有価証券報告書等への記載(左記【3】(1)以外) 2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用 ②財務上の特約に係る臨時報告書の提出(左記【3】(1)) 2025年4月1日以後に提出される臨時報告書から適用
投資信託財産の計算 に関する規則の一部 を改正する内閣府令 案	投資信託及び投資法人に係る一単位(ロ)当たりの純資産額と基準価額において差異が生じた場合に、貸借対照表等において当該基準価額及び当該差異の理由が注記されるよう所要の改正を行うもの。	2023年10月18日付で左記改正案が公表され、2023年11月17日まで意見募集が行われている。パブリックコメント終了後、所定の手続きを経て公布、施行の予定とされている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

新刊書籍のご案内

ここがポイント! 地方独立行政法人会計の実 務ガイド

有限責任監査法人トーマツ 著 同文舘出版株式会社

令和4年度、地方独立行政法人会計基準及び同 注解(以下、地独会計基準)の大幅な改訂が行わ れました。改訂内容は複雑で、難解な内容となっ ています。そもそも、地独会計基準は、企業会計 基準をベースにしていますが、地方独立行政法人 の特徴を反映した基準となります。また、地独会 計基準は、試験研究所等の一般型、公立大学法 人、病院等の公営企業型と事業内容が異なる法人 に共通して適用される会計基準ですが、法人の特 徴により、一部、異なる会計基準が規定されてい

今回出版しました、『ここがポイント! 地方独 立行政法人会計の実務ガイド』は、地方独立行政 法人の会計実務について、一般型、公立大学法 人、公営企業型の法人別にわかりやすく解説した 書籍になります。地方独立行政法人会計実務はも ちろんのこと、令和4年度の改訂内容も含めて、 地方独立行政法人への移行・設立のアドバイザリ 一業務や会計監査において、豊富な実績、知見、 経験を有する有限責任監査法人トーマツの公認会 計士が解説しています。

本書はこれまでなかった法人別に整理した会計 実務の解説本となっており、地方独立行政法人関 係者の方々だけでなく、地方独立行政法人への移 行や設立に関わる設置団体である地方公共団体の 関係者の方々、独立行政法人や国立大学法人他財 務会計制度に関係する方々の参考となり、本書を 実務に活用して頂ける内容となっています。

> 定価 4.840円(税込) 2023年9月刊 ISBNコード: 978-4-495-21057-1



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。 市販の書籍 https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookspublications.html

デロイト トーマツ メールマガジンのご案内

www.deloitte.com/jp/mm

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を無料で皆さまにお届けしています。コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する「監査・保証業務」「リスクアドバイザリー」「コンサルティング」「ファイナンシャルアドバイザリー」「税務」「法務」などのサービスや、各インダストリーに関連する内容を中心とした、最新のナレッジやセミナー情報などです。ぜひご購読ください。

■デロイト トーマツ グループメールマガジン

〈サービス別〉

- ■会計・監査メールマガジン
- ■IFRSメールマガジン
- ■リスクインテリジェンス メールマガジン
- ■ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative
- ■モニター デロイトニュース
- ■ファイナンシャルアドバイザリーメールマガジン
- ■クライシスマネジメント メールマガジン

〈インダストリー別〉

- ■ライフサイエンス ニュースレター
- ■ヘルスケアメールマガジン
- ■コンシューマービジネス ニュースレター

お申し込みはこちらから



www.deloitte.com/jp/mm

お問合わせ先 デロイト トーマツ メールマガジン事務局 info_mailmagazine_jp@tohmatsu.co.jp

"監査品質に関する報告書2023"発行のご案内

www.deloitte.com/jp/audit-quality

有限責任監査法人トーマツは、「監査品質に関する報告書2023」を11月に発行しました。

「INTRO」「特集」「Tone at the top」「監査チームとメソドロジー」「品質管理システム」「ファームワイドでの取り組み」という章立てにより、監査品質のさらなる向上のための様々な取り組みについて説明していますので、是非ご覧ください。

お問合わせ先 有限責任監査法人トーマツ 広報 audit-pr@tohmatsu.co.jp

会計情報

発行日 令和5年11月20日(毎月20日発行)

第568 12月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ

テクニカルセンター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング

Tel.03-6213-1070 Fax.03-6213-1145

MailAddress:trc_mailing@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ http://www.deloitte.com/jp/audit トーマツ会計情報 http://www.deloitte.com/jp/atc

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワーク のメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ ツルサルティング合同会社、デロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧くだい。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーステームであり、保証有限責任会社です。プロイト アパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツ リミテッド (*DTTL*)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約の下・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

